



文化財愛護シンボルマーク

大分県文化財調査報告 第七十一輯

八面山の文化財

大分県教育委員会

八面山の文化財



序

大分県教育委員会は、文化財の保存・活用と資料収集の基礎データの作成を目的として、文化財総合調査を実施しております。

標高六五九メートルの八面山は、豊前平野とその周辺の人々には、豊前地方を代表する心の山であり、宇佐・国東の山々と求菩提・英彦山の山々との宗教や文化をつなぐ山岳でもありました。

しかし、これまで八面山の文化については、本格的な調査は皆無であり、個々の文化財等についての断片的な報告を見るのみでありました。そのため、大分県教育委員会は、昭和五十八～五十九年度の二か年に亘り、八面山の文化財総合調査を実施しました。この成果の一端が、本報告書であります。限られた日時事業のため、八面山とその周辺の文化財のすべてを解明したものではありませんが、本書が文化財の保護に多少なりとも寄与できれば幸であります。

おわりに、この調査にご尽力いただいた調査員各位、この事業に積極的にご協力いただいた関係市町村教育委員会及び三光村、資料提供に快く応じていただいた関係各位に対しまして、深甚の謝意を表します。

昭和六十年 三月三十日

目次

一	八面山周辺の考古遺物 (村上久和)	1
二	八面山と三光村の歴史 (乙咩政巳)	5
三	古文書・古記録 (乙咩政巳)	57
四	八面山と神社 (伊藤勇人)	97
五	八面山周辺の石造美術 (入江英規)	161
六	八面山周辺の仏像彫刻 (岩男 順)	195
七	祭りと芸能 (染矢多喜男)	225
八	蜜の祭礼及び絵馬 (段上達雄)	257
九	八面山一帯の植生 (梅津幸雄)	267

凡 例

一 本書は、大分県教育委員会が昭和五十八・五十九年度に実施した八面山の文化財総合調査報告である。

一 この調査は、八面山とその周辺の文化財の保存・活用と資料収集の基礎資料を作成することを目的に、概要調査を実施したものである。

一 この調査の二か年の調査員と担当項目は、つぎのとおりであり、この報告書の執筆も調査員がおこなった。

石造建造物 入江英親 県文化財保護審議会委員

彫刻 岩男順 県文化財保護審議会委員・別府大学文学部教授

民俗文化財 染矢多喜男 県文化財保護審議会委員

段上達雄 県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究員

神社 伊藤勇人 別府大学文学部助教授

歴史・文書 乙畔政巳 宇佐市教育委員会社会教育課主事

植生 梅津幸雄 中津市立中津中学校教諭

考古資料 村上久和 県教育庁文化課主任

一 本書の編集は、大分県教育庁文化課文化財管理係がおこなった。

八面山周辺の考古遺物

村上久和

八面山周辺の考古遺物

一 上宮地区遺物出土地

上宮地区においては、前山神社南側の通称鏡池および巨石群斜面において、須恵器および土師器が表面採集されている。

土師器小皿は、底径二・二センチをはかる。底部外周は糸切り後に板状圧痕が部分的にみられる。全体的に落はくが激しい。

(第1図3)

土師器杯は、口径一三センチ、器高四・〇センチの内黒土師器である。口縁部は外反し、端部は玉縁状に丸く肥厚する特徴を持つ。外底はヘラ切りである。(第1図4)

須恵器は、壺胴部片である。外面は平行叩き、内部は荒い同心円の叩き目が見とめられる。以上の外、上宮地区巨石斜面においては、須恵器、土師器が重松敏美氏等によって採集されているようであるが、今回は発見できなかった。時期は、(一)が鎌倉時代から室町時代、(二)・(三)が平安中期に比定できようであろう。

二 中宮坊跡

中宮坊跡では、酒井登氏によって若干の遺物の表面採集があった。それによると龍泉窯系青磁(平安末期から鎌倉時代)・同安窯系青磁(平安末期から鎌倉時代)・唐津系陶器片(室町時代から江戸時代)などがみられ、今後の再調査を望みたい。

三 山下経塚

山下経塚は、康和四年および保安元年銘の銅製経筒を出土したことで著名な遺跡である。昭和10年に出土した遺物は、現在東京国立博物館に保管している。経塚はこれらのみではなく、周辺にもあったらしく、特に東側原野を造成中に経塚らしい石棺状のものが出土したとの伝承もある。日田市の桑野陽吉氏コレクションの中に、伝三光村八面山出土の経筒資料がみられるが、山下出土の可能

性が高い。桑野コレクションには、陶製経筒二本、鉄製経筒一本がある。そのうち一本は、陶製長胴壺で、口径六・六センチ、器高三三・〇センチ、胴部最大径一三・〇センチを測る。胎土は精良であり、砂粒をほとんど含まない。釉は淡黄緑色を呈する。越州窯系陶磁器のものと考えられ、平安時代後期のものである。(第1図一)

四 妙見宮岩陰遺跡

金色地区の妙見宮は、耶馬溪燄結凝灰岩が浸蝕作用をうけ岩陰を形成していて、あたかも求菩提山などでみる陰窟状を呈している。この遺跡の発見者は、中尾七平氏であり、多数の土器の散布を見る。土器は、土師器・内黒土師器・須恵器などである。

土師器 口径二・八センチ、器高二・八センチを測る。外底面はへら切りをしており、口縁部は外反し、端部は玉縁状に丸くおさめる。

内黒土師器 口径一三・〇センチ、器高六・〇センチを測る。高台は、やや高く、外方へのびており、外底面はへら切りをしていゝる。口縁部は外反し、端部は丸くおさめる。(第1図5)

以上のはかに土師器小片多数が散布するが、全て斜面上であり、遺構などの存在は現在までのところ認められない。時期は全て平安時代前期～中期(九世紀末から十世紀前半)に比定できる。

上記以外でも瑞雲寺遺跡、岡崎遺跡などで平安時代後期の青磁類、大宰府系鬼瓦の出土を見ている。

小 結

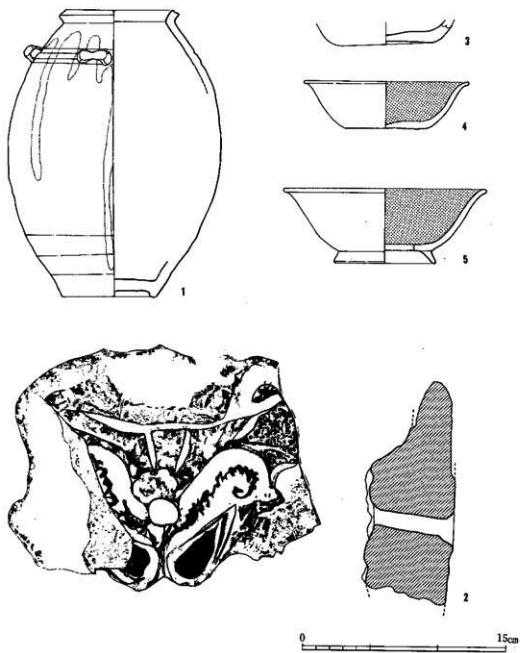
八面山周辺の祭祀遺跡を概観したが、八面山では遺物でみるかぎり、九世紀後半から十世紀初頭にかけて神道の祭祀が盛んに行なわれるようになる。特に山上の巨石、あるいは岩陰(陰窟)祭祀などが認められる。これは求菩提山など豊前地方の修験祭祀と共通するが、時期的にみて若干古いようである。次に十二世紀後半から十三世紀初頭に山下段塚など仏教的祭祀に転換する。この時期に大日寺などの天台系寺院の成立があり、山中の坊舎などが盛んに作られたと遺物から想定される。このような在り方は、筑前宝満山などと共通した変化をするようである。十一世紀に遺物が認められず、この時期を山岳信仰の変化期と考えられるのではなからうか。

以上八面山周辺遺物の素描を試みたが、調査期間が短かく、全て表面採集資料のみで、遺構・時期については明確でない。今後発

掘調査をふまえて山岳信仰の実態を解明しなければならない。

この調査において、豊前地方の山岳信仰を古くから研究している中尾七平氏を始め、酒井登、金色仁、神安夫氏等に御教示・御協力を得た。記して感謝の意を表したい。





第1图 八面山周边出土遗物 (1. 伝山下経塚 2. 岡崎遺跡 3.4. 上宮地区 5. 妙見宮)

八面山と三光村の歴史

乙 咩 政 巳



元治2年(1865)の八面山絶頂図(山口馬城次氏所藏)

八面山と三光村の歴史

第一節 八面山と三光村

八面山は下毛郡三光村の南部と木耶馬溪町北部の屋形地区にまたがり、耶馬溶岩台地の最北東端に位置し、航空母艦型の大メサである。山体は寒塊岩の上に旧耶馬溶岩(復讐石安山岩)がおおい、最高所は六五九メートルである。大正一二年因指定名勝の耶馬溪に、また昭和二五年指定耶馬日田英彦山国定公園の中に所属している。当山は天和三年(一六八三)に鳴動しており(中山重紀校訂『豊前国宇佐郡四日市村年代記』)、享保二年(一七一七)にも鳴動し山腹が裂けたとのことである(今永正樹編『豊前中津地方ふるさと歴史年表』)。

この山は四方どちらから見てもほぼ同じ山容をしていることから、八面山という名称が付けられたという。また別名箭山(弥山)といい、昔矢を作るのに使用した矢柄竹が多く自生していたことによる命名とも、あるいは屋根型をしているので屋山と呼ばれるようになったとも伝えられている。山頂には箭山神社があり、北麓に猪山八幡宮、北西麓に斧立八幡宮が鎮座している。八面山が福岡県の英彦山・求菩提山などと同様に、修験道に関係する霊山であったことはあまり知られていない。それは史料があまり残存していないことに帰因する。文献上確認される八面山関連の初見史料として、仁平二年(一一五二)に記述された「人間菩薩朝記」があり、これを掲示すると、

本朝国内豊前国宇佐郡少蔵山北辰坐、其語云、我一所住坐法界、衆生有情利益力願發云、從此西有彦山神坐、名言權現、一万金剛童子申、其權現以宝珠玉、一切衆生度給、於然上法運行人來着云、我權現如意宝珠玉、我未見給申、於然斑地積玉口入出来、自口出前置、是見^三、八幡申、己八幡聞、雖北辰迫迄得給、八幡者不奉上、仍八幡香春明神語云、自此南彦山坐、其御前如意宝珠候也、其申給云、其時八幡彼之御山仁參向之旨申給、為玉來着申、其時北辰付奉上之申、雖而不見由申給之旨、此度尚見給申給、人出玉請取不返、他國逃去、其時權現大誓願發言、我玉不得者、又返不成正覺誓行、其時豊前国下毛郡諫山郷南富高山猪山大多羅牟神者、八幡大祖也、彼為焼修給出、皆仍彼之所去、宇佐郡御許垂跡權現給、

とある（○印筆者）。下毛郡諫山郷の南に位置する高山が、八面山を意味するものと考えられる。

この高山に言及した類似の伝承が、正応三年（一二九〇）弥勒寺字頭法印神時によって編纂された「八幡宇佐宮御託宣集」（以下「宇佐託宣集」と略称）をはじめ、天和二年（一六八二）宇佐宮社僧惠海法師による「八面山縁起」、元禄七年（一六九四）の「彦山縁起」、及び江戸時代に書かれた「六郷開山仁開大菩薩本紀」に収載されている。

以上の諸縁起はいずれも「人間菩薩朝記」を参考にし、さらにそれに肉付けをしてより具体的に説明したものである。ここで再び、八面山に関する「宇佐託宣集」第五巻の一部を引用すると、

豊前国下毛郡諫山郷之兩高山者、大菩薩母大帯姫御垂迹之洞也、令^レ登^ニ彼高山^一賞^ニ問^之、其聲聞^ニ伊與国石鉄山、大菩薩變^ニ金色鹿^一、召^ニ具金色犬^一、飛^ニ返此高山^一、語^ニ聖人^一而言、我者八幡也、屬^ニ此寶珠^一天、可^レ利^ニ益^一一切有情一志、宇佐垂迹之時、神宮寺別當土奉^レ仰天、同心仁天下乎可^レ静護^ニ也者、和與永得^ニ珠給事^一、高山者猪山之^上、大嶽峯也、今申^ニ和與石^一者、爾時御座也、石林大菩薩現在、又金色犬變石在^今、

とある。まずこれらの伝承にかかわる全文の大意を要約し、紹介しておく必要がある。

大宝三年（七〇三）八幡大菩薩は唐土より帰国し、小倉山（現在の宇佐神宮上宮）に至り、北辰に対して、一所に住して衆生を利益する方法を問うたところ、彦山権現の如意宝珠によって一切の衆生を度すべしと、また香春大明神からも同じ返答を受け、ただちに彦山へと向う。一説によれば、この宝珠は彦山権現が摩訶陀国から持参したもので、百六十余年後、法蓮聖人が玉屋窟でこれを感じたものという。八幡大菩薩は翁となり、法蓮に如意宝珠を乞うたが断られ、奪って逃走、法蓮はこれを追ひ、般若智印を結び四方

に投げ、火界真言を念すると、翁の逃げ路に火の手が上がり、逃走できずに帰来して宝珠を返した。心ゆくときに渡してほしいと懇望し、法蓮は渡す気もなく承認、翁が悦んで去ったあとに珠がなくなっていたので、法蓮は追跡し大菩薩の母である大帯姫垂迹の洞のある下毛郡諫山郷の南高山に登って問責した。その声は伊与国の石鉄山(石槌山)にまで聞こえ、大菩薩は金色の鷹に變じ、金色の大を連れて高山に飛び返った。ここで大菩薩が宇佐に垂迹した時に、法蓮を神宮寺(齋勒寺)の別当にすること、和与(和)解が成立したという。

法蓮聖人については、『続日本紀』文武天皇大宝三年(七〇三)九月癸丑条に、「施_二僧法蓮豊前国野四十町、衰_一医術一也」とあり、元正天皇養老五年(七二二)六月戊寅条にも、「詔曰、沙門法蓮、心住_二禪技_一、行_二居法聚_一、尤精_二医術_一、濟_二治民苦_一、善哉若人、向不_二褒賞_一、其僧三等以上親、賜_二字佐君姓_一」とある。法蓮は正史にも記載されている實在の人物で、医術によって褒賞され、豊前国野四十町や宇佐君姓を賜わったことが判明する。なお、『宇佐託宣集』第六巻によれば、大菩薩との宝珠をめぐる約束により、法蓮が弥勒寺の初代別当に任命されたという。

法蓮は彦山中興の祖といわれ、諸縁起に必ず引用されているが、これは法蓮の医術に精通した呪術的性格が修験道と一脈相通じ、かつ豊前国の著名な靈験僧であったため、引き合いに出されたものと推定される。

この伝承中、高山とは猪山(猪山社鎮座地)の上にある大嶽峯であると説明しており、これは八面山の一峰(箭山神社鎮座地)を指すものである。

さて、以上の伝承をそのまま史実として認めることはできないが、彦山・石槌山・御許山といった修験の靈山が関連して記載されており、このことから伝承の書かれた当時、すなわち十二世紀中頃八面山は修験の靈山として、位置づけられていたものと理解される。なお、箭山神社周辺部からは土器片がかなり発見されており、今後の調査研究に期待される。

ところで、八幡大菩薩と法蓮聖人の和与が成立した時の和与石については、『八面山縁起』に杜壇(箭山神社)の西にあり、高さ五丈六寸(約十五・十八メートル)ほどあるという。元治二年(一一六五)美濃国出身の土岐源五(養虫山人)が描写した『八面山絶頂図』に、「立岩」と注記されている巨石がこれに該当し、特に、ここからは彦山と宇佐が一望できることも注目されよう。唐橋世済編撰

『豊州誌巻之上』(大分県立図書館所蔵)の八面山の項によれば、「一面八方向背ナク八面削ルカ如シ、山ノ中央有_二石、國柱石ト云、又

和与石ト云、高二丈六尺許、周圍五丈二尺、屹然トメ峙立ス、傳ヘ云、上古ノ初、皇天陰陽ヲ分ツノ神跡ナリト云」と説明しており、石の高さに相違がみられる。

石钵大菩薩(鷹の婆石)・犬の婆石に関して、「八面山縁起」は社壇の北方に金色の鷹・犬の化靈石があるとされている。この点、江戸時代中期の作成と推定される『繪縁起巻之二』(鷹神社所蔵)には、社殿に隣接して「鷹石」・「犬石」が表現されている。恐らく、社殿のすぐ北にある巨石を指すものと考えられる。

つぎに、八面山修験の成立を如実に物語る遺物として、経筒を取り上げなければならない。これは書写した紙本経を取める容器のことで、これを地中に埋納して小塚を築造した遺跡が経塚である。寛弘四年(一〇〇七)藤原道長が、金峯山に造営したのが最初といわれている。

八面山北麓の三光村大字田口字山下から、紀年銘を有するものが、今までに三本確認されている。

(一) 康和四年(一一〇二) 在銘のもの(東京国立博物館所蔵)で、銘文はつきのように陰刻されている。

康和四年十一月九日

□ 因任

(二) 元永元年(一一一八) 在銘のもの(東京国立博物館所蔵)、筒の高さは二六・七釐で、左記の銘文がある。

奉書寫如法經

元永元年 歲次 戊戌

十月五日

勸進倍經尊

(三) 保安元年(一一二〇) 在銘のもの、銘文は詳しく知ることができない。

また、同村大字成恒字隨雲寺で発見された、佐々木ミサヲ氏所有の銅鑄鏡金甌生仏・銅鑄独鈷杵・鉄短刀・角釘・ガラス丸玉・青磁・白磁も、経塚から出土したと考えられる。明治二十四年(一八九一)十一月二十四日付の埋蔵物発掘届に、「右ハ明治廿四年十一月十九日、下毛郡山口邸大字成恒私有地字瑞雲寺ト称スル山林ヲ、石入用ノ為メ掘崩シ候處、前記ノ物品掘出シ候間、物品相添此品御届申上候也」と記述され(○印は筆者)、経塚を発掘した可能性の極めて高いことが指摘されよう。八面山とその周辺地域には、

修験関係の遺跡がまだ多く存在するものと推定される。

経筒の紀年銘から、文献資料よりも若干遡及して、十二世紀初頭にはすでに修験の霊場として繁栄していたことは否定できない。では、その始源をいつに求めるべきかという問題が残されるが、箭山神社周辺部から十〜十一世紀の土器片も発見されており、今後の調査・研究に期待されるところである。

八面山の峰入については、(仮題)『八面山順拝次第記』(徳木普一郎氏所蔵)と命名すべき江戸末期の記録が残されている。これによると、華嚴が八面山の聖母大権現に仕え、大日如来を崇拝し、大日寺を開基したと伝え、峰入は仁平三年(一一五三)の智然を初めとして、弘化二年(一八四五)智淳まで十九回執行されたという。その順拝経路は、聖母・八幡・比咩神を祭神とする箭山神社から、金色の鷹・大靈石や和与石、周辺麓の堂・岩窟などの由緒地を順拝して、大日寺に帰る八泊九日の行程であったことがわかる。この峰入行事が十二世紀中頃から執行されたという点については、十二世紀初頭段階ですでに修験の霊場であったことと考え合わせると、かなり信憑性の高い記述と推察される。

中世の当山については、箭山神社参道のすぐ左脇に、徳治二年(一一三〇七)の角塔婆一基が現存し、銘文に「法蓮」と刻まれており、修験者によって建立された記念碑と思われる。また、大永三年(一五二二)の通津頼勝・成恒氏種連署實得時元大石寺名坪付注文には、字佐宮の宮番料所である實得名において、「一所四拾代同所万免不収 大嶽山領」とみえ、天正十三年(一五八五)の成恒鎮直覚書では、「一所三拾代 定鎮九拾文請取之、大岳山伏均分」とある。大嶽山伏とは「字佐託宣集」第五巻で確認された大嶽山の山伏であり、麓に所領の一部が検出され、当峰がこの頃も修験の霊場として生きつづけていたことの一端を知りうる。その中核は大日寺であったと考えられる。「八面山縁起」によれば、箭山神社より乾(西北)の方向五、六町(約〇・五四〇・六五キロ)ほど行った中腹に、大日寺と六坊が所在していたが、天正年間の兵火により、山上の社殿を含めてことごとく灰燼に帰したという。大日寺は箭山神社の神宮寺であり、猪山神社の場合神護寺がそれに該当する。

近世においては、元和八年(一六二二)『小倉藩人番改帳』の深水惣左衛門手永田口村に、山伏二人、家二軒が見られるが寺の記述が見当たらず、やはり天正年中の争乱で堂舎が焼失し、廃寺化していたものと推定される。この頃もわずかに修験の法燈は維持されていたことになる。

「八面山順拝次第記」には、正保元年（一六四四）智喬による峰入から、弘化二年（一八四五年）の智淳まで七回実施されており、再び修験の霊場としての活動が確認される。天和二年（一六八二）編纂の『八面山縁起』は、祐音法師が惠海法師に依頼して成立したもので、彼は八面山座主大日寺と猪山神護寺を兼務していたことが確認される。なお、十七世紀末に書かれた『寺社寄帳』によると、大日寺は天台宗、神護寺は真言宗であったことが判明する。

樺木家の位牌には大日寺中興開山として、元禄三年（一六九〇）没の祐玄と、同じく嘉永六年（一八五三）の智永がみられ、衰退した時期のあったことも窺知される。また、同家には「聖母堂・八面山・垢離」と彫刻された天明四年（一七八四）の木版が残っており、「八」の字は八幡神と密接に関係する鳩で表現され、これで刷られた牛王宝印紙も大切に保存されている。

一方、神護寺については嘉永五年の宗旨改手形に、無木寺で無住の寺であったため、吉祥寺（由津市大字角木所在）が手形に代判している。元治二年（一八六五）の「八面山絶頂図」には、山麓に大日寺が描かれており（江戸時代版に再建）、これに隣接して神護寺も建立されていたと伝えられているが、すでに廃絶していたとみえ何も書かれていない。

明治初年に神仏判然令が出されると、全国的に排仏毀釈運動が展開されるが、「八面山順拝次第記」によると、明治元年に峰入が廃止され、大日寺住職は樺木家を名乗り神官職として、箭山神社外九ヶ村神社に奉仕している。大日寺跡には無残な首のない地蔵石仏があり、当地での排仏による破壊活動が裏付けられる。明治五年（一八七二）修験道廃止令が出され、八面山修験もこの時点をもって完全に消滅したといえよう。

ここで三光村について簡単にふれておきたい。三光村は北は中津市、南は本耶馬溪町、東は宇佐市、西は山国川を隔てて福岡県築上郡大平村と接する。面積は四六平方キロメートルで、全体の六五パーセントが山林原野で占められている。

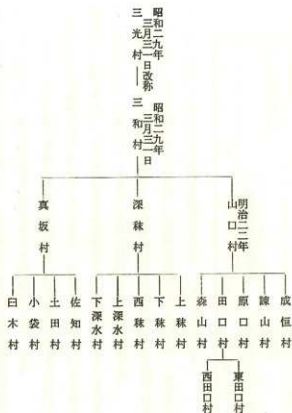
東部は本流の大丸川が深水から秣を経由し、八面山から発する金色川は田口谷を北流、西部は小袋川が諱山を経て、それぞれ森山で合流する。また、数多くの池が存在し、西部の山国川右岸に佐知平野があり、中央部の田口から森山にかけては狭長な沖積地が展開している。

当村は農業地域で米麦を主体とし、タバコ・養蚕・野菜・花木・果樹・肥育牛などにも取り組んでいる。農村振興として、大規模圃場整備事業が実施されている。近年、鼠北テクノポリスに伴い先端技術の工場進出もみられ、一段と過疎化に歯止めがかけられ村

の発展が大いに期待されている。

交通網は最西端部を国道二二号線がほぼ南北に、また大丸川に沿って一般県道円座中津線が走っている。中央部には一般県道澁見成恒中津線、西部には一般県道中津山園自転車道が走っている。

最後に、三光村の変遷を図示すると次のとおりである。



(註)

- (1) 大日本古記録「石清水文書」第五巻所収
- (2) 有吉憲章編「福岡県郷土叢書」(文献出版)所収
- (3) 日本思想大系二〇「神社縁起」(岩波書店)所収
- (4) 竹内理三編「平安遺文」金石文編所収
- (5) (4)と同じ
- (6) 三毛敏之著「経塚遺物年表」(新報仏教考古学講座)第六巻
- (7) 『大分県史料』(8)所収
- (8) (7)と同じ

第二節 下毛郡郷の成立

豊前国は八郡より構成されていたが、特に上毛・下毛の郡名はある時期に分割成立したものと考えられる。

『日本書紀』景行紀十二年九月条に、「二を耳垂と曰ふ。残り喰り焚きて、服人民を略む。是れ御木の川上に居り」とある。御木川は山国川のこと、この存在はミケ評(郡)の存在を裏付けるものであろう。

分割の時期は不詳ではあるが、大宝二年(七〇二)「正倉院文書」の戸籍には、「豊前国上三毛郡」とみえる。また、大宰府観世音寺の梵鐘に「上三毛」の陰刻銘が確認され、これは京都妙心寺のものと同形状・法量などが類似し、ほぼ同時期に同一工房で製作されたと考えられる。妙心寺鐘には、「戊戌年四月十三日壬寅取精屋評齊米速廣國鐘」の銘があり、「戊戌年」は文武天皇二年(六九八)に相当し、二郡分割はそれ以前にまでさかのぼることになる。

ところで、上三毛郡に象徴される三字郡名が、二字郡名に変更されるようになる。「続日本紀」和銅六年(七一三)の五月条に、「畿内七道諸国郡郷は好字をつけよ」とみえ、『延喜式』卷二十二の民部上にも、「凡そ諸国郡里等の名二字を並べ用い、必ず嘉名を取れ」と規定され、この頃文字を二字に改称したことが判明する。平城京跡から出土した養老二年(七一八)の木簡に、「豊前国下毛郡調綿百屯」と書かれ、下毛の二字郡名が初見として検出される。

大化改新時の評(郡)は大・中・小の三等級であったが、大宝令制では大・上・中・下・小の五等級に改編された。郡の規模に基づいて、郡司の定員が決定されたが、下毛郡は四里以上八里未満(二里五十丁)の下郡に当たり、大領・少領・主帳各一名が置かれた。そこで、史料上にみられる郡司名を掲示すると、つぎようになる。

大領	少領		検出年次	出典
	擬大領	擬少領		
擬大領廣野勝富守		擬無位勇山岐美麻呂	天平十二・九・廿五	『続日本紀』
郡司勝助額		天長四		『類聚国史』五十四卷
		長保六・三・廿七		『権記』

下毛郡司一覽表

勇山岐美麻呂は天平十二年(七四〇)藤原広嗣の乱に際して、はじめ広嗣方であったが、その後京都郡大領楢田勢麻呂の五百騎、仲津郡擬少領船東人の兵八十人、下毛郡擬少領勇山岐美麻呂と築城郡擬少領佐伯豊石の兵七十人は追討軍に加わっている。勇山氏の本質地は諫山郷と推定され、ここには古墳時代後期の臼木古墳群(三光村大字臼木所帯)があり諫山氏の墓所との関連で注目される。

蕨野勝宮守については、妻の難波部首子負亮が夫の死後空室を守った節婦として、天長四年（八二七）正月廿五日に戸課役田租を免ぜられた記述の中に認められる。蕨野は現在の木那馬渡町で、その地にも今も宮守夫妻を祭る毛蕨神社がある。

勝助頼に関しては、『権記』長保六年（一〇〇四）三月廿七日の条に、宇佐大官司大神邦利が首領となり、下毛郡司勝助頼を殺害したことが看取される。

つぎに、地方行政区画の最末端単位である里（郷）についてみることにする。大化二年（六四六）改新の詔に一里五十戸として初見するが、『出雲国風土記』によれば、靈龜元年（七一五）里は郷に改称され、その下に新たな里が置かれた。しかし、天平十二年（七四〇）頃里は消失して、郷制に移行した。

『和名類聚抄』によると、下毛郡には山国・大家・麻生・野仲・諫山・穴石・小楠の七郷が判明する。このうち麻生郷は建武元年（一三三四）から応永廿一年（一四一四）の間に、下毛郡から宇佐郡に編入されたことが知られている。以上の郷の現在地比定に関しては、『中津市史』・『大分県地名大辞典』等で論及されており参照されたい。

ところで、律令体制下における郷は五十戸で編成され、いわば人々の集合体を意味するものであり、郷を地域的範囲として把握することは不可能である。ただ条里制が施行され、戸籍に基づく口分田の班給と宅地が確定していたにすぎず、山林原野などは範囲外にあったと考えられる。それが一つの地域的分割として把握されるようになるのは、開発の進行により、十一世紀以後、荘園と公領（国衙領）の区別が要求されて以降、郷は行政的区画として認識されるようになったと推測される。

三光村内における郷の範囲について一瞥すると、仁平二年（一一五二）の『人聞菩薩朝記』に、「豊前国下毛郡諫山郷南高山猪山大多羅牟神者、八幡大祖也」と記述されており、八面山の北側に諫山郷が所在していたことが知られる。

そこで、中世文書中に検出される郷の範囲をみると、嘉禎二年（一二三六）の大神仲子所領所従諫狀に、「在豊前国下毛郡諫山郷田口浦」とみえ、大字田口を中心とする地域に比定される。櫛野一美氏所蔵の沙弥西見渡状「管豊前国陳山郷得万四郎丸名内田屋敷事」という事書から、得万・四郎丸名が諫山郷内に存在しており、兩名は大字諫山・臼木にあったことが判明しており、この点は後述する。

正和二年（一一三三）の鎮西下知狀に、「豊前国野仲郷實得・時元・快日參箇名半分田烏屋敷事」とあり、三名は野仲郷内に包含

されていたとしてゐる。しかし、明応五年（一四九六）の成恒種秀讓状²⁾には、諫山郷田口村の田島所従の中に、時元名が検出される。時元名は大字原口に小字名が現存し、実得名は大字田口に比定されることから、兩名は諫山郷内にあったとすべきであろう。中世においては、個人的な郷域把握にすでに相違のあったことの一端を知りうる。

文保二年（一三一八）田口成任讓状³⁾によれば、諫山郷内の散在名として鬼丸名が知られるが、この中に杜山前河原田二反と曰木河原田一反廿代があり、杜山は森山と共通し現在も川原田の小字名が残存しており、この名は大字森山・曰木に散在していたことが確定し、この地域も諫山郷内であったと思われる。

応永廿一年（一四一四）の重道屋敷売券⁴⁾によると、「豊前国下毛郡諫山郷末弘名内田嶋崎屋敷三反同小屋卅代事」とあるが、末弘名は大字成恒に所在（後述）していたことが確認されている。

以上のいくつかの事例を通して、諫山郷の領域を示すと、大字田口・成恒・森山・原口・諫山・曰木となり、三光村の中央部以西に該当する。

他方、野仲郷に関しては、八幡「宇佐宮御神領大鏡」⁵⁾（以下「宇佐大鏡」と略称）に、深水庄は野仲郷内とされている。また、「稲用文書」嘉祿二年（一二二六）の擬大宮司宇佐公邦解を初見とする野仲郷弁分は、秣地区に所在（後述）しており、これも野仲郷内であったことから、三光村の東部に野仲郷の一部が確認される。

〔註〕

- (1) 小田富士雄「郷化人文化と大宰府」（『古代の日本』第三巻）
- (2) 『寧楽遺文』③、新補金石文
- (3) 河野房男「麻生郷が宇佐郡となった年代」（『宇佐市史』上巻）
- (4) 『鎌倉遺文』(7)、四九四七号
- (5) 『野仲文書』二号（『大分県史料』第八巻）
- (6) 『成恒文書』第三巻一號（『大分県史料』第八巻）
- (7) 『増補訂正編年大友史料』(4)、一八三号

(8) 『大分県史料』(4)、五〇七号

(9) 『大分県史料』(4)、「到津文書」四六八号

(10) 『鎌倉遺文』(5)、三五—一八号

第三節 条里制遺構

律令体制下では口分田の班給が規定されていたが、その実施には土地の区画が必要とされた。一郡あるいは数郡単位で一辺長六町(約六五四メートル)四方の一区画を里とし、これを東西または南北に並べたものが条で、里はさらに各辺を一町ごとに六等分して、溝や畦などで坪と呼ばれる三十六の区画に分割されたが、この一町角の碁盤目状に区画された土地制度を条里制という。

下毛郡における条里遺構については、すでに兼子俊一氏の「大分県下の条里遺構」(『大分県地方史』(4号)や中野幡能氏の「条里制遺構」(『中津市史』)などによって言及されている。

ここで、今までに確認されている下毛郡内の条里関係史料を表示すると、次頁の表の通りである。

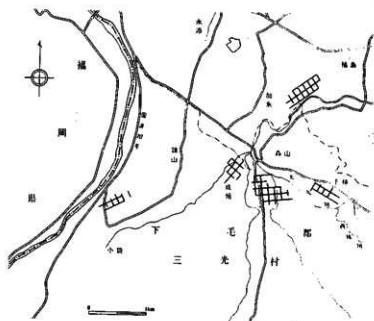
ここで、今までに確認されている下毛郡内の条里関係史料を表示すると、次頁の表の通りである。下毛郡の条里に関して兼子俊一氏は、「山国川下流域右岸、中津市外の東方は、山国川の造った扇状地ないし三角州であるが、大分県の条里としては最も広範囲にわたるもので」「地割の方向は南北線が東に約三十度傾いている。坪内の地割は大半が長地型である。」と指摘されている。これは中津平野のみを論じ、三光村内には全く触れられていない。

ところが、「条里制遺構分布図」(『大分県地名大辞典』)によれば、中津市と三光村内の条里制遺構が紹介されている。

三光村には「土地宝典」が残されており、一町四方の条里地割が認められるが、その地域を大字で明示すると、(一)田口(旧山口村)(二)成恒(旧山口村)、(三)下秣(旧深林村)、(四)臼木(旧真坂村)に該当する。

(一)は八面山に発する金色川と、東側の小倉谷から発する間崎川との間に広がる沖積地域、(二)細長い谷を小袋川が北東に流れる成恒付近一帯、(三)は犬丸川の北側の狭長な沖積地域、(四)山国川右岸の佐知平野南端地域で、二坪・久ノ坪の小字名が残存している。

第四節 深水庄



三光村内条里遺構（『大分県地名大辞典』による）

"	"	"	"	"	"	野仲郷	条里	卅坪	廿六坪	三ノ坪	大坪	立坪	六
						弘長二・四・十六	六条八里	卅坪	廿六坪	三ノ坪	大坪	立坪	六
						永弘文書 五一号			年未詳 (鎌倉時代)	明応力	寛長三・十・八	永正十七・九・五	長享二・卯・十五
						永弘文書 一八〇号			榑野一美氏所藏文書	永弘文書 二二三号	永弘文書 一六九八号	永弘文書 一八四六号	永弘文書 一一八〇号

（『中津市史』・『宇佐市史上巻』等を参考にした）

方一町の坪は一反ずつ十等分されるが、これには六〇歩×六歩を一段とする長地形と、三〇歩×一二歩を一段とする半折型の二つがあり、三光村内の地割は長地形であることが確認される。

宇佐宮は大宰府の安業寺とともに、九州における二大荘園領主といわれ、九州一円に神領を有していた。鎌倉初期に編纂された『宇佐大鏡』によると、宇佐宮領には次の三類型が看取される。

(一) 十郷三庄 奈良時代以来給与された比咩神分の封戸が庄園化したもので、豊前国・豊後国・日向国の七郡に所在。

(二) 本郷庄(七) 位田・供田・油料所等の庄園化したもの、豊前国・豊後国・筑前国・筑後国に所在。

(三) 園々散在常見名田 閉墾・買得・施入などによって成立した新加の所領で、本来半不輸で、多くは別府と呼ばれ、豊前国・

豊後国・筑前国・筑後国・肥前国・日向国に散在している。

以上のうち、下毛郡内の宇佐宮領として、(一)と(三)の類型が見られ、大家郷・野仲郷・深水庄は(一)類型に含まれるもので、これらは中津市と三光村に所在していたことが確認される。

『宇佐大鑑』によれば、深水庄は野仲郷内に含まれ、田数廿五丁七反で佃一丁六反と記載されている。また、当庄はもと宇佐宮権大宮司宗海と前播磨津加海の所領であり、宇佐宮御玉前燈油料として寄進されたもので、長徳六年(一〇〇〇)十一月二日の勅文ならびに立券公驗などに明らかだとみえる。

権大宮司宗海は宇佐姓で、御薦社相統系図には、野仲郷所在の薦社社司をも勤仕していたらしく、その地位を利用して宇佐宮封戸の野仲郷民を動員し、深水庄の開発を推進したものと考えられる。

なお十一世紀初頭、長保事件が勃発して大宰府と宇佐宮との衝突、および宇佐宮内部の主導権をめぐる抗争が展開されたが、宗海は大宰帥平惟仲方に与向して、宇佐大宮司大神邦利と対立したが、結果的には平惟仲方の敗北に帰している。

元暦二年(一一八五)三月の解状案に、女弥宣大神安子と祝大神宮保は押領された所領の安堵を請い、源範頼から外願安堵を受けている。この中に祝所寄分として、深水庄翁丸田畠が見られる。

また、承久二年(一二二〇)宇佐宮の直直警護を懈怠し、夜別十五疋の過料を命じられた当庄の名に、得広・恒元・秋吉・末正・長寸丸が検出される。

貞和四年(一一四八)十二月廿九日付の宇佐保範得分物注進状に、

一日_二深水庄翁丸名御園一栗_一上分進_之、三斗

惣都合四拾貳石。四斗

とある。この翁丸名は以前祝大神宮保の所領であったが、この頃宇佐宮御炊殿番長の宇佐保範の管理下に置かれ、永弘氏の得分物の

栗を四拾貳石一斗四升進上するよう規定されていた。斗代は三斗であり、この御蘭の規模は約十四町であったと推定されよう。

ところで、永正十五年（一五一八）十二月廿日付の番長大夫永弘重行下宮日録次第によれば、

一 当社御蘭と申在所者、御神事御時、御菜并菓子等社納之御料所候之処、（諸部内寺嶋部）中村御蘭之内屋敷五反、喜多坊神領候、并下毛部

之内深水（深水）おきな丸之御蘭、杉甲斐守方依神領、御放生曾之時御菓子・御菜等不動候、

と書かれ、御蘭とは宇佐宮の御神事に当たっては、御菜・菓子等を社納する重要な料所であったことが判明する。この頃、翁丸御蘭は大内氏の家臣杉甲斐守により押領され、宇佐宮二大神事の一つである放生会の時、御菓子や御菜等を不動していた状況を知りうる。享徳三年（一四五四）九月、宇佐大官司到津公弘により筆写された「宇佐宮祭会式」には、放生会事条の八月十四日において、「酒飯両郷（野仲一石之動）とあり、野仲郷と深水庄はともに酒飯を出さねばならなかった。

年末詳の永弘重行書状に、宇佐宮の御蘭屋敷と申す在所は、当社における重役所であり、かの屋敷において年中御菜を作り、御法味に備うべき役所であったと述べられている。従って、翁丸御蘭にも御蘭屋敷があったことは確実であり、恐らく荘官級の屋敷がそれに相当すると想定される。

さて、深水庄の現在地比定については、現在名の小字名が残存していないが、大字上秣の竹永万手氏所蔵の明治前中期頃と推定される土地台帳に秋吉の小字名が検出された。次に、大字下深水には庄井手川原という小字名があり、大丸川から深水庄への水の取入口であったと考えられ、しかもこの地域には地形に制約されたものの、ほぼ方一町に近い畷に類似した地割が下深水から上秣にかけて認められる。当庄では畷地地割を模倣し、極めて計画的な開発が実施されたのであろう。以上の諸点から、深水庄は下深水から上秣にかけて所在していたといえる。

〔註〕 (1) 「今仁親子文書」二二二号（『大分県史料』②）

(2) 新川登龜男「八幡宇佐宮と大宰府の確執」（『大分県史』古代篇Ⅱ）

(3) 「蘇永文書」五号、女称宜大神安子・祝大神宮保連書状案（『大分県史料』④）

(4) 「永弘文書」二〇号、宇佐宮御蘭惣遺料支配状案（『大分県史料』③）

(5) 「別津文書」一六一号（『大分県史料』①）

(6) 『永弘文書』一七六号(『大分県史料』5)

(7) 『永弘文書』一八六四号(『大分県史料』5)

第五節 下毛庄

下毛庄は宇佐宮領の散在常見名田を包含したもので、常見名は恒見名とも記載されており、ツネミと読んでいたことが判明する。『宇佐大鏡』によれば、豊前國の散在常見名田は大部分は開墾地で少しは寄進地もあり、半不輪の地で毎年園使が入部して検田を実施、六百五十町の起請田から一町につき准納二疋、余田からは一町につき准納八疋を園庫に納めることになっていた。ところが、往古より園役として勤仕されていた、宇佐宮御炊殿一院(下宮)の造宮が退転したことを理由に、安元元年(一一七五)宇佐宮は常見名を不輪の神領と成し、造宮料所に指定されるよう申請して、院序下文を以て許可され、それらは豊前七郡に所在していたことが明示されている。ここに散在常見名田は一円庄号により、上毛庄・下毛庄・宇佐庄・京都庄・築城庄・田川庄・規矩庄という郡名庄に一括編成されたのである。

仲津郡のみ確認されないが、年月日未詳の宇佐宮下宮神官等申状案には、「彼造宮料所者恒見庄八ヶ所也」とあり、永弘光世事書案にも同様の記載がみえ、仲津庄が存在していたとしている。

しかし、鎌倉時代宇佐宮の動向が看取される二史料の内、宇佐宮神領次第案には、

口六丁造前國 百廿名 同國 百廿名 同 二百四十六名、十八名、同 口別符 同 四十七名
一 宇佐庄 上毛庄 下毛庄 規矩庄 田河庄 大野庄。
築城庄

百廿五十五反

十五名

中北郷

同西郷

京都庄

己上當國

口

とあり、造字佐宮課役注文案にも、

一 御炊殿 常見庄之役 上毛庄、下毛、篠城口、京都庄、田河、規矩、宇佐庄等

と記述され、それ以外にも若干の料所があったことが判明する。さらに、明徳元年（一三九〇）の下宮社司兼番長永弘重輔條書案にも、「料物ハ七郡之庄役、恒見新庄・徳善保之勘之」とみえる。

以上のことから、郡名庄は七庄であったことが窺知でき、八庄説は豊前八郡から想起された単純な誤記と推察される。ただ、造宮料所の一部に徳善保も包含されており、もともと徳善名といえは弥勒寺領であったことが判明している。同名の保も正徳六年（一二九三）の沙弥願弘田嶋等論状に、「在豊前国下毛郡弥勒寺御領得善保内四郎九名田嶋敷等事」とあり、弥勒寺領であったと判断される。この点、「兼番長ト申ハ當社宮寺かける社人也」とみえることから、下宮の番長は宇佐宮と弥勒寺に關係しており、弥勒寺領の一部が下宮造宮料所に指定され、案外豊前国所在の得善保がこれに充当されていたのではないかと想像される。

『宇佐大領』によると下毛郡の散在常見名田は、

下毛郡

田數七百一

但因半不輸之時、官召物加地子起耕田百七十七丁四反卅 用作一丁八反

とあるように、田數は七百町で七郡中最大規模であった。しかし、建久三年（一二二二）の下毛庄檢田目録には、現作田が三百六十四町三段二十代でかなり減少しており、しかも宇佐宮に上納しない不輸租田が百十八町設定され、それらは宇佐宮に關係する金堂・猪山社・大貞社・大根河社・寒垣社などに分与されていた。また、宇佐宮勢力の衰退と共に、名主による対峙、あるいは地頭御家人の買得・押領などが顕在化し、ますます侵略されていた。

宇佐宮神領次第案による鎌倉時代の下毛庄の名田は、二百四十六もあり豊前国で最も多く、史料上検出されるものは次表のとおりである。この内、三光村に存在した確實な名田について若干説明しておきたい。

今行名……下毛庄檢田目録と宇佐宮神領次第案によると、大根河社免十町の内、今行名一町とみえる。時代はかなり下るが、天文十年（一五四一）の成恒氏種旗状には、下毛郡諫山郷田口村の中に今行名が確認され、大字田口に存在していたと考えられる。また、嘉曆三年（一三二八）の宇佐前大宮司宮成公教去状に、「今行名西碑之外、為「稻富名内」之條」とあり、稻富名が本郷馬深町大字西屋形に所在することから、この名もこの地に比定される。仮名今行名は散在していたものと推察される。

下毛庄の名

出典

①水久・此松水・木福重・己成枝・己津水・福宮・稻男・稻
 豊利・弥屋男・成久・今行・本市丸・末久市丸・重久市丸名
 ②稗系水・同乙王丸・秋真名、③野仲郷今永名・自見名、④
 金吉、⑤綾浦・稗浦（③を含む）、⑥田口村（①の末久市丸
 などを含む）、⑦得万・四郎丸名、⑧重光市丸名、⑨屋形香
 丸名、⑩得永名

① 永弘文書二三号
 ② 益水文書三号
 ③ 永弘文書六九号
 ④ 永弘文書五六号
 ⑤ 益水文書三号
 ⑥ 田口文書（『鎌倉遺文』(9)六八五〇号）
 ⑦ 權野一美氏所蔵文書
 ⑧ 田口文書（『鎌倉遺文』(9)九三三八号）
 ⑨ 利津文書補遺二五号ノ二（『大分県史料』
 (3)）
 ⑩ 永弘文書八二号

名と推定される。宝治元年（一二四七）の沙弥西阿彌状案では、下毛庄内田口村に末久市丸が検出され、文永二年（一二六五）の田口
 成藏名田山野譲状に、諱山郷田口浦において重光市丸が確認され、さらに弘安八年（一二八五）の良仏田地譲状に、「下毛庄田口浦
 市丸名已下田島山野等事」とある。以上のことから、それぞれ田口浦（村）内に所在していたことが検証される。

稗系永・同乙王・秋真名……寛喜元年（一二一九）の前太政大臣家政所下文案には、「下毛庄封稗系永名田島、同乙王丸名田伍町、
 秋真名田島」とみえ、これらは宇佐宮御馬所換校字佐嗣輔之父母相伝の私領で、嗣輔は次第證文等を相副えて譲与されたことを訴
 え、宇佐宮木家から領掌安堵されている。なお、元暦二年（一一八五）三月、大尾社（宇佐宮根社）御供田二十町の内下毛庄稗浦三
 町が確認され、三名はいずれも稗浦に包含されていたことは確実である。しかし残念ながら、同一の小字名は秣地区に現存しない。
 得万・四郎丸名……權野一美氏所蔵文書の内、正応二年（一二八九）の沙弥西見渡状には、兩名が諱山郷内にあったことが判明し、
 しかも「得万名内字横枕」「四郎丸内下臼木笠弥次郎占爾」と記述されている。横枕という小字名は大字諱山にあり、得万名は諱山
 に所在していたことが判明し、また、四郎丸名は下臼木とある以上、大字臼木にあったものと推定される。

本市丸・末久市丸・重光
 市丸名：下毛庄換田目録に
 は、大根河社免十町の内、本
 市丸一町・末久市丸一町・
 重久市丸一町とあり、宇佐
 宮神領次第案では、本市丸
 一町・末久市丸一町・重光
 市丸六反・本重光市丸四反
 とある。重久市丸名と重光
 市丸名・本重光市丸は同一

〔註〕

- (1) 『益永文書』四一号（『大分県史料』②）
- (2) 『永弘文書』六〇四号、永弘光世奉書案（『大分県史料』④）
- (3) 『到津文書補遺』二五号ノ二（『大分県史料』③）
- (4) 『到津文書補遺』二五号ノ五（『大分県史料』③）
- (5) 『永弘文書』四一四号（『大分県史料』③）
- (6) 『湯屋文書』二卷三号（『大分県史料』②）
- (7) 『到津文書』一一二号（『大分県史料』①）
- (8) 『永弘文書』二三号（『大分県史料』③）
- (9) 『成恒文書』四卷一一号（『大分県史料』⑧）
- (10) 『厚形三郎文書』五号（『大分県史料』②）
- (11) 『田口文書』（『鎌倉遺文』四、七二二四号）
- (12) 『田口文書』（『鎌倉遺文』四、九三三八号）
- (13) 『田口文書』（『鎌倉遺文』四、一五四二七号）
- (14) 『益永文書』三号ノ二（『大分県史料』②）
- (15) 『益永文書』五号（『大分県史料』②）

第六節 下毛郡の地頭御家人

元暦二年（一一八五）三月、平氏が滅亡すると、源頼朝と義経との不和が顕在化するに至った。義経は後白河上皇から頼朝追討宣旨を賜わり挙兵したが失敗、彼は朝廷から九間地頭に補任してもらい、西国に下ろうとしたが船が難破し、身を隠さねばならず行方不明となった。頼朝はこの追討宣旨を逆手にとり、平家殘党と義経・行家の搜索を名目に、守護・地頭の設置を後白河上皇に申請し、文治元年（一一八五）十二月承認させることに成功した。

こうして源頼朝は荘園・公領に対して、御家人を地頭として任命し、九州の平家没官領・謀反人跡に、多くの関東武士が地頭として下向してきた。彼らは束下りのもの↓下り衆と呼ばれた。他方、従前より九州にいた在地武士で御家人となったものも多数あり、彼らは在地の開発領主であったり、また郡司や国衙・大宰府の役人出身の者で、幕府支配権の派及とともに御家人化し、國御家人とか鎮西御家人と呼ばれた。特に九州北西部の武士団には、名主的御家人が顯著に目立つといわれ、豊前國御家人に関して多くの論考があるが、ここでは志良宏氏の「豊前國における東國御家人宇都宮氏について」(『九州史學』四)を参考にし、以下若干述べることにする。

まず、東國御家人に関しては、多くの庶家を分出し、豊前國で最大の勢力を誇った宇都宮氏があげられる。

下野國の御家人宇都宮信房は、文治三年(一一八七)頼朝の命により、鎮西奉行天野遠景と共に、貴海島の追討と義経探索のため鎮西に下向し、自ら貴海島に渡海して勲功を立てている。その勲功により、建久三年(一一九二)二月廿八日頼朝から豊前國田川郡伊方庄の地頭職に補任されている。これは伊方庄の前地頭原田種良が貴海島に渡らず、奥州追討にも参加しなかったため、種良の地頭職を停止し、新たに信房を補任したものである。

また、延慶二年(一一三〇九)の鎮西下知状には、信房が頼朝から板井兵衛尉種遠跡の豊前國田河郡柳原名地頭職も拝領していたことが判明する。板井氏所領の豊前國仲津郡城井郷・築城郡伝法寺庄・豊前國税所職などの没収地は、全て信房に給与されたと考えられている。

宇都宮氏の庶家として、野仲氏・山田氏・成恒氏・深水氏・大和氏・西郷氏・如法寺氏・友枝氏・広津氏・城井氏・佐田氏が確認される。以下、下毛郡在住の野仲氏と深水氏についてふれておきたい。

(一) 野仲氏……庶家中最も有勢であり、信房の弟重房が建久七年(一一九六)下毛郡野仲郷を領知して、宇都宮を野仲に改めている。この時、地頭職に補任されたとも考えられるが確証がない。野仲郷は宇佐宮領で、後には野仲郷司として野仲氏が確認される。文永元年(一一六四)の沙弥抄性申状案によれば、豊後國田茂庄内恒任名を沙弥抄性が野仲郷司道俊の手より買得すること廿余年とみえ、かなり以前から野仲郷に入部していたものと推測される。

弘安二年(一一七九)六月一日付の関東御教書案に、中津尾寺座主神基の訴えによると、豊前國御家人野仲二郎入道正行以下の輩

は封戸・向野郷等の寺田をとり取るという狼藉をしており、御家人であったことが知られる。

正和二年（一一三二）鎮西下知状によると、野仲連性圓空は宇佐宮神官永弘愛輔と豊前國野仲郷内全得・世永兩名をめぐり相論している。兩名は宇佐宮の一円神領で愛輔兼代相伝の地であったが、圓空は數百騎の氣勢を率いて押し寄せ押領している。

文保二年（一一三二）の宇佐宮神官賢世申状に、野仲次郎太郎道雄が賢世の所領である下毛郡麻生郷藍原屋敷のうち北依一ヶ所を押領していたことが判明する。その他、彼は元應元年（一一三九）にも、大家・野仲兩郷内の自見名田畠屋敷荒野塩浜ならびに今永田地を押領していたことが知られる。

元亨二年（一一三二）・同四年に野仲郷司某が検出され、嘉暦二年（一一三二）野仲郷司道氏が確認され、いずれも同一人と考えられる。

このように野仲氏が郷司職を帯びたのは、恐らく宇佐宮領内の野仲郷に地頭として入部、その地頭としての性格が律令制的な郷司職とやや類似する一面があり、かつ宇佐宮側も武家勢力に依存しながら、古代的支配体制の中に封じこめようとする意図があったと思える。しかし、野仲氏は地頭・郷司の両職を最大限に利用しつつ、宇佐宮領の田畠・屋敷等の下地を押領・買得することにより、自己の勢力を拡大させることに専念した。

(一) 深水氏：その名字から下毛郡深水庄を本拠としていたと推定され、宇都宮系圖では信房の弟興房を祖としている。史料上深水氏はいずれも武藝を冠しており、武藏少武氏一族とも考えられるが、少武氏が豊前守護であったことから擬制的なものと思われる。

正和三年（一一三二）十一月十六日、豊後國米魂郷内小野名に対する小田原宗忍の連乱を停止すべく、安心院新三郎入道と共に深水武藤三郎秋氏を使節として入部するよう、宇佐大宮司安心院公直から下知されている。なお安心院氏は宇佐郡の有力な御家人であったことが認められる。

以上のように、鎮西探題の命を受け、使節として係争地に派遣されるということは、鎌倉幕府の御家人であった可能性を示唆するものと考えられるが確証はない。

次に、在地武士で御家人となつた下毛郡の御家人についてみることにする。

(一) 田部氏……建保五年(一一二七)の大学府守徳所下文案には、吉富貞富多布原村・山岡吉富等地頭職について、文治二年(一一八六)正月廿日の鎌倉殿御判の下文により田部太子に安堵されたとしている。太子は下毛郡山岡郷吉富名の地頭職を有し、上毛郡に在住していた。

(二) 久保氏……明海房源意女子大神氏代経方及び宇佐宮神官等と久保六郎種宗との、下毛郡黒水吉武兩名地頭職をめぐる相論において、文保元年(一一三二)八月廿五日鎮西探題北條時時は十二ヶ条の理由により、種宗に地頭職を領家せしめている。種宗の父は御家人久保三郎種家である。なお、正和二年(一一三三)八月廿二日、鎮西探題北條政頼は宇佐宮神官屋形諸成と円智との豊前國延入村島地の相論において、社家に返付するよう裁しているが、この中で久保六郎種宗は使節として確認され、七月廿五日請文を提出していたことがわかる。

(三) 屋形氏……嘉曆三年(一一三二)沙弥蓮智(屋形諸成)は下毛郡箱形名の田島・在家・山野と惣領職を、関東下文などの證文を相添えて、嫡子三郎入道蓮覚に譲っており、屋形氏は御家人であったと推測されよう。元徳三年(一一三三)十月十七日、京都騒動により御家人屋形三郎宗智子息又五郎諸利が、鎮西探題所に審判されている。ここに御家人であったことが判明する。

(四) 田口氏……仁治二年(一一四一)五月十四日の関東御教書により、下毛郡市丸名田島山野等は申状の如く、母堂大神仲子の譲状を得ており、当知行相違なきにより安堵されている。また、文永二年(一一六五)八月廿九日、田部成蔵は諱山郷田口浦に所在する先祖相伝の私領である市丸名及び重光市丸名の田島山野等を、関東下文以下の次第證文等を添えて嫡子田部成氏に譲っている。なお、田口氏の本姓が田部姓であり、田口浦に所領を有していたため、それが名字となったものである。

〔註〕

- (1) 「佐田文書」一号(『熊本県史料』中世篇二巻)
- (2) 「佐田文書」三号(『熊本県史料』中世篇一巻)
- (3) 惠良宏「豊前國における東國御家人宇都宮氏について」(『九州史學』20)
- (4) 「永弘文書」五四号(『大分県史料』3)
- (5) 「永徳院文書」一号(『大分県史料』2)
- (6) 「永弘文書」一四七号(『大分県史料』3)

- (7) 「永弘文書」一九五号（『大分県史料』(3)）
- (8) 「北長祿文書」一〇号、鎮西御教書（『大分県史料』(2)）
- (9) 「栗丸文書」一五号、鎮西御教書（『大分県史料』(2)）
- (10) 「栗丸文書」一七号、鎮西御教書（『大分県史料』(2)）
- (11) 「劉津文書」一三三号、宇佐大宮司宇佐公致寄藩状写（『大分県史料』(1)）
- (12) 「永弘文書」一七八号、鎮西御教書（『大分県史料』(3)）
- (13) 「劉津文書」二二六号、宇佐大宮司宇佐公憲下知状（『大分県史料』(1)）
- (14) 「末久文書」（『鎌倉遺文』(4) 二二八五号）
- (15) 「黒水文書」（『大宰府・太宰府天満宮史料』(9) 所収）
- (16) 「時枝文書」三号、鎮西下知状写（『大分県史料』(2)）
- (17) 「屋形三郎文書」四号、沙弥通智撰状（『大分県史料』(2)）
- (18) 「時枝文書」五号、宇佐講利寺刊状（『大分県史料』(2)）
- (19) 「田口文書」関東御教書（『鎌倉遺文』(8) 五八六〇号）
- (20) 「田口文書」田口成藏名田山野誦状（『鎌倉遺文』(4) 九三三八号）

第七節 野仲弁分と弁分の意味

嘉禄二年（一二三二）八月付の宇佐宮權大宮司宇佐公邦解によれば、野仲郷弁分の田畠山野等は宇佐宮一円神領であり、公邦の外曾祖父清稱宿禰の所帯であったので子息経輔に譲与された。しかし、経輔が母堂に先立って死去したため、妹の宇佐三子（公邦の外祖母）に附屬されたが、その後子細があり三子から公成に領知されて更に子息公邦へと譲与され、宇佐大宮司宇佐公仲から相伝領掌するよう外題安堵されている。

永仁五年（一二九七）九月、宇佐公量は野仲郷弁分のうち深水河内の田地、「一所 一段廿代 ニレノキ 一所 三段 ヒワカキ」の

二ヶ所合わせて四段廿代を深水上野入道に枯却していたが、徳政の法に任せて打渡されんことを欲し、字佐大官司安心院公泰により
賀王の知行を止め領掌するよう安堵の外願を賜わっている。

この永仁の徳政令は、この年三月六日に鎌倉幕府から発布されたもので、三カ条からなり御家人の保護・救済を主眼としていた。
第一条は越訴の禁止。第二条は御家人領の入質・売質を禁じ、以前に売却したものも、木主（質入主・売主）が無償で取りかえすこ
とができるようにする。第三条は利銭出挙（金銭の貸借）についての訴訟は受理しないが、質物を質倉に入れてある場合は受理す
る。以上の如き内容が規定されていた。

乾元二年（一一〇三）八月十九日付の字佐大官司字佐公世から字佐公豊への下文によると、野仲郷弁分の田畠荒野等は興行の旨に
任せて、非器の甲乙人等の知行を停止し、公豊に進退領事せしめ、限りある神役を沙汰するように命ぜられている。

この興行の法は永仁六年（一一九八）六月十三日、伏見天皇の神領興行の諭旨に対応して、同年十二月九日執權北条貞時が興行の
沙汰を御教書で発給したことによると考えられている。神領興行法とは、広義には神社の修造・祭祀の嚴修・神領關係訴訟の急速な
審理解決の中に含まれる概念であり、狭義には社家側が年紀不適用によって非器の輩から神領を返付させる意味である。

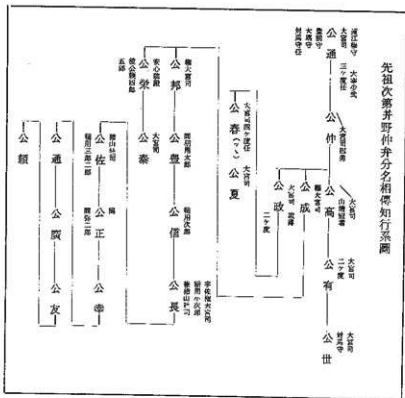
正和二年（一一三三）六月十六日、字佐宮一円神領で字佐公豊の重代相伝所領である野仲郷弁分田畠等を、正応・永仁の頃深木武
藤三郎能氏に枯却せしめたが、神領興行の法により字佐大官司前対馬守字佐公世の券状を帯して返却されるよう訴え、能氏の亡妻藤
原氏女買得の田地八反はすでに女子（字土土）に譲与しているため、この点は後日の究明待ちということになり、三町一反三十代の
内、とりあえず二町三反三十代を返付するよう鎮西探題北条政頭が下知している。

建武元年（一一三四）五月廿二日、猪山社司稻用公長の猪山免田畠及び本領野仲郷内弁分名が、字佐大官司字佐公右から領掌安堵
されている。この時の地字名と前出の正和二年における返却すべき地字名に相共通するものがあり、深木氏は正和の神領興行法で稻
用氏に返付したものと思われる。

稲用氏の出目に関してみると、字佐大官司字佐公仲の次子公成が難大官司となり野仲郷弁分を所領とし、その子息難大官司公邦も
父から野仲郷弁分を譲与されている。彼の子が字佐宮神官（難大官司司）公豊で、稲用太郎と称しており、初めて稻用姓を名乗ったこ
とがわかる。公長（稲用小次郎）の時、難大官司と猪山社司を兼帯し、以後稲用氏は猪山社司を勤仕するようになる。参考のため稲用

系図を掲示するが、この中で権大宮司とあるのは前出の古文書から窺われるように、擬大宮司の明らかな誤記である。

先祖次第野仲弁分名相傳知行系圖



次に、野仲郷弁分の所在地について考察しておきたい。まず今まで引用した稲用文書に散見する地名を列挙すると、深水河内（ニレノキ・ヒワカキ）・弘元・陰陽田・字野林・桶尻・千原・佐宇垣・宇田古毛里・率波垣（批把垣）・大島・門重・倒木・津田・鶴森・平野・波佐間田・中坪・庄田・長寿丸がある。

この内小字名として現存するものが見受けられる。たとえば、三光村大字西株に平野・中坪、大字上株に鶴森・血原（≡千原）、大字下株に狭万田（≡波佐間田）・津田、大字下深水と大字西株にまたがって桶尻が検出される。則ち、野仲郷弁分は三光村の大字上株・下株・西株・下深水の広範囲に散在していたことが判明する。それらはいずれも奈良制遺構外の微高地上に位置していたことになる。

では弁分とは一体どのような実体・本質を有するものなのであろうか。この点、染矢多喜男氏は泉下の研究成果を簡潔にまとめられ、「別府や弁分はおそらく別府で、弁分も同様であろうと思います。別府について、別府に関して渡辺澄夫氏の所論を引用すると、

ては未だ学界に定説はないようです。」（『地名覚書』）と紹介されている。なお、別府に関して渡辺澄夫氏の所論を引用すると、別府と称するのは、そうした範圍が庄園化した事を示すものである。九州や畿後國にはそうしたものの多い事は周知の事実であるが、これは別



地圖②

に官符等によるれつきとした本庄（本邑）があり、その隣接地が附けたりとして庄簡化する場合、便宜的に下級者（園司）の責任において簡符（免形）が下された所である。

と説明されている。もし弁分が別符と同一概念であれば、以上の如き内容のものであったと推察される。しかし、管見の範囲内において、弁分だけを究明した研究は未だ成されていないのが現状である。

まず、鎌倉時代までの古文書に検出される弁分について、個別的な初見を一覧表にまとめると次のようになる。

弁分名	庄園領主	初見年次	出典
津限庄弁分	字 佐 宮	建久八?	「到津文書」二七号
都甲庄弁分	弥 勤 寺	承久三・三・十五	「永弘文書」二二号
野仲郷弁分	字 佐 宮	嘉禄二・八・	「鎌倉遺文」四三五一八号
向野弁分	字 佐 宮	寛元四・七・六	「到津文書」五六号
封戸弁分	字 佐 宮	正元二・正・廿六	「小山田文書」一六号
貫庄弁分	字 佐 宮	弘長二・九・廿五	「鎌倉遺文」四八七四号
石垣庄弁分	字 佐 宮	文永十・十・五	「鎌倉遺文」四一四二五号
朝見郷弁分	字 佐 宮	文永十・十・五	「鎌倉遺文」四一四二五号
安波郷弁分	字 佐 宮	弘安八・九・耶	豊後國田原
上毛弁分	字 佐 宮	嘉元三・六・廿三	「到津文書」九五号
田染庄弁分	字 佐 宮	元応元・閏七・廿一	「永弘文書」一九七号

三月朔日一切経会事の項に、
 一掃物事
 為諸郷庄弁分庄司弁之處近年多以対控、當時植弁済之所々
 掲げることとする。

- 宮政所 上毛庄司 上毛弁分 高家弁分
 宇佐庄司 末久 虫生弁分 辛島弁分
 来繩弁分 向野弁分 大家弁分 安岐弁分

とあり(○印は筆者)、宇佐宮館には郷庄名の弁分が見られ、すでに多くのものが対捍の状態に置かれていたことが判明する。さら
に、宇佐宮放生会事の項によれば、

一 細男試菜事

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 一日封戸弁分 | 二日両弁分 | 三日辛島弁分 | 四日高家弁分 |
| 五日来摺弁分 | 六日野仲弁分 | 七日大家弁分 | 八日上毛弁分 |
| 九日両弁分 <small>大野</small> | 十日両弁分 <small>津隈</small> | 十一日両弁分 <small>田原</small> | 十二日両弁分 <small>楯</small> |
| 十三日両弁分 <small>石垣</small> | 十四日両弁分 <small>新開</small> | 十五日安岐武蔵両弁分 | |

夜別動役

酒三斗三舛

此内三舛上分料御杖人請

焼米三斗三舛此内三舛厨前

撤斎神人等各着座千大式堂南庭御杖人者東座西向、小舎所本司等者西座東向、細男之齋打笛吹者北座南向、先御杖人備上分於
棚上辰巳角、則申祝御幣者其夜、次細男向干翼舞之、次退出、通弥勒寺之後於百大夫殿埋畢人頭、自一日至十二日同前十三日
之夜者称一渡舞十七ヶ所、大宮、若宮、下宮、大式堂、女禰真、宮司、百太夫殿、此内而所宮司女禰立者酒环操在之、又細男
兩人所乘千願之布二切尺、各八者目節内被下之、次十四日号村渡小舎所行事之、本司為前於七ヶ所舞之、御行以前下宮細涼堂之前
称御同業吹倍打鼓、神輿御通之後者乘馬烈干胡羅負之朝、次着千願宮之、御鎮祝之後於所々舞之、

と記載され、放生会の八月一日から十五日まで、細男試菜という宇佐宮の神役勤仕に弁分が密接に関係し、夜別動役の日程が決定さ
れ、料物の上納も義務づけられていたことがわかる。野仲弁分は八月六日に細男試菜を勤め、それに伴い酒三斗三舛と焼米三斗三舛
を貢納していたことになる。当弁分が所在していた三光村大字下秣の小字名に笛免が現存しているが、まさに細男試菜に深く関係し
ていたことの一証左とならう。また、『祭会式』の中で弁分と別符とは明確に区別されて記載されており、宇佐宮においては異質な

ものという認識が働いていたことを物語るものである。ところで、橋本操六氏は「祭会式」の記載内容の下限について、放生会項の内容を検討され、女祓宜の存在は永仁年間に祓宜大夫がみられ、それ以前の内容を伝えたもので、今永家大神系圖に建治三年十二月二日本所安堵の下知を受けた祝宮守の長女常子が女祓宜を勤めていたとみえ、これが女祓宜の下限であり、「祭会式」の内容は少なくとも弘安・正応年間頃までを下限とする内容であるという興味深い指摘をされている。

年末評の八幡宇佐宮放生会縁起には、「一細男舞 八月朔日自辰十五日迄、毎夜舞之、酒肴料物衆前。」と書かれ、内容は「祭会式」と対応する同一内容であり、豊前・豊後・筑前三ヶ國の弁分が細男試業と酒肴料物を勤仕することが規定されていたといえる。

さらに、正応三年（一二九〇）に編修された「宇佐託宣集」の五巻、放生会の舞業に関する一文を引用すると、「其役入舞舞業、自南榮屋來種々音楽、於西舞堂盡一々們曲、是則為彌陀法藥為含羅引導也、凡厥當會儀式、昔者大菩薩、法蓮和尚等御勤行、今者公家并宮寺之勤役」(○印は筆者)とあり、放生会には公家も宮寺(宇佐宮と赤勤寺)も関与していたこと、舞業においても宮寺等が密接に関係していたことを示唆するものと考えられ、これは弁分初見一覽表に弥勤寺領の弁分が検出されることから首肯されよう。

また、天文十三年（一五四四）の放生会日記裡の中に収載されている十月十日付の火内氏行人連署書状案によれば、「一就_二細男所役弁分役_一入目注文」という記載内容からも察せられるように、明らかに細男所役は弁分役であったことが証明されよう。

これをさらに補強するように、元龜二年（一五七二）頃と推定される到津公憲目安状案に、「仍而御神領弁分事、御 喜神御垂跡以米為當宮之細男役免_二無_三相連_二地也_一」「殊_二掃弁分事、彼地之内去年拾町被_三成_二還補_一候、併右之神領之事、為當宮細男料所_二重役之地候之條、_一と記述され、宇佐宮領掃弁分が八幡神が垂跡して以来、宇佐宮の細男役免であり、細男料所として重役の地であったことが明記されている。勿論、細男役免となったのは、ずっと後になってからのことであろう。

以上の諸史料から弁分の実体は、開発の単位としての別荘とは明確に相違し、あくまでも宇佐宮の細男試業を勤仕し料物を杜納するため、豊前・豊後・筑前三國の郷庄に対し、任意に設定された神役勤仕の単位であったと結論づけられよう。弁分の弁とは、わかつか区別するという意味があり、諸郷庄から細男役に関係するものとして区別されたものという観点から、弁分と命名されたのではないかと推測される。

次に、弁分には究明すべき問題が残されている。その第一の問題点は設定時期である。多くの弁分が収録されている「祭会式」の内容

が十三世紀半ばのもので、すでに多くの弁分が対坪の状態にあったことが窺知されている。弁分一覽表からもわかるように、弁分初出の史料は宇佐宮領の津隈庄弁分、次には赤勅寺領の都甲庄弁分が見られる。前者は「豊前国建久岡田概字佐宮赤勅寺領注文案」にある。後者に関しては建暦二年(一一二二)の都甲庄弁分後使八多某に宛文案よると、都甲庄弁分一畝等の中に、冠山七坪一段六十歩・同八坪五段・同十九坪二段・同十六坪四段の以上田、一町二段六十歩と屋敷一所は往古弁分地であったことが認められる。以上のことから弁分は少なくとも平安末期に設定されていたことは確かである。また、野仲郷弁分についても、前出の嘉禄二年(一一二六)の攝大官司宇佐公孫解に、外曾祖父清輔酒所^{シノ}の所帯であったことから、これも平安末期に弁分が存在していたことの傍証とされる。以上の諸点を勘案すれば、宮寺の最も全盛期であった十二世紀後半頃に、宮寺のそれぞれの庄園である諸郷庄等に対し、細男料所としての弁分が設定されたと考えられる。

第二の問題点として、どのような場所に弁分が設定されていたかということである。これについては、野仲郷弁分でのその位置から考察したように、条甲制遺構外の微高地上に所在していたことが把握されている。恐らく本郷に付属した村民の住家や畠地があった所で、後にこれを中核にして徐々に開発されたものと推定される。そこで弁分が開発の単位でないかと判断した以上、条里の中に弁分が認められるとすれば、まさに弁分は開発の単位ではないという一支柱となりうるのではあるまいか。

たとえば、前出史料の都甲庄弁分には、七坪・十六坪・十八坪・十九坪といった条里呼称のある土地に所在していたことが知られている。年末群の親賢・永智連^ニ安堵状には、「宇佐神領豊後國米純綿辨分成久名四坪内田地參段并祖父親昌買得地事」とあり、米純綿弁分の成久名には四坪という条里呼称が見い出される。また、宇佐郡の向野弁分についてみると、寛元四年(一一二四)の関白家御教書案から、吉用名が向野弁分であったことが確認され、建長六年(一一五四)に、沙弥生西が吉用名の田畠等を愛明に譲っているが、この中に「星坪員數本養具也」と明記されている。甲坪とは古代の条里制における土地区画の所在を示すのに用いられる用語で、中世にも使用されていたもので、つまり向野弁分の吉用名が条甲制区画の中に所在していたと考えることができよう。

弁分が条里の中や、その周辺部にも所在するという事実が把握されたが、それは弁分が開発の単位ではないことを明示するものであるが、しかしながらそれらは低生産性の土地に所在していたことの一端を示すものと推定される。従って、宮寺の庄園領主は、細男料所を勤仕するための弁分設定に関して、諸郷庄の極めて低生産性の田畠を指定し閑定化して、神役勤仕に置換したものと考えたい。

ところで、弁分と別符との混同についての私見を述べておきたい。まず、弁分は「ベンブ」「ベンブン」「ベブ」、別符については「ベッブ」「ベブ」「ビュウ」という読みができ、極めて類似した発音である。このことが弁分と別符とが同輩のものという、大きな誤解を後世において誘引した原因と思われる。たとえば、弘安八年（二二八五）の「尊徳園田帳」にみられる石垣弁分のみ限定して考察してみたい。まず、「園田帳」の写本の中で最も原本形態に近いといわれる平林木では、石垣庄百四拾町と弁分六拾町が確認されるが、内閣文庫本をみると同一内容ではあるものの、別府六拾町と記載されている。前者は弁分であり、後者は別府と表記している。恐らく園田帳の書かれた当初は、弁分と正確に書かれていたものが、その後の伝写過程において、弁分と別符との読みが類似していたことから、意味内容も全く同一という解釈がとられたものと推察される。

このような解釈は、「園田帳」だけに見られる事象ではなく、字佐宮側においても弁分の対押・買得・押領などにより、弁分の木来的な機能が喪失されるに及び、弁分と別符との厳密な区別がなされなくなったことにも帰因するのではあるまいか。

〔註〕

- (1) 『鎌倉遺文』(5)、五三一八号
- (2) 『鎌倉遺文』(5)、一九四六六号 字佐公豊申状案
- (3) 『稲用文書』 字佐大官司字佐公也下文(中野権徳氏提供)、この写は『大分県史料』(1) 九四号に所収
- (4) 川添昭二「鎮西探題と神皇興行法」(『社会経済史学』二八巻三号)
- (5) 『稲用文書』 鎮西下知状(『大宰府・太宰府天満宮史料』(9))
- (6) 『稲用文書』 猪山社司稻用八会長申状(中野権徳氏提供)
- (7) 先祖次第并野仲弁分稻伝知行系図(『大分県史料』(9) 二六号)
- (8) 渡辺澄夫「荘園制の発達」二六九―二七〇頁(『大分市史』上巻)
- (9) 橋本操六「歴史の道」調査報告書(放生会誌)
- (10) 『北和分文書』一号(『大分県史料』(2))
- (11) 『永弘文書』二二五八号ノ九(『大分県史料』(6))
- (12) 『到津文書』四三五号(『大分県史料』(8))
- (13) 『都甲文書』一巻三号(『大分県史料』(9))

(14) 『松成文書』二〇号 (『大分県史料』四)

(15) 『到津文書』一五六号 (『大分県史料』四)

(16) 『到津文書』二六号ノ五 (『大分県史料』四)

(17) 『日本史用語辞典』(柏書房)

(18) 『鎌倉遺文』四〇 一五七〇〇号

(19) 『鎌倉遺文』四〇 一五七〇一号

ここに、中野暢能博士から稀用文書の筆写本を提供していただいたことに對し、この場を借りてお礼を申し上げたい。

第八節 南北朝の抗争と郷土武士

元弘三年(一二三三)五月廿二日、鎌倉幕府は滅亡し、その三日後の廿五日に大友貞宗・少貳貞経・島津貞久等による攻撃により、ついに鎮西探題北條英時も打倒された。この合戦において、下毛郡田口村在住の田口孫三郎信連の舍弟重貞が、疵をこうむる軍忠を励んでいたことが認められる。豊前国在地領主の指揮に当たっていたのは、少貳貞経・大友貞宗と共に、宇都宮高房も関与していたことが知られる。

こうして、後醍醐天皇による建武の新政が開始されるようになる。しかし、北條氏の殘党である規矩高政・糸田貞義の反乱が起きると、少貳貞経の指揮下にあった北九州の武士達が動員され、鎮圧している。この時、貞経は田口信連に對して、出京中の者は早く下關して參戦するように呼びかけた施行状を出している。

建武二年(一二三五)十一月、足利尊氏は建武新政權に多くの矛盾を感じ、鎌倉において反旗を翻した。十二月新田軍を破って上落した尊氏は、翌年正月新田義貞・北原頼家等に敗退し、兵庫から九州に落ちのび少貳頼尚に迎えられた。三月二日尊氏軍は圧倒的な菊池武敏・阿蘇惟直・秋月寂心等と多々良浜で合戦し、奇跡的な大勝利を収め、四月三日九州の軍勢を引き連れて再度上落するようになる。この時、一族の一色範氏(道猷)を後の鎮西管領として、九州経営に当たさせた。

京都に入った尊氏は八月に光明天皇を擁立し、十一月室町幕府を開設するが、翌月後醍醐天皇は吉野に移り、以後五十余年に及ぶ南北朝内乱の時代に突入することになる。

さて、田口氏の動向をみると、建武三年二月十四日に少貳頼尚は田口信連に対して、菊池武敏等が菊池の本宅に立ち寄り再挙するにつき、その誅伐のため大宰府に馳参するよう催促している。これに呼応した田口村市丸名地頭の田口孫三郎信連は、尊氏方に着到し高師泰の證判を隔わっている。その後、尊氏の上洛に際して、信連は子息重連を供奉させている。彼は八月廿三日、京都賀茂河原合戦で先懸の忠をなし養庭準人大夫・青木大膳亮が見知、同廿五日豊前守護少貳頼尚と共に、内野から仁和寺まで凶徒を追い掃し、同廿八日中御門河原での忠功、さらに同廿九日には蛙戦に発向して凶徒等を追落しており、以上の軍忠に対して少貳頼尚の證判を受けている。建武五年（一三三八）三月十二日、山城國福喜郡八幡に発向し、同日河内交野郡洞崎合戦での軍忠、同十六日摂津國天王寺合戦における阿部野原での軍忠を、松木次郎左衛門・黒木孫太郎が見知、五月十六日和泉國大鳥郡堺濱に逃発して同廿二日の合戦での軍忠、その上凶徒等を追い懸け同國大鳥庄で忠功をいたしたことを、綾垣孫八・香志田彦次郎等が見知しており、まさに三月から五月廿五日の焔烙まで、毎度の忠節を尽していたことが窺われる。

他方、九州においては多々良浜の合戦後、豊後玖珠城（伐株山）には一色頼行を総大将として攻撃を開始させた。当城には六代大友貞宗の長男貞順を筆頭に、入田土寂・出羽平貞の大夫一族、小田顯成・魚返宰相房等の玖珠郡内清原一族や大神系國衆が籠城していた。攻撃軍には守護代藤原宗能をはじめ、大友大炊助・戸次朝直・同頼尊・志賀頼房・近地景能等の大夫一族、野上顯道・同顯成・同資頼・同資氏・綾垣政明等の清原一族、都甲惟世・同惟元・同惟種・富米忠春・越田資円・同能綱等の國衆のほか、肥前勢や豊前勢も参戦しており、特に豊前勢には野仲三郎太郎道棟・同子良九郎道春・延入六郎・垂水次郎・跡田弥三郎・竹井弥四郎・諫山弥三太・田中三郎五郎入道・屋形諸利・野仲郷司・安心院五郎・津布佐五郎次郎・斯瀬又二郎等であった。

南北朝内乱の長期化は、一族内の利害に伴う対立抗争によるもので、それは惣領が庶子を統制し、庶子に所領を分割支配する従前の惣領制において、庶家の独立化と経済力の劣弱化を伴ったため、この頃嫡子単独相続制への転換をせまられ、これが嫡庶の対立を一層激化させた主因である。たとえば、伐株山城に籠城した大友貞順は大友貞宗の長子で、当時の惣領大友氏泰（千代松丸）の兄であったが、貞貞宗は正慶二年（一三三三）三月十三日嫡子単独相続制にふみ切り、戦場にのぞむ見違には所領を譲らず、軍忠を致し存

命の時に千代松丸が扶持するよう定められ、軍忠のある員順らは所領領与にあずからないことから、反逆するにいたつたのである。さて、建武四年（一三三七）四月十四日の顕康施行状写によると、顕康（姓不詳）は田口三郎に対して、尾張三郎・備中権守・千手・秋月等の凶徒が筑前国穂波郡長尾村に打ち出で濫訪するため、早くかの所に馳せ向い軍忠を成すよう命令を伝達しているが、實際に出勢したのかどうかは不明である。

ところで、後醍醐天皇は南朝の勢力拡大のため、延元元年（一三三六）九州には懐良親王を征西將軍宮として派遣、正平三年（一三四八）親王は目的地肥後國に入り、菊地・阿蘇氏に迎えられて隈府に移った。

一方、貞和五年（一三四九）足利尊氏の庶子で、弟直義の養子となっていた足利直冬は、中央での尊氏・直義の抗争から、高師直に追われ九州に逃走し、彼に呼応したのは管領を不満とする少貳頼尚を筆頭に、大友貞宗・宗像氏などの守護大名や有力國人であった。

こうして九州においては、一色範氏を中心とする管領方（尊氏党）、直冬を擁する佐殿方（直義党）、懐良親王をいただく宮方（南朝）に三分され、中央での対立・抗争と密接に関連しながら、目まぐるしい離合集散を繰り返すことになり、管領方は親戚、佐殿方は貞和、宮方は正平という年号を個別に使用していた。

観応元年（一三五〇）五月、豊前國上毛郡に在住の成恒種定軍忠状によれば、肥前國の凶徒が蜂起したので、成恒種定は少貳頼尚の手に属して発向したが、合戦延引のため帰郷、しかし豊前國の反管領方である新田伊達小次郎・如法寺孫次郎入道門康・土岐藏人の太郎等が押し寄せるとのこと、築城の宇都宮氏のもとに馳参している。また、五月二日凶徒等が上毛郡で濫訪し所々を焼き払うに より、守護代に従い発向、同郡藤家での合戦で軍忠を致し、守護代をはじめ数津次郎三郎・安永四郎等が見知している旨を言上している。この頃、少貳頼尚はまだ管領方であったことが判明する。

その後、成恒種員は佐殿方についたらしく貞和六年（一三五〇）九月卅日の着到状で検証され、恐らくこの頃少貳頼尚が直冬方に与同したため、それに順応したものと推定される。

観応元年（一三五〇）九月十六日、豊前守護代西郷顯景は田口三郎に対し、豊前國の反管領方凶徒が如法寺左條に陣をとっており、明日十七日対治のため籠り向い、後攻めとして一族を従え、下毛郡山岡より発向し軍忠をなすよう軍勢の催促をしており、田口

氏は管領方であったと考えられる。

貞和六年十二月、豊前国大友孫次郎入道直冬は、下毛郡野仲郷内諫山々立部田地・同郡山岡江瀬村ならびに得王丸名内田島・屋敷・山野・犬丸名田地、及び上毛郡三毛門村と吉木有松名田地・鼻地・屋敷等の地頭職安堵を言上し、同月廿七日足利直冬の安堵の外題を賜わっている。諫山には反直冬勢力が存在していたものと推測される。

観応二年正月、成恒種定軍忠状によると、去年十二月廿三日の大將下著以来、御方に馳せ参り宿直警固をし、同廿九日には大將野依正忠の手に属して友枝で忠勤、今年正月八日大將飯沼兵庫助入道の手に属し、永副に向い城郭を破却して敵を追散、宇佐郡の赤尾より凶徒等が打ち出るので、同十九日宇都宮山田三郎の手に属し猿渡に行き敵を追散、同廿一日下毛郡に凶徒等が出現し高瀬以下を焼き払うため、酒手隈に馳せ敵を追散していたことが窺われる。成恒種定は一色範光の証判を得ており、この頃再び佐殿方から管領方に転じたことが判明する。ここで注目すべきことは、それぞれの合戦で大將が相違し、まさに統一的把握に欠如していることである。

成恒種定と同様に、久恒範房も大將が下著して以来宿直警固し、正月八日には飯沼兵庫介入道に属して、長副に向い城郭を焼き敵を追散、同廿一日には萩源水の凶徒が高瀬を焼き打ちしたので、版手隈に馳せ敵を追散、以上のことは野依貞輔・田口三郎も同所合戦で見知しており、証判を賜わらんことを言上している。この頃管領方の下毛郡武士として、野依貞輔・田口三郎・久恒範房が確認される。

さて、観応二年三月、中央において尊氏と直義が和睦すると、直冬は備西探題に任せられ一色氏と交替したが、同年八月尊氏・直義の協調が破綻し直義は京都を出奔、九月には尊氏は直冬追討令を発した。ここに直冬は探題の地位を失わない決定的に不利となる。

こうして、管領の一色範氏は宮方と同盟して直冬討伐へと進撃を開始する。翌年十一月、直冬と少貳頼尚の拠点大宰府を管領・宮方が攻略、敗北した直冬は九州を脱出して長門國へと移り、ついに佐殿方の勢力は宮方と迎合するようになる。文和四年(一三五五)宮方と少貳の連合軍は博多を攻撃し、一色範氏・直氏父子は長門國へのがれた。

九州が宮方勢力下に入ることを危惧した幕府は、少貳・大友等に使者を送り宮方離反を説得し、ついに彼等は幕府方の誘いに応じることとなり、以後宮方と少貳・大友等との抗争が展開されるようになる。

弘安元年（一三六一）足利義隆は一族の斯波氏経を鎮西管領に任命し、九州での指揮をたらせたが失敗、ついで間諜に淡川義行を派遣したが、九州に上陸することすらできない有様であった。

応安三年（一三七〇）、幕府は圧倒的な南朝勢力に対抗して今川貞世（了俊）を九州探題に任命して以後、九州の南朝方もようやく衰退するようになる。応安四年十二月十七日、今川了俊は瑞雲寺（三光村大字成恒に所在）に対する、軍勢及び甲乙人（一般庶人）等による灌坊狼藉を禁じている。⁽⁹⁾

永和二年（一三七六）正月廿三日付の阿蘇大官司惟村に宛てた了俊書状によると、弟今川氏兼は野中郵司の城に在陣していることが記載されており、下毛部はすでに北朝勢力下に置かれていたことが知られる。⁽¹⁰⁾

至徳三年（一三八六）、今川了俊は大内義弘に対し、宇佐宮領である下毛郡福永名（湯屋名）の逢乱を排除して、下地を宇佐宮御馬所権檢校幸茂に遊行するよう命じている。⁽¹¹⁾ 大内義弘は探題今川了俊の九州下向を援助し、一三八〇年代に豊前守護職を得て、ここに大内氏による豊前支配の一大契機となる。

明徳三年（一三九二）に南北朝の和睦が成立し、応永二年（一三九五）七月、了俊は探題職を罷免され京都に召還された。

〔註〕

- (1) 「田口文書」(「増補訂正編年大友史料」(5) 一一・一三号)
- (2) 「田口文書」少貳抄惠宗勢修促状(「南北朝遠文」(1) 一〇九号)
- (3) 「田口文書」少貳綱尚軍勢催促状(「南北朝遠文」(1) 四一六号)
- (4) 「田口文書」田口重遠軍忠状(「南北朝遠文」(1) 七五五号)
- (5) 「田口文書」田口重遠軍忠状(「増補訂正編年大友史料」(6) 二〇号)
- (6) 橋本操六「玖珠城の戦い」(「大分の歴史」(3))
- (7) 渡辺澄夫「大友志賀氏の在地領主制の展開」(「増訂豊後大友氏の研究」)
- (8) 「増補訂正編年大友史料」(5) 三三八号
- (9) 「成恒文書」成恒種元軍忠状(「南北朝遠文」(3) 二七六九号)
- (10) 「成恒文書」成恒種貞書到状(「南北朝遠文」(3) 二八六七号)

- (11) 『田口文書』西郷顯景軍勢催促状(『南北朝通文』(3) 二八五二号)
 (12) 『新田文書』大友道性申状(『南北朝通文』(3) 二九七六号)
 (13) 『成恒文書』成恒補定軍忠状(『南北朝通文』(3) 二九九八号)
 (14) 『久恒文書』久恒總防軍忠状等(『南北朝通文』(3) 二九九九号)
 (15) 『成恒文書』二卷六号、今川了俊禁制(『大分県史料』(8))
 (16) 『阿蘇文書』(『増補訂正福年大友史料』(8) 二二九号)
 (17) 『湯屋文書』二卷七号、九州探題今川了俊書下(『大分県史料』(2))

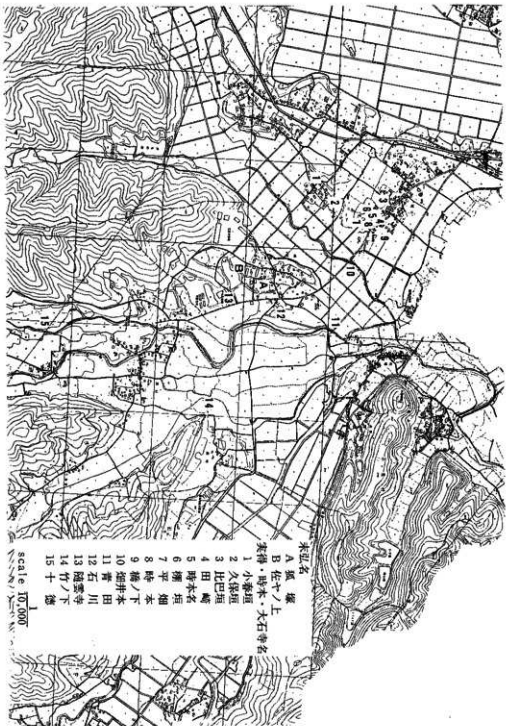
第九節 宇佐上宮の宮番料所

宇佐宮の上宮における宮番については、応永卅四年(一四二七)八月十五日付の大内盛見奉書案によって、宇佐大宮司家の宮成・到津・安心院氏がそれぞれ上・中・下旬の三奉行人として任ぜられ、結番衆とそれに付属した宮番料所もそれぞれ均等に三分されたであろうことを筆者はすでに指摘した。

まず、史料上検出される宮番料所(番領)についてみると、(1)下毛郡諱山郷末弘名、(2)同郡実得・時元・大石寺名、(3)同郡湯屋名、(4)同郡宮水名、(5)同郡小大丸名、(6)宇佐郡辛嶋・葛原両郷内元里・枝宗・明成・時岡名、(7)同郡封戸が判明する。これらの内、下毛郡に關係する番領について考察する。

(1) 末弘名……正長元年(一四二八)八月十三日付の諱山道秀下作職売券によると、諱山道秀は諱山郷末弘名の内、田嶋崎二町五段の下作職(美富的耕作權)を成恒弘種に対して、毎年加地子三百文と一年に二度の宮番を勤仕する旨を条件に永代を限り去り預けている。しかし、定加地子と宮番を無沙汰した場合、何時も下地を改易されること、また訴公事は本名に止どめ置かれていた。

成恒氏は大藏一族で、もともと上毛郡成恒名の地頭代であったが、系図によれば成恒種隆が応永七年(一四〇〇)に下毛郡田嶋崎



に居住したとのことである。しかし、確実な古文書の上で見る限り、応永廿八年(一四二一)十月七日、大石兵部丞兼成が諱山郷鬼丸名の畑地一反を、代三貫五百文にて成恒兵庫助に売っていることが知られる。以後、成恒氏は下作職の買得などにより、有力な在地領主として成長することになる。

次に、永享二年(一四三〇)八月廿二日、諱山道實等は成恒助七(弘種)に対し、正長元年に末弘名内田嶋崎二町五反の下作職を売り渡していたが、再度入用につき代銭四貫五百文で加地子と宮番を永代流り渡し、万難公事(夫役や雜物を含む)全ての難懸は本名に止どめられている。

文明十五年(一四八三)卯月廿五日には、「本役定銭兩所分ニ五百文、并年中宮番内二ヶ月分致ニ其沙汰ニ可ニ相拘ニ之由、申ニ定之、盛種仁賈渡候證跡明白也」とあり、また同年月日の他の史料によると、「本役定銭兩所分ニ五百文并宮番神職、致ニ其沙汰ニ可ニ相拘ニ之由、申ニ定之、盛種仁賈渡之證跡明白也」とも見える。両史料を通じて、本役定銭兩所分五百文と二ヶ月分の宮番勤仕が明記され、宮番神職(番子)として宇佐側から神人階層として把握されていた。年末評の宮成公建覺書写に、

(前略) 宇佐宮祠官宮番等、正長元年八月十三日成恒助三次郎弘種仁賈渡畢、代銭四貫五百文、本宮御小屋入七月二日也、公建覺改之写如件、

成恒者宇佐方宮成、附一ヶ月ニ二度番職、兩度神事五百文社納、弘治二年迄相勤神事、無懈怠執行仕畢、

とある。成恒氏が宮成方(上旬奉行)についていたこと、一ヶ月とは一ヶ年の誤記で二度番職の意味は、上旬勤仕を一ヶ月とみなし、その二度(二ヶ月)分ということになる。なお、兩度神事五百文と前出史料の本役定銭兩所分五百文とは同一のもので、神廻り上宮を宮番するために清敷を必要とし、その時に支払われる二度分の清敷料に相当するものと考えられる。成恒氏は弘治二年(一五五六)まで、大内氏支配下において宮番を勤仕し、それ以後大友氏の支配下では宮番を不動していたことが判明する。

この名の所在地についてみると、前出の正長元年の諱山道秀下作職充券の四至に、「限、東ノホリ、限、南左屋ノ上、限、西田邊、限、北知行土根」とある。この内、左屋ノ上という小字名が現存している。さらに慶正元年(一四五五)の道祐・道豊進署安堵状に「田嶋崎荒野狐塚事」と記述されており、狐塚の小字名も残存している。以上の二小字名は、三光村大字成恒に所在していることが確認される。

(二) 実得・時元・大石寺名……文明七年(一四七五)の字佐大官司安心院公見の専使助忠は、神領である実得・時元名の宮番勤仕を奔走するよう成恒兵庫助に書状を送り、また同年助忠は成恒兵庫助に対し、兩名九段十代を安堵する旨を伝達している。この頃、成恒氏は末弘名内田輪崎と同様に、兩名下作職を買得し、そのため字佐宮の宮番勤仕を義務づけられたことが推定される。

大永三年(一一五二)の坪付注文によれば、「豊前國下毛郡御神領宮番料所実得時元并大石寺兩名坪付事」との事書から、実得・時元・大石寺名が宮番料所であったことが検証される。

実得・時元名に関しては、前掲の専使助忠奉書写に裏付けられるように、助忠が字佐大官司安心院公見の専使であり、下句番役の安心院方であった可能性が極めて強いが確定できない。

次に名の所在地について考察すると、大永三年の坪付注文に、はたい本・はしの下・あおう田・実得・竹下・たさき・びわ・ひらのはたけ・たなかき・くほはたけ・石河東・こはるかき・瑞雲寺敷地等の地名が検出されるが、これらの内三光村大字田口に竹ノ下・十徳があり、岡村大字成恒に青田・石川・陸室寺、岡村大字森山に青田(成恒の青田と雑地)岡村大字原口に畑井本・橋ノ木・平畑・棚垣・時本名・時本・田輪・比巴原、岡村大字諫山には久保畑・小春畑といった小字名が現存している。

以上のことから、実得・時元・大石寺名は出口・成恒・森山・原口・諫山にかけて散在し、広範囲に所在していたことが判明する。特に、時元名は原口から諫山にかけての地域に比定され、実得名は田口にあったことは明白である。その中間地である成恒を中心とする地域こそ、大石寺名であったと推測されよう。

(三) 湯屋名……天文三年(一一五三)の字佐大官司家専使吉用弘延奉書によれば、宮番地の湯屋名三町が關所地となり、懇望に任せて湯屋法師に宛行い、社役を勤仕するように命じている。吉用弘延は到津大官司家の専使であることから、湯屋氏は到津方の中句番役を勤めていたと考えられる。

天正十二年(一一八四)の湯屋名一跡田島等坪付に、「一所 参町湯屋名田」と記載され、恐らく字佐御番免田として、この頃も宮番を執行していたであろうことが推定されよう。現在地は中津市大字湯屋に比定される。

四 宮永名……年未詳の某條書によれば、「一宮永名田宮番事申候邊、今程飯田殿御進退候間、存知不_レ在之由、帯刀左衛門殿御請文在_レ之」とみえ、宮永名が宮番料所として確認される。しかしながら、飯田氏の所領で宮番を無視した不動の状況下に置か

れていたことが知られる。

現在地は、「中津市史」第七章第二節の大家郷久恒名に所収されている永正五年（一五〇八）十一月十五日付の久恒宗明願状の中に、「一所宮永名内 田村小屋敷」「一所宮永名之内 二段シヨウコ」「一所登津奥久 八段 宮永名二段ヤシロタ」が見られ、田村屋敷という小字名が中津市大字上宮永に現存することから、その地域に比定することが可能である。

(四) 小大丸名……永禄十年（一五六七）三月七日の大官司宮成社恩坪附に下毛郡方として、「一々小大丸貳町宮番地宮成進止」と記載されており、宮成氏の所領で上旬番役を勤仕する名田であったことは明白である。現在地は不詳。

〔註〕

- (1) 拙稿「中世字在宮の宿願体制について」(『大分県地方史』(一三三))
- (2) (一)でもふれたが、小大丸については「宮成文書」(『大分県史料』(四)二一八号、封戸番地に関しては「到津文書」(『大分県史料』(四)三五五号)
- (3) 「成恒文書」一巻七・八号(『大分県史料』(四))
- (4) 「成恒文書」一巻六号(『大分県史料』(四))
- (5) 「成恒文書」三巻一号ノ一(『大分県史料』(四))
- (6) 「成恒文書」三巻九号(『大分県史料』(四))
- (7) 「成恒文書」五巻六号(『大分県史料』(四))
- (8) 「成恒文書」五巻九号(『大分県史料』(四))
- (9) 「成恒文書」五巻七号(『大分県史料』(四))
- (10) 「成恒文書」三巻八号(『大分県史料』(四))
- (11) 「成恒文書」八巻一号(『大分県史料』(四))
- (12) 「湯屋文書」四巻一五号(『大分県史料』(四))
- (13) 「湯屋文書」三巻三号(『大分県史料』(四))
- (14) 「永弘文書」一八五一号(『大分県史料』(五))

第一〇節 宇佐宮の杣始と下毛郡

宇佐宮は伊勢宮と並ぶ二所宗廟であり、朝廷から深い崇敬を受け、造宮においても国家的事業として運営されるようになる。

元慶四年（八八〇）十二月廿五日の官符によれば、豊前杣野八多有臣を専当として、豊前一國の所課にて八幡大菩薩の式年造宮が行われている。宇佐宮正殿（上宮）が三十三年に一度の式年造宮として執行されるようになったのは、長徳四年（九九八）以降からと考えられ、宇佐宮造宮の所課も十世紀後半から漸次拡大され、鎮西九國の所課となり鎌倉時代に及んでいる。たとえば、『続左丞抄』保元元年（一一五六）の宇佐宮に関する造宮日時并諸因動に、筑前國一御殿二字、筑後國一御殿二字、肥前國一三御殿二字、肥後國一御殿一字、豊前國一三蓋兩樓一字、勅使屋一字、脇殿二字、各三面・北大門一字・西中門一字とあり、豊後國以下は欠落しているが、造宮料國が確認される。鎌倉時代の様子を記載した造宇佐宮課役注文案には、

一 造宇佐宮正殿者 九州所課

一 飯宮者 豊後國役

一 御炊殿者

常見庄々役 上毛庄、下毛、築城口、京都、
田河、規矩、宇佐庄等

とみえ、宇佐宮正殿は九州所課であり、御炊殿（下宮）の造宮料所には、宇佐宮庄園の常見庄が庄役として宛てられ、随破修葺によつたものと思われる。鎌倉時代における正殿の式年造宮年は、建久四年・嘉禄元年・正嘉元年・正応二年・元亨元年であるが、予定通り実施されたのは建久と正嘉の二度で、嘉禄元年のものは同三年に、正応二年のものは十八年後の徳治二年に完了し、元亨元年にいたっては遂に未完成のまま立消え、以後式年造宮の例は事実上廢絶に帰している。

今回発見の編野一美氏所藏文書の中の造宇佐宮用途請取状によると、元亨三年（一一三三）十一月廿四日、下毛庄得方・四郎丸名、今国発見の編野一美氏所藏文書の中の造宇佐宮用途請取状によると、元亨三年（一一三三）十一月廿四日、下毛庄得方・四郎丸名、内の臼木彦四郎知行の三段分として、正殿南中楼作料銀百二十文と、正殿二百町別建事米一升二勺を納めている。前出の『続左丞抄』で見られたように、豊前國は二蓋兩樓一字を含む六字の造立が明記されていることから、國ごとに建造物の造宮が固定化されていたわけである。しかも豊前國中においても、嘉暦三年（一一三二）五月廿一日の関東御教書案に記載されているように、二蓋兩中楼の造作には宇佐宮と弥勒寺が密接に関係していたことは明白である。それは宇佐宮領である下毛庄得方・四郎丸名が、南中楼の作

料銭を出していることから十分首肯されよう。恐らく豊前國中では造宮される建造物ごとに、宇佐宮領・弥勒寺領・國術領等が指定・配分されていたとも考えられるが確証がない。

明徳元年（一三九〇）將軍より九州探題今川了俊に下宮御炊殿の假殿造替が命ぜられ、彼は岩部左衛門尉宗宣を奉行人として在宮させ、造宮の任に当たらせている。その後、豊前守護の大内氏は宇佐宮の復興に尽力され、特に応永廿五年から同廿九年に至る大規模な宇佐宮再建を実施している。大内氏による造宮の場合、造宮奉行は大内氏自身であり、現地造宮の指揮には惣奉行として豊前守護代を任じ、その下に作事奉行・木屋奉行・社奉行等の存在が知られ、各社殿筑塔ごとに各一名ずつ木屋奉行・道方奉行が任せられ、実際の指揮・監督に当たっていた。

ところで、保元元年（一一五六）宇佐宮正宮（正殿）の造宮に關係する「桃左丞抄」の記述内容をみることにする。

(A) 木日時 保元元年正月

若干 三月四日時巳二點 若干

郡司桑田澄野河内二瀬 樽久次動口

毛郡司島河一瀬 「」 直繼

三御殿同 下毛郡司運替河内焼志瀬一瀬

これが正宮造宮の袖始に關する史料であることは確實であり、下毛郡は三御殿に上毛郡は二御殿に關係し、しかも三郡の郡司が最高責任者として執行していたことが窺知できる。

次に、「宇佐宮寺造宮并神亭法會再興日記」（以下「応永造宮記」と略称）の応永廿五年（一四一八）一殿と、同廿七年二・三殿の袖始関連記事を部分的に掲出して掲示しておく。

(例) 一 殿袖疊前國藝城郡傳法寺河内御堂所也、補在^レ之、

一 応永廿七年八月廿五日壬戌申刻、二殿袖始在^レ之、豊前國上毛郡島河内・一瀬・飯山・道別ノ大柳也、以下儀式并役人等一殿ニ同シ、祭料以下ノ雜事ハ上毛郡代^代荒巻掃部助行家勲ニ其役^二了、

一 同八月廿八日乙丑巳刻三殿袖始在^レ之、豊前國下毛郡運替、河内・一瀬・伊乃倉ノ前ノ楠也、御殿以下儀式并役人等一殿ニ

同シ、祭料以下雑事ハ野仲能登守弘遠勳ニ其役ハ了、

(A)・田圃史料には共通する内容記述があり、二殿の袖始は上毛郡、三殿は下毛郡、一殿は田史料から筑城郡であると考えられ、以上の三郡が平安末期から指定・固定化され、袖始の式が実施されていたと推定される。なお、田史料から十五世紀の守護大名大内氏による造営段階において、従前の郡司に代り郡代が最高責任者として祭料以下の雑事を動仕している。

この点、応永廿五年の大内徳輝控書案に、「次に御材木採用在所、御神用外、不可伐木竹之段、可相々焼郡々奉行人、」とみえ、社殿材木の袖山で木竹伐採禁止を郡奉行人(郡代)に命じている。寛正七年(一四六六)の宇佐宮寺御造営問控書にも「一於在々材木採用并社納人足事、郡内不_レ嫌寺社人給、從_レ郡代可_レ被_レ申付事」とあるように、大内支配下では三郡の郡代が材木採用及び社納人足の發遣に關与していたことが後証される。

さて、『景前志』下毛郡の手斧立八幡宮の項に、宇佐宮第三殿造営の時、この社内の楠のもとで袖始の式があり、下毛郡瀬野河内瀬伊乃倉前楠なりとみえ、三光村大字臼木に鎮座する竝立八幡宮で、第三殿の袖始の式を執行していたことがわかり、しかも『続左丞抄』からも判断されるように、平安末期からここで実施されていたものと考えられる。

天文二年(一五三三)、宇佐宮袖始新立に關して、築城郡傳法寺河内本城村田中が見え、また同廿二年(一五五三)上宮三殿袖始ありとして、下毛郡野中郡イノクラ一瀬が確認される。

ところが、年月日未詳の宇佐宮造営覚書には天文五年のこととして、「一之御殿材木袖始猪隈山指立ノ瀬在細米村、二之殿袖始山田山也在上毛郡、三之殿袖始岩石山也在田川郡」とあり、三殿の袖始は田川郡岩石山にて実施されたようである。恐らく、この頃良材に恵まれなかつたため、一時的な緊急措置として実施されたものと推察される。

なお、田史料によれば、木屋奉行として一御殿は今仁七郎四郎、二御殿は同伊豆守、三殿は久保安女正が任ぜられており、裁判とし一御殿は佐田正忠興成、二御殿は山田安房守朝景、三御殿は成恒佐渡守清種が君取される。しかし、佐田興成と山田朝景は、それぞれ佐田朝景・山田興成の間違ひであると指摘されている。さて、木屋奉行の任務は、袖にあって必要な原木の伐採及び仕立の作業を営む諸番匠職人労働者の現場指導監督者で、裁判とは技術的指導者ではなく、番匠及び一般労働者に対する監視者と解されている。

大内氏は宇佐宮造営に尽力しているが、弘治二年(一五五六)以後の大友氏の支配下では、天正四年(一五七六)十二月九日大友

氏の乱妨により上宮が炎上して¹³⁾おり、両者の対字佐宮政策はまさに対照的である。三御殿については、その後江戸時代においても、下毛郡臼木の新立社で袖始の式が執行されていたことが諸史料に散見される。

〔註〕

- (1) 『石清水文書』宮寺縁事抄、字佐四
- (2) 河野房男「八幡字佐宮の造宮」(『字佐市史』中巻)
- (3) 『到津文書補遺』二五号(『大分県史料』89)
- (4) 外山幹夫「字佐宮の職人とその活動」(『大分県地方史』89・89)
- (5) 『種田文書』一六号ノ五(『大分県史料』89)
- (6) 『益永文書』六三号(『大分県史料』89)
- (7) (4)に同じ
- (8) 『到津文書補遺』二八号(『大分県史料』89)
- (9) 『小山田文書』七八号(『大分県史料』87)
- (10) 『小山田文書』九四号(『大分県史料』87)
- (11) 『小山田文書』一二四号(『大分県史料』87)
- (12) 『到津文書』四〇三号(『大分県史料』88)
- (13) 『成板文書』二巻一四号(『大分県史料』88)
- (14) 外園登基「豊臣朝黒田氏豊前國入部と一揆」の註(70)(『九州中世社会の研究』)
- (15) (4)に同じ
- (16) 『益永文書』一一・一二号(『大分県史料』89)

第一節 支配者の変遷

豊臣秀吉による九州平定後、天正十五年(一五八七)七月三日、黒田勘解由孝高は豊前国京都・築城・仲津・上毛・下毛・字佐の六郡が論功行賞として宛行われたがこの年豊前一揆が勃発した。

『神源寺年代記録』（中山重記校訂）の天正十五年の項に、「七月ヨリ黒田殿領シ、檢知ス」とあるように、同年八月の高家村檢地帳と、九月廿七日付の元重村檢地帳写の二冊が現存し、いずれも差出檢地であったと考えられる。しかし、檢地が実施される一方で、肥後國佐々成政の領國では、檢地反対の國人一揆が勃発し、それらの情報から従来の在地土豪層も檢地により、百姓身分として把握されることを知悉したと思われる。

さらに、『豊前國宇佐郡四日市村年代記』（中山重記校訂）に、「天正拾四年播州姫路より始て当國に入來、翌年七月より中津川に居城築立、前後十五年在國也」と記録され、黒田氏入部直後、中津川の築城に着手していたことが窺われる。たぶん在地土豪を通じて、苛重な人夫役等が課せられていたものと推察される。

以上が豊前一揆の主因と思われるが、鎌合時代に東國から下向した御家人宇都宮氏の動向も無視できない。宇都宮領房は秀吉の九州征討において病氣と称し、子息の朝房を參陣させており、平定後の知行割では伊予國への転封を命ぜられたが、旧領安堵に固執して応ぜず、規矩・田川二郡を領有していた森吉成の好意で、一時田川郡赤郷に退去していた。しかし、再び紀井にもどり、豊前一揆の中核として秀吉・孝高に反抗したのである。

豊前國の各土豪は募兵し、十月朔日その報告が馬ヶ岳の長政のもとに届き、彼は肥後一揆鎮正のため久留米にいた孝高に通報すると共に、翌朝上毛郡の緒方氏の廻濠城を攻撃し、緒方氏と如法等孫二郎を打ち取り、城井領房の城井谷鬼ヶ城をも攻略したが敗北に帰している。

これを契機にして、字佐・上毛・下毛郡においても反抗が顕然化するが、時に下毛郡の一揆勢としては、大畑城主賀來統直・福島城主福島佐渡守・犬丸城主犬丸越中守・池永城主池永重則・長岩城主野仲鎮兼等であった。「成恒系圖」には、天正十五年十月九日成恒鎮忠が加來城（大畑城）での黒田孝高との防戦で討死が確認され、成恒氏も反黒田方であったことが察知される。このことは下毛郡の最有力者野仲氏との被官關係や、従前からの賀來氏との緊密な連合關係による必然的な帰結であった。なお『面豐記』によれば、深水氏と秋氏は黒田方として活躍している。その後、古川広家・小早川隆景・毛利輝元が、豊前一揆鎮正のため動員されている。

秀吉から黒田長政に宛てた十二月廿七日付の書状に、「去十二月廿六日於大坂到來被見候、野仲家米桶籠候犬丸城實崩數百人討果、則首進上候、尤無二比類二被二感思召二候」と見え、十二月十二日までに犬丸城の落城が認識される。

また、同年月日の秀吉から孝高宛の書状によると、「城井表付城大夫申付、中野前野中家来権籠候犬丸城、吉兵衛尉取巻即時賣崩
数百人討果、首上候候、」¹⁾「相残ニケ所城、吉川其外隼元人数申取巻由、尤難可^レ為^ニ辛勞候、弥可^レ入^ル精候」とあり、一揆方
は二城だけを残し全て攻略されていた事実を知りうる。最後まで死守した宇都宮氏も翌年二月には黒田氏により謀殺されたようであ
る。

豊前一揆勃発の時期に関して、従来の編纂物には天正十五年説の「黒田家譜」「隆徳太平記」等と、同十六年説の「両豊記」等が
ある。しかし、古文書によれば前説の方が正しいと判断される。

秀吉が慶長三年（一五九八）に死去すると、徳川家康と石田三成の対立が表面化し、同五年関ヶ原の合戦へと発展する。黒田長政
は東軍として参戦しており、二説では東軍に黒田如水（孝高）・竹中重剛・細川忠興等で、西軍に大友吉統・熊谷直陳・寛家純等であ
ったが、いずれも東軍の勝利に帰している。

戦後の論功行賞で黒田如水は筑前福岡五十二万石に、細川忠興は豊前一国と豊後の遠見・関東兩郡の三九万石が宛行われた。

慶長五年十二月細川忠興が中津城に入り、翌年領内の檢地が実施されている。「豊前国宇佐郡四日市村年代記」（以下「四日市
村年代記」）に、「^{〔慶長〕}同六年丑春、当國中御檢地有^レ之、村々田畑点検、山里とも境目旁示御改正（中略）此度檢地高極の役に加り、
九月迄に完々相済」と記述されている。慶長六年の檢地帳は、宇佐郡山袋村・猿渡村・宇佐村の三冊が現存している。

次に、細川氏は豊前入封当初、キリスト教の布教活動に好意的であったが、慶長十八年（一六一三）幕府が全国に禁教令を發布す
ると、忠興も翌年から本格的な禁教に所み切ることになる。慶長十九年二月廿八日の下毛郡伴天連門徒御改帳（松井家文書）には、下
毛郡各村々での宗門改を各壇那寺で実施しており、それには転宗者の転宗前における所持道具である「こえい」（御影）「いませ」
（鏡像）等が提出させられている。下毛郡内の十四手永のうち、十二手永の數庄屋がキリシタンであり、転宗者百二十六名のうち、福
嶋手永が四十七名で最も多く、次に深水手永の十九名、守實手永の十五名となっている。深水手永では深水村惣庄屋惣左衛門を兼頭
に、佐知村・小袋村・出口村・深水村・臼木村・成恒村にも若干名転宗者の存在が知られる。

細川氏の治政下において特筆すべきものとして、「小倉藩人番改帳」の作成がある。これは農村の稼働労働力の実態を把握し、労
役を課するための基本台帳となるもので、元和八年（一六二二）に調製されている。村高・村人口・男女數・牛馬數・職業に関して詳

細に記載されている。特に男性は十五歳を基準に区別されており、労役の負担年齢を示すものと理解される。

下毛郡の手永は十四あり、村数は六十八でそれぞれの手永に所属していた。手永とは数ヶ村ないし十数ヶ村を管理する行政区画で、その管理者として惣庄屋が任命されていたのである。深水手永の場合をみると、慶長十九年(一六一四)と元和八年(一六二二)の時点で惣庄屋は深水惣左衛門であったことが確認される。元和八年の深水手永の村々として、西林・東林・佐知・下深水・諫山の原口・田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山・助部・嶋の十四ヶ村で、石高三十石の惣庄屋深水惣左衛門の知行地が深水村にあり、彼の役宅は西林村に所在していた。

寛永九年(一六三二)十月、細川氏は肥後五十四万石に転封、そのあと小笠原長次が播磨因幡野六万石から二万石の加増を受け、上毛・下毛・宇佐三郡のうち八万石を領することになり中津をその本拠地とした。

寛永十四年(一六三七)十一月、島原の乱が起き小笠原氏も出陣するが、『四日市村年代記』を見ると、深水組の大庄屋深水利右衛門も出陣していることが窺知される。

以下同書によれば、寛文六年(一六六六)三月、長谷池が完成しているが、長谷の小川内池のことであろう。また、延宝二年(一六七四)深水組の村々に、林・佐知・深水・諫山・原口・田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山・長谷の十二ヶ村が見られる。

二代目藩主長勝は岩波源三郎を起用し、彼は諸売物に課上(雑税)を賦課すると共に、宇佐郡法鏡寺村に關所を設け通行税を徴収、また厳しい倭約令により、庶民の消費生活を著しく制約した。

三代目長風は苦しい財政事情の中、貞享三年(一六八六)冬から荒瀬井手の普請に着手、元禄二年(一六八九)中津城本丸矢倉普請などの事業を起し、そのため先納米・先納銀の要求、富有者からの御用金とあらゆる物品への雑税だけでなく、職人の技術に対しても課税した。さらに、村方の土免を三歩上げ徹底した増徴政策を施行し、逃散する者が続発する仕来であった。

以上の酷政により、元禄十一年(一六九八)七月長風は小倉の小笠原忠雄に預けられ、中津領は上毛・下毛・宇佐郡内四万石に減封の上、弟長圓に給与された。また長圓の弟長有も分封されることになり、翌年三月に下毛・宇佐郡の内、五千石が正式に決定されており、これが旗本時枝領の成立で陣屋は時枝に設置されていた。時枝領の村々として、上林・下林・西林の下毛郡三ヶ村と、上時枝・下時枝・荒木・猿渡・山下・上元重・下元重・末・中・山袋・黒・木部の宇佐郡十二ヶ村であった。深水組の構成をみると、上林

・下萩・西萩・中・黒・山袋・木部の七ヶ村から成り、大庄屋である西萩村の深水氏は時枝領成立当初から明治初年まで大庄屋を勤めていた。

安政二年（一八五五）十一月、西萩・上萩・下萩の農民數百人が一揆を起し、時枝陣屋や布津部の御藏所を襲撃し、また元重村庄屋役宅を打ち崩したが、數日後、西萩・長谷・上萩・下萩村の一揆首謀者の逮捕で收拾している。これは年貢軽減要求をめざすものであった。

ところで、中津藩では正徳三年（一七一三）長岡のあと長島が襲討したが、享保元年（一七一六）九月僅か七才で死去したため、四万石の領地は収公された。

享保二年、奥平昌成が丹後国宮津九万石から、中津十萬石に入封している。この時下毛郡内には、瀬瀬組十六カ村・今津組二十カ村・佐知組十カ村・平田組十一カ村・津長組三カ村が知られる。佐知組所屬の村として、佐知・深水・諫山・原口（上・下）・田口・成恒・土田・森山・小袋（東・西）・臼木（上・下）が確認される。その後佐知組は天明年間に内組（佐知・土田・諫山・小袋・原口・森山・賀来・上深水・下深水・東田口・臼木・西田口・成恒）となり、文化元年（一八〇四）時点では大江組、その後佐知組となり、幕末には再び深水組に改称され、慶応四年（一八六八）十月、深水組の村に、佐知・上深水・下深水・上諫山・下諫山・原口・東田口・西田口・小袋・成恒・土田・臼木・森山の十三カ村が見られる。

〔註〕

- (1) 且原益軒『黒田家譜』(5)
- (2) (1)の引用文書
- (3) (1)の引用文書
- (4) 赤松文二郎『時枝領一揆の事』(『扇城遺文』)
- (5) 半田隆夫『中津藩歴史と風土』(1)

第二節 村の変遷

現三光村を構成する旧村の状態について一瞥するが、まず元和八年（一六二二）の『小倉藩人番改帳』（『人番改帳』と略称）から抜き出し整理すると、表1のようになる。ここに鳩村が見えるが、これは後に小袋村に編入されたようである。その後、天保九年（一八三八）四月の『御巡見御用御答頭書扣帳』（古寺飯知氏所蔵）より、巡見使の通行する佐知・原口・譚山・土田・臼木村における石高・人口・戸数・牛馬数は表2の通りであり、元和八年と対比することが可能である。なお享保六年（一七二二）上森村の総人数は三百四十八人で男は百七十八人（社人五人・山伏四人）で女は百七十人であった。

また、村高の変遷に関しては、表3に示される。特に元和八年段階、下深水村はわずか三十石で、しかも上深水村の記述が全く見えない（『人番改帳』作製時の書き漏らしによるものか）が、元禄十五年において深水村は六百八十八石と飛躍的に増大していることが注目される。

〔註〕（一） 竹本方手氏所蔵文書の『公方様御尋二付書上申覚』

他庄屋 村名	他人数	15才以上の男子		家数	木戸数	牛人	名子	山ノ口	地主	社人	山伏	燈頭	坊主	かじ	牛	馬	村高(石)
		男	女														
田口	378	55	43	202	53	3	35	1	2		2	1		59	36	1255,14084	
森山	219	26	41	89	41		4						2	24	20	450,25632	
小袋	43	7	6	20	11		2							6	3	387,81745	
嶋	29	9	1	16	6		2		1	1				5	5	257,86385	
下深	6	1	1	3	2									1	1	30	
土田	60	12	3	32	11		7							10	6	242,016	
木常	125	13	17	87	29		12	1	1				2	21	16	534,4278	
日或	40	8	3	20	6		2							5	4	260,60012	
原口	19	2	2	10	3		2					1		3	3	100	
株	34	11	0	21	8		4							5	4	166,75756	
東	143	41	8	85	25		7						1	25	24	634,69573	
西	110	15	23	50	17		8							13	15	300	
康	143	22	12	90	30	1	12						4	22	9	623,48905	
佐																	
計	1,349	222	160	725	242	4	97	2	4	1	2	2	5	199	145	5243,06472	

表1 元和8年(「小倉藩入番改帳」所収)の照三光村域の村々

村名	総人数	家数	牛馬	村高(石)
佐知	712	161	(馬) 65	787,0271
原口	354	76	39	415,3173
諫山	369	113	(牛) 49	725,2842
土田	350	88	46	319,802
臼木	555	130	68	624,3835

表2 天保9年(『御巡見御用御答頭書抄帳』所収)の現三光村域の一部村々

村名	元和8年(1622) 『小倉藩人番改帳』	元禄15年(1702) 『豊前国高帳』	天保5年(1834) 『豊前国御帳』	明治初年 『旧高旧領取調帳』
諫山	300	536,74	725,2842	752,9466
原口	100	274,736	415,3173	433,7718
佐知	623,48905	520,247	787,0271	820,1969
田口	1255,14084	990,08	1313,2937	(東田口)662,373 (西田口)717,8248
小袋	387,81745	459,761	649,6902	629,1663
嶋	257,86385			
成恒	260,60012	221,925	287,2906	290,147
土田	242,016	193,304	319,802	356,0598
深水	(下深水) 30	688,723	924,2278	(上深水)495,4936 (下深水)474,6009
臼木	534,4278	425,721	624,3835	661,0764
森山	450,25632	355,45	475,4585	485,5949
秣	(東秣) 166,75756 (西秣) 634,69573	1287,297	1785,0482	(上秣) 497,394 (下秣) 429,5439 (西秣) 858,1085
計	5243,06472	5953,984	8306,8231	8564,2984

表3 現三光村域の村々の石高変遷

古文書・古記録

乙 咩 政 巳

古文書・古記録

今回の総合調査で特筆すべきことは、中世文書五点と荘園絵図（断簡）が新たに発見されたことである。また、近世の八面山修験に関係する古記録が確認されたことも見逃がすことができない。

ところで、下毛郡所在の中世文書に関しては、すでに『大分県史料』等に収録されている。特に、三光村に関連するものとしては、成恒文書・田口文書・稲用文書が知られている。成恒文書は『大分県史料』第八巻の字佐下毛諸家文書に所収されており、田口文書は『増補訂正編年大友史料』・『鎌倉遺文』・『南北朝遺文』に見え、稲用文書も『鎌倉遺文』『大宰府・太宰府天満宮史料』に一部所収されていて、この地域の中世史像をある程度再構成することが可能である。しかし、それらのうち村内に古文書が現存するのは、残念ながら「成恒文書」だけであり、以下当文書中のいくつかを紹介しておきたい。

一 成恒文書。三光村大字成恒

佐々木ミサヲ氏の所蔵で、古文書十二巻と系図一巻が昭和四十九年三月十九日、大分県の有形文化財に指定されている。今回所有者のご好意により、本文書を見し寸法を測り、合わせて写真撮影をする機会にめぐり会うことができた。

成恒文書の一部は、昭和二年の『下毛郡誌』成恒氏の項に引用され、また昭和七年の『扇城遺文』（赤松玄一郎著）に、人身売買証文三通が紹介されている。その後、昭和三十三年『大分県史料』において、本文書の一〇九巻と所在不明で東大影写本に認められるものを補遺として、全ての古文書が収載されている。

なお、当家所蔵の十・十一巻の記載内容は一〇九巻と同一であり、江戸時代に書写されたものと推定され、もともと縦帳形式であったが、その後ばらされ巻子に仕立てられたことが観察される。

成恒氏の本姓は大蔵で、上毛郡成恒名の地頭相良氏の代官職を宛行われ、成恒氏を称するようになる。南北朝内乱期において、北朝に属し軍忠を助んでいたことが確認される。

成恒氏が上毛郡から下毛郡に移住した時点に関しては、第七巻六号の伊佐成恒氏并相良氏等累系に、応永年間（一三九四—一四二七）、成恒種隆が下毛郡田嶋崎（三光村大字成恒）に居住したと伝えている。一方、巻子本系図（以下「別巻系図」と略称）では、その時期を応永七年（一四〇〇）のこととしている。

下毛郡初見の上院史料は、応永廿八年（一四二二）十月七日付の大石重成畠地売券であり、大石重成が成恒兵庫助に対して、下毛郡鬼丸名内の、畠地一反を代三貫五百文にて売り渡している。別巻系図によると、成恒兵庫助とは種隆の子息弘種のこととしている。以上の経過から、成恒氏が下毛郡に土着したのは応永廿八年以前であったと考えられる。

その後、成恒氏は諫山郷田口村等において、安定的権利である下作職の買得集積に専念し、やがて在地領主として大きく成長することになる。また、宇佐宮の宮番料所の下作職を買得し、宮番神職として上宮の宮番を勤仕していたことが看取される。

ところで、俗書の「豊前国古城記」によれば、正長元年（一四二八）成恒種隆が田嶋崎城を築造、天正十六年（一五八八）に破却されたと記載されている。この正長元年こそ成恒弘種が諫山道秀から、諫山郷末弘名内の田嶋崎荒野二町五段の下作職を買得した時期に照応する。

成恒氏は室町時代大内氏に属し、天文五年（一五三六）当時、宇佐宮の上宮三の御殿造官に関する裁判として成恒清種が確認される。弘治二年（一五五〇）頃の大友義鎮による豊前進出以降、賀来・福島・瀬瀬氏などと共に、下毛郡における大友方の代表的な存在となる。しかし、天正十五年黒田氏が豊前六郡に入郡すると、佐々木姓を称し医を業として現在に至ったという。

成恒文書は社会経済史的研究に不可欠な重要史料であり、保存状態も極めて良好で、近年新たに裏打ち巻子仕立ての保存修理が実施されている。

成恒文書はすでに『大分県史料』第八巻に全て収録されており、ここではその中のいくつかを取り上げることとし、ならびに写真も揭示しておくので参照していただきたい。また別巻系図も参考に供するために収録しておく。

(1) 土井種世軍忠状（第一巻三号）二七・八センチ×四三・七センチ

筑前国土井兵衛五郎種世軍忠事



成恒文書 (1) 土井種世軍忠状

一 去年十二月廿三日大将御下著以来、最前馳（参御方）致（宿直警固）候畢、

一 同廿九日属（大将野依彈正忠手）、馳（向友枝）致（忠勤）畢、

一 今年正月八日属（大将飯沼兵庫助入道手）、馳（向永副）、令（破）却

城廓（追）散御敵（畢）、

一 自（字佐郡赤尾所）之凶徒等打出之間、今月十九日属（字都宮山田三

郎手、同郡馳（向猿渡）、致（合戦）御敵追散候畢、

一 同廿一日所（之）凶徒等打（出）下毛郡、燒（拂）高瀬以下之間、馳（向

酒手限）御敵追散畢、以（此）旨（可）有（御披露）候、恐惶謹言

觀應二年正月日

進上 御奉行所

〔承了〕

（證判）（一色範光）
（花押）

進上 御奉行所
觀應二年正月日

土井種世が自分の軍功を大将に上申した文書で、大将である一色範光の證判を賜わっている。これは後日の恩賞請求の際、証書類として採用される重要書類である。観應元年十二月廿三日から同二年正月廿一日までの間、上毛・下毛・字佐郡における合戦の軍功をまとめて注進して

おり、合戦の日時・場所・敵に対する攻撃状況を詳細に記載している。

(2) 成恒種貞著到状(第一巻四号)二七・六センチ×三八センチ
著到

豊前国御家人成恒左衛門三郎種貞、為（抽）軍忠、最前馳（参候）、以（此）旨（可）有（御披露）候、恐惶謹言、



成恒文書 (2) 成恒種貞著到状

貞和六年九月卅日
進上 御奉行所

〔承了〕
〔證判〕〔詫勝宗直〕
〔花押〕

南北朝の内乱期、成恒左衛門三郎種貞は佐殿方（足利直冬方）の軍勢催促（出陣命令）を受けてそれに応じ、いち早く馳せ参じたことを申告した文書である。奥には詫勝宗直が種定の申告を承認した旨の證判を加えており、軍陣に参じた証明書となり、後日の恩賞請求に関する証拠書類となる。

(3) 大内義長下文（第二巻一号）三二・六センチ×四八・二センチ
〔包紙ウハ書〕
〔成恒掃部允殿〕
〔大内義長〕
〔花押〕

下 成恒掃部允輔家

可令早領知豊前國上毛郡成恒内拾町地 杉伯善守重輔事
右以人、所宛行也者、守先例、可令全領知之状、如件、
弘治二年五月廿日

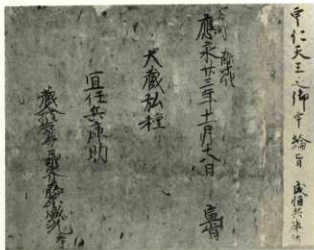
大内義長が成恒掃部允輔家に対し、もと杉伯善守重輔の所領であった上毛郡成恒の内、十町の土地を給与したものである。文書の右部分を袖というが、



成恒文書 (3) 大内義長下文

ここに義長の花押（自署）を添えている。義長は大友義鎮（後の宗麟）の実弟であり、天文二十年（一五五二）大内義隆が家臣の陶晴賢に殺されると、翌年晴賢に迎えられて大内家の家督を継承した人物である。義長も義隆と同様に、復古的な文書形式を重用していたことが窺われて興味深い。

(4) 稱光天皇口宣案（第二巻二号）三二・六センチ×四〇・四センチ



成恒文書 (4) 稱光天皇口宣案

（新包紙ウハ書）

（稱光天皇）

「字仁天皇之御字繪旨」

上卿 藤中納言

應永廿三年十一月十八日

宣旨

成恒兵庫助

大藏弘種

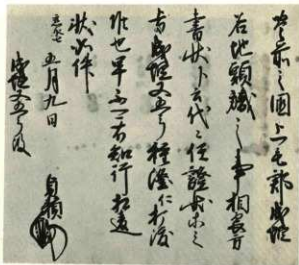
宣任兵庫助

藏人權右少弁兼越中介藤原盛光奉

應永廿三年（一四一六）勅旨により、大藏弘種を兵庫助に任する旨を伝え、大藏弘種とせず、本姓の大藏弘種と記載している点が注目される。「應永廿三年」云々の右脇に、「上卿 藤中納言」とあるが、これは当日出仕の首席公卿で、この口宣を藤原盛光から伝えられた人である。本紙は宿紙と呼ばれ、漉返紙を利用したために薄墨色をしている。

(5) 少貳貞頼書下（第二巻三号）三一センチ×四一センチ

豊前之國上毛郡成恒名地頭職之事、相良方書状ト云、代々任ニ證状等之旨、成恒又五郎種隆仁打渡候也、早不可レ有ニ知行相違ニ状、



成恒文書 (5) 少貳貞頼書下

如件、

(興筆) 五月九日

成恒又五郎殿

豊前守護の少貳貞頼が、上毛郡成恒名地頭職を相良方の書状や代々の證状等により、成恒又五郎種隆に打ち渡し、知行するように命じた直状形式の文書である。

(少貳) 貞頼 (花押)

抽三戦功之状、如し件、

弘治二年知月廿八日

(輔家) 成恒掃部允殿

成恒輔家は豊田英元の指揮下にあり、知月廿一日の渡川城における合戦で、矢疵を右腕に蒙むる軍忠を英元が注進し、大内義長がその功を賞するために出した感謝状である。なお、本紙は切紙といわれるもので、全紙の一部を切断し利用している。料紙は斐紙である。

大内義長感状



成恒文書 (6) 大内義長感状

(6) 大内義長感状 (第二巻四号)

一四センチ×二三・三センチ

(包紙ウハ書) 成恒掃部允殿

義長

去廿一日到ニ渡川城屏手ニ敵詰寄之處、於ニ豊田大藏丞英元一所ニ遠ニ防戦ニ敵切ニ崩之、剩被ニ矢疵ニ右腕之由、英元注進畢、尤神妙、弥可レ

(大内義長) (花押)



成恒文書 (7) 今川了俊禁制

(7) 今川了俊貞禁制 (二巻六号) 一六・三センチ×一四・七センチ

(包紙ウハ書)

「今川了俊御判有」

禁制 (今川了俊)
(花押)

瑞雲寺

右、於當寺ニ軍勢并甲乙之人等、不可シ致シ蓋妨狼籍、至ニ逸乱之輩者、可シ處罪科之状、如レ件

應安四年十二月十七日

一三六〇年代豊前国においても官方が有勢であったが、応安四年(一三七二)

幕府は九州での退勢挽回を図るため、

九州探題として今川了俊を下向させ

た。この年今川了俊は軍勢及び甲乙人

(一) 般庶人等による、瑞雲寺に対する蓋妨狼籍を禁止した文書である。瑞雲寺は江戸時代まで確認されるが、現在は存在せず、三光村大字成恒の中央公民館(瑞雲寺の小字名)付近に所在していたことが知られる。これも切紙である。

(8) 大友義鎮一字書出 (第一巻八号) 二七・六センチ×四二センチ

「墨」(端裏切封)

一字之事、藤原鎮家進之候、恐々謹言、

卯月八日

義鎮(花押)

成恒掃部助殿



成恒文書 (8) 大友義鎮一字書出



成恒文書 (9) 大内義長官途挙状

大友義鎮（後の宗麟）が成恒掃部助に対して、自分の諱（実名）である「鎮」の一字を授け、鎮家と名乗らせたものである。従って、これ以後成恒鎮家と称することになる。

(9) 大内義長官途挙状（第五巻二号）

（包紙ウハ書）二六・一センチ×四四・五センチ
「成恒助七殿」
義長

掃部允所望事、可令と奉_レ京都_一之状、如_レ件、
天文廿四年十二月五日
（大内義長）
（花押）

（折簡）
成恒助七殿

大内義長が成恒助七の望む掃部允という官途を、京都に伝達するという内容の文書である。

このように、上に取りつぐ文書を挙状と呼んでいる。義長が京都に任官のことを取りついだとは当抵考えられず、やはりこの文書発給時点において、成恒助七は義長から掃部允の官途を授けられたことを意味する。

00 大友宗麟感状（第六巻二号）二一・六センチ×四八・四センチ

（包紙ウハ書）
「成恒越中守殿」

（端裏切封）
「（黒引）」

宗麟

就_レ今度麻生拱津守誅伐之儀、田原近江守以_二同陳_一、為_二無足_一從_二最前_一別而馳走之由、感入候、必追而一段可_レ賀_レ之候、恐_レ々謹言、



成恒文書 00 大友宗麟感状



成恒文書 ①① 大友義統知行充行坪付

三月廿四日

(鎮直)

成恒越中守殿

宗麟(花押も)

永禄九年(一五六六)、麻生摂津守親政は大友氏に対する反感から謀反を起したが、圧倒的な大友軍により鎮圧されている。この時、成恒鎮直は大友方として尽力したため、宗麟から賞せられた感謝状である。これも切紙を使用している。料紙は斐紙。

①① 大友義統知行充行坪付(第六卷四号) 一六・九センチ×

四九・三センチ

(包紙ウハ書)

「成恒次郎殿

(大友義統)

(花押5/2)

義統」

坪付
豊前国下毛郡
一所豊町九段中殿名

以上

天正八年十一月十日

(統忠)

成恒次郎殿

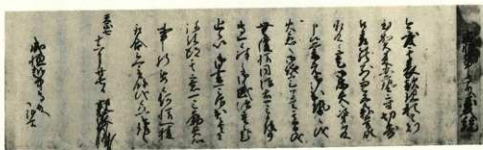
大友宗麟の嫡子義統が、下毛郡内所在の中殿名一町九段を、成恒次郎に宛行った文書である。この中殿名に関しては、成恒文書の大内氏奉行人連署奉書(第五卷五号)によると、宇佐宮渡領であったことが確認される。料紙は斐紙で、切紙を使用している。

①② 田原親家書状(第六卷七号) 一三・四センチ×四一・三センチ

(包紙ウハ書)

「成恒越中守殿

義統」



成恒文書 ①② 田原親家書状



成恒文書 田原紹忍知行預け状

〔端裏切封〕

今度其表敷現形候之刻、至賀来安藝守切寄ニ被ニ差籠、別而被ニ遊粉骨之段承及候、寔御忠貞之次第、不レ及申候、爰元御出勢之儀、火急之御議定候之条、其間之儀無ニ緩様、同陣衆可レ被ニ申談ニ事專一候、殊、御感深重之趣、追々以ニ御書ニ可レ被ニ仰出之由候間、亦被ニ得ニ其意、可レ被ニ勵ニ貞心事、肝要候、何様一棧取合、不レ可レ有ニ餘儀候、恐々謹言、

〔興筆〕

〔天正七〕

十二月廿七日

〔同書〕
親家(元押)

成恒越中守殿御陣所

〔同書〕

〔同書〕

包紙は別文書のものであり、この文書は田原親家が成恒越中守に宛てた書状(手紙)で、本紙は切紙を使用している。田原親家は太友宗嗣の次男で、田原本家の鞍掛田原親買の養子となり、親買が大友家に謀反を企てて滅亡後、田原家の名跡を相続した人物である。天正七年(一五七九)反大友方による賀来安芸守の切寄(大畑城)に対する攻撃で、成恒鎮直も籠城し抗戦していることを賞し、近日中に出勢する旨を報じている。なお、文中に「殊、御感」「以、御書」とあるように、一字分を空白にしているが、これは大友氏に対する敬意を表現したもので、開字といわれるものである。料紙は斐紙。

田原紹忍親知行預け状(第六巻八号)一五センチ×四一センチ

〔包紙ウハ書〕

田原

成恒越中守殿御陣所

親家

〔端裏切封〕

〔同書〕

今度方々無_レ實所刻、別而被_レ勸_レ貞心_ニ候、何様一稔取合不_レ可_レ有_レ疎意_ニ候、然者為_レ私之合力、拾町預_レ進之_ニ候、此表静謐次第、重々可_レ申談_ニ之趣、用_ニ口上_ニ候、為_レ御存知_ニ候、恐々謹言、

(兼書)
〔天正七〕

十一月三日

成恒越中守殿

紹忍(花押3)



成恒文書 04 大友義統一跡安増状

包紙は題のものである。田原紹忍(俗名親賢)は奈多八幡宮の大官司奈多鑑基の子息で、のち田原氏の分家である武蔵田原家に入嗣した人物である。彼の妹は大友宗麟の夫人で大友義統は甥に当り、大友氏の側近として重用された。豊前方分として妙見城(宇佐郡院内町)に在城し、同国の軍事・行政を指揮していた。田原紹忍が成恒鎮直の貞心を賞し私の合力として、下毛部表の静謐次第に十町を預け進ずる旨を強調し、なお一層の協力を依頼している。預け状とは、所領を一時預け置く場合に発給する文書形式である。

04 大友義統一跡安増状(第七巻一号)二八・一センチ×四二・三センチ

(包紙ウハ書) 義統
〔成恒次郎殿〕

父越中守一跡下毛部之内田鳩崎之事、任_ニ相續_ニ之旨、領掌不_レ可_レ有_レ相違_ニ候、仍一字之事統忠道_ニ之候、恐々謹言、

三月廿六日

義統(花押4)

成恒次郎殿

大友義統が成恒次郎に対して、父越中守鎮直の一跡(遺領)である下毛部田鳩崎を安増し、それに伴って義統は自分の「統」の一字を与え、統忠と名乗らせている。



成恒文書 09 大友義統官途書出

④ 大友義統官途書出(第七卷二号)二五・九センチ×四二・二センチ
 (包紙ワハ書)
 「成恒次郎とのへ」

進士允望之由、可_レ存知_二候、恐_レ謹言、
 天正九

卯月廿四日

成恒次郎殿

大友義統が成恒次郎の望んでいた進士允の官途を公認したものである。

義統(花押5ノ2)

④ 大友宗麟 義統跡目安堵状(第七卷三号)

二四・二センチ×三五・一センチ

(包紙ワハ書)

「成恒次郎殿」

宗麟

(端裏切封)

父越中守跡目之事、任_二相續之旨_一、領掌不_レ

可_レ有_二相違_一候、恐_レ謹言、

壬正月十四日

宗麟(花押8)

成恒次郎殿

大友宗麟が成恒次郎に対して、父越中守の跡目(遺産・遺領)相続を安堵したものである。

④ 野仲鎮兼充行坪付(第七卷九号)一六・二センチ×四七・五センチ

(包紙ワハ書)

「野仲鎮兼」

(花押)

坪付



成恒文書 09 大友宗麟跡目安堵状



成恒文書 07 野仲鎮兼充行坪付

一所居屋敷 田嶋崎代當知行

一所貳町六段拾代 實徳時元 大石寺當知行

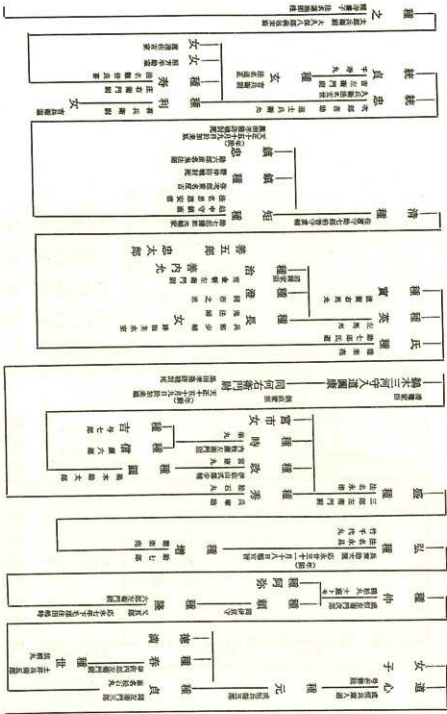
一所壹町 稻男散在 荒野丸林

以上

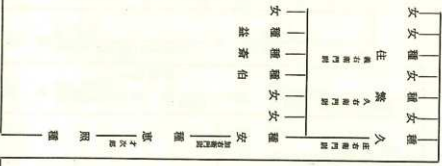
天正拾四年拾貳月廿三日

成恒越中守殿

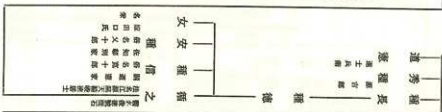
野仲鎮直が成恒鎮直の所領である田嶋崎居屋敷、實得・時元・大石寺名の二町六段十代、稲男散在一町を宛行つたものである。天正六年以降、下毛郡で最も有力な在地領主の野仲氏は、たびたび大友氏に反旗を翻しており、天正十四年（一五八六）段階で、成恒氏も野仲氏の指揮下に置かれたことがこの文書から窺われる。



「女」
種考女種之
按名稱及種



種
長
種
秀
種
遺



種
俊
種
義
種
真
種
貞
種
道



二 櫛野一美氏所蔵文書・三光村大字田口

今回の調査で新たに発見された本文書は、所有者も見るものが禁じられていたもので、県立中津南高等学校教諭の櫻木晋一郎氏によって秘蔵の物件が開封せられ、中世文書五通と荘園絵図断簡三枚（同一絵図）であったことが確認された。

櫛野氏はもともと宇佐郡櫛野村（院内町大字櫛野）の出自で、のち下毛郡田口村に入部したと伝えられている。それがいつ頃のことなのかは不明である。

しかし、天正七年（一五七九）十一月六日付の成恒鎮直知行宛行坪付に、同郡内「所政段廿 房籠櫛野先給分」と見える。これは成恒鎮直が下毛郡内の十五町四段余の所領を宛行われるように清成式部少輔に提出し、豊前方分の田原紹忍から安堵されたものである。この年以前、大友氏は櫛野氏に対し、房籠を給与していたことが判明し、櫛野氏の一族が現地支配のために派遣されていたことは確実であり、ここにおいて古文書と伝承との合致が検証できる。次に房籠がどこに所在していたかが問題となる。この点に関しては、文永二年（一二六五）八月廿九日の田口成蔵名田山野譲状によると、下毛郡諫山郷田口浦の中に、「一所房籠居屋敷」とあり、田口に所在していたことが確認される。

さて、房籠については、天正十年（一五八二）段階、成恒鎮直の所領として房籠名が載許・安堵されているが、恐らく櫛野氏との間に長く争論が展開されていたのではないかと推測される。ところが、同十四年十二月廿三日付の野伸鎮兼充知行坪付には、成恒鎮直の所領に房籠が見い出せず、この時点でだれの所領に編入されたかは不詳である。ただ可能性として、再び櫛野氏の知行に帰したのではないかと推考される。

「房籠」の小字名は三光村大字田口に現存しないが、「串野」という小字名は残存しており、ここに今も櫛野氏が居住していることから、両地名は本来同一ではないかと推定される。

(1) 沙弥西見田屋敷渡状 二九・五センチ×四一センチ

端裏書

ミ四郎左衛門入道渡状

渡与



柳野文書 (1) 沙弥西見田屋敷渡状

納

造 宇佐宮正殿南中樓作新銭事

合佰貳拾文者

右、下毛庄得万・四郎丸名内、曰木彦四郎知行内參段分、且所納如件、

元亨參年十一月廿四日

管懸前國陳山郷得万・四郎丸内田屋敷事

一所田地四段 得万名内字菅倉

一所田地四段 四郎丸名内字四段田

一所田地貳段 得万名内字横枕

一所屋敷 四郎丸内下曰木笠弥次郎古園

右件田屋敷者、西見重代相伝私領也、於今者令渡与与小袋五郎左衛門

尉雄輔宿祢^(カ)早、更以不可有後日相違一者也、若背此状、至子孫親

類一致一磨違乱一者、為不孝之輩不可知、行西見遺領一者也、於本

證文者、依為類券書副案文早、仍為後日渡与之状、如件、

正應二年十二月五日

沙弥西見(花押)

沙弥西見が諫山郷内の得万・四郎丸名の田地一町と屋敷一所を小袋五郎左衛門尉雄輔宿祢に渡し与えている。

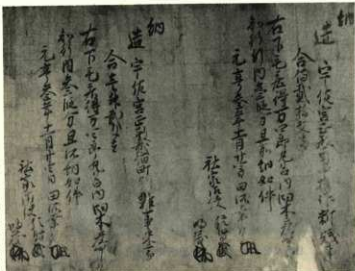
(2) 造宇佐宮役納状 二四・六センチ×三三・六センチ

田所 幸久 (花押)

信賢 (花押)

明茂 (花押)

社家御使



柳野文書 (2) 造字佐宮設納状

納

造 字佐宮正殿貳佰町別雜事米事

合壹舛貳勺者

右、下毛庄得万・四郎丸名内、臼木彦四郎殿知行内參段分、且所納如七件、

元亨參年十一月廿四日

田所 幸久 (花押)

信賢 (花押)

下毛庄得万・四郎丸名内、臼木彦四郎が知行している三段分として、

造字佐宮正殿南中樓作料錢百貳十文と造字佐宮正殿二百町別雜事米一升

二勺を納入している。

(3) 関東下知状案 二九センチ×四三センチ

〔関東御下知案むまの次郎ひやう五〕まはるげち也

野中次郎入道正行与兵庫馬次郎兵衛資時相論豊前國野中郷内資時分領事、

右、權召、夫之延、如_二資時去十八日和与状_一者、就_二西妙_一當_二郷_一謀_二状_一等、正行訴申之間、資時令_二候_一、申_二披_一子細之上、所詮、以_二資時知行

内冠師野村 東限河中 西限唐_一大尾 大_二か_一わ 譲_二状_一等、正行訴申之間、資時令_二候_一、申_二披_一子細之上、所詮、以_二資時知行

令_二和_一与_二畢_一、此外田高山野等者、資時并舍弟等無_二相違_一可_二領_一知_二也_一、向後互不_二可_一有_二違_一乱_二云々_一、如_二正行同日和与状_一 西行父願念

者、以_二資時分領冠師野村 東限河中 西限唐_一大尾 北限大谷 井河江原寺居垣木糸永田四條二里廿六坪五段、廿七坪八段、中津河岩木壹町、椋

本七段、江副參段卅、所_二令_一和与_二也_一、(以下欠)

(4) 河つの名藤次郎分差出 二三・六センチ×二九・八センチ
 [増表書]
 [差出]

河つの名藤次郎分差出

合

たかす
 一所豊段田地 定米五斛納之

以上

右、此外者一反十代も相拘不申候、仍指出之状如件、



柳野文書 (4) 河つの名藤次郎分差出

天正七年己 知八月廿八日

その村

藤次郎 (略押)

西刑部丞殿

得万掃丞殿
 (部脱カ)

荒巻宮内丞殿

一松藏人佐殿

(5) 賀字藤名内差出 二三・二センチ×三一・五センチ
 賀字藤名内差出之事

合 壹反田地

タカス土賣米
 納之、五并延二而撰候

一并五合



柳野文書 (3) 関東下知状案



機野文書 (5) 賀字藤名内差出

右之外、少も御不審有間敷候、仍差出如件、

天正七年八月廿九日

与介(略押)

機野掃部丞殿

西刑部丞殿

一松掃部丞殿

この中で讃岐升が確認されるが、これは永弘文書(『大分県史料』¹⁰)にも多く
検出され、宇佐宮の収納升であったことが判明している。

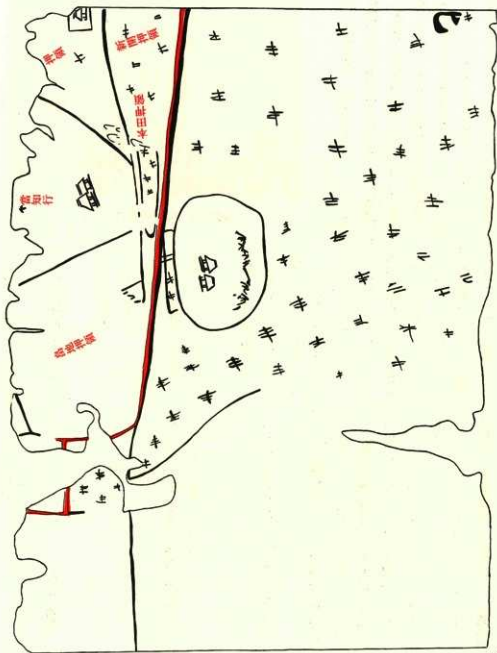
(6) 荘園絵図断簡

三葉がばらばらに分離されているが、もともと同一の荘園絵図であり、保存状態は悪く破損が顕著である。

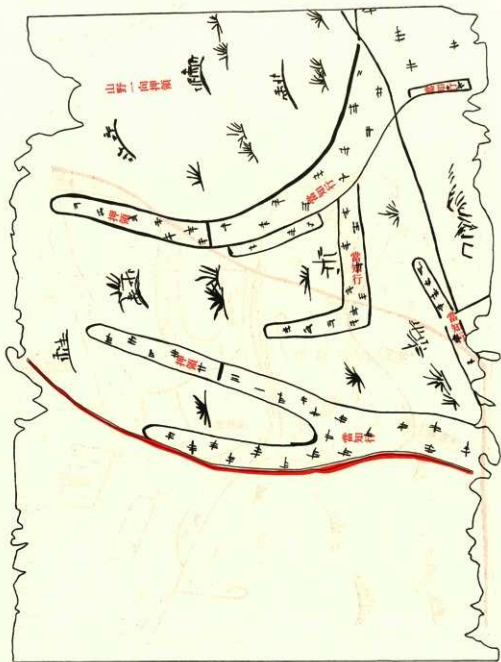
置北郷下地中分図」(『島津家文書』)、(二)「豊前小山田社放生殿市場図」(『小山田文書』)、(三)「筑前国宗像郡六十二村古図」(宗像神社所蔵)の三点が判明している。(一)は鎌倉時代、(二)は応永廿年(一四一三)、(三)は近世初頭に描写されたものである。ただし、(二)の「豊前小山田社放生殿市場図」は「豊前宇佐宮和開浮殿市場図」と称されるもので、決して小山田社を表現したものでないことを付記しておく。なお、今回の荘園絵図断簡の発見は、九州では四丁目、大分県内で二丁目ということになり、注目すべき大発見であったと言わなければならない。以下三葉の断簡について、具体的にみることにする。

A……二九・八センチ×四〇センチ。「北」字の一部が確認され、この断簡は四至の北限であることが判明する。「廿」「卅」の記号は田地を意味すると考えられ、家屋五軒が認められる。また、板細字で「木田押領」「新開押領」「常知行」「畠地押領」と朱

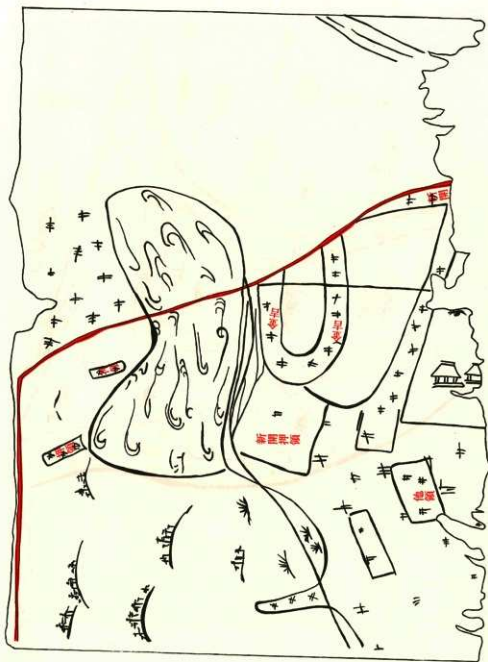
A 在圖檢圖

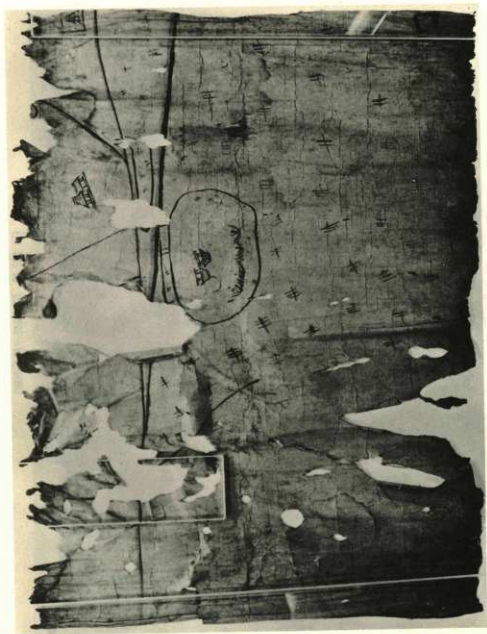


B 莊園檢閱



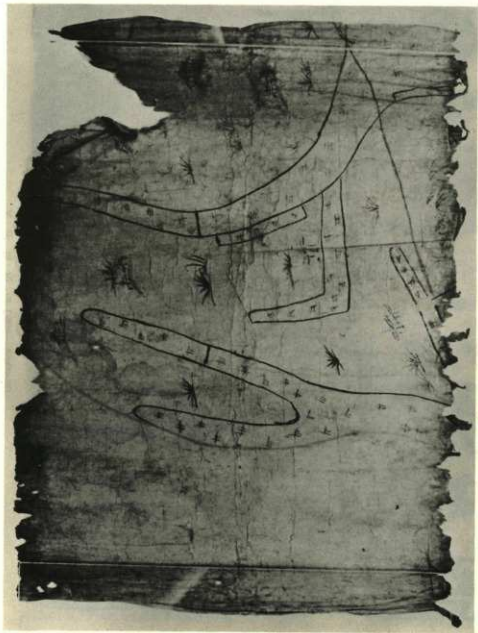
C 莊園圖檢圖

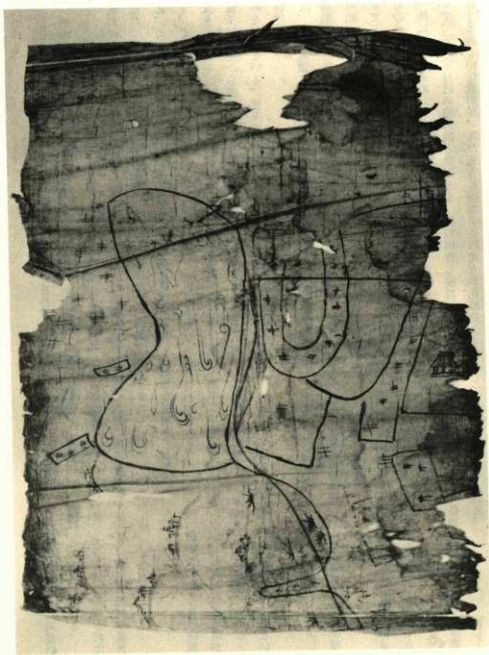




A 莊圖繪圖（傳野一美氏所藏）

B 莊園繪圖 (樹野一美氏所藏)





C 莊園檢圖 (柳野一美氏所藏)

書されている。

B……二九・八センチ×四〇センチ。Aの下部と接合されるもので、山林や原野が表現され、それに食い込むように細長い田地が延び、新田開発がかなり進展している様子が知られる。極細字で「山野一向押領」「當知行」「押領」と朱書されている。

C……二八・八センチ×四〇センチ。これはBの左側と接合される。中央部からやや下がった所に、大きく池が表現されており、その東側には山林・原野が控え、また池の南側には若干の田地も看取される。北側には田地が広く屈閉し、家屋二軒が記載されている。なお、極細字で「金吉」「新開押領」「押領」「新開」「他領」と朱書されている。

次に、この荘園絵図の成立年代・成立事情・現在地比定に関して、一試論を提示しておきたい。

まず、Cの中に朱書されている「金吉」について、大きな手掛りを得ることができる。たとえば、金吉に関連する興味深い記述が、文永二年（一二六五）頃と推定される少宮司兼番長宇佐保重申状案に確認される。これによると、下毛庄内の金吉地頭が宇佐宮領の規矩郡貫庄から運上されていた二月の御祭御供菓子を抑留したというもので、しかも、この時持夫を毆傷刃傷せしめるという一大事件を起している。貫庄の運上夫一向は豊前道を行っていたはずであり、下毛郡においては高瀬―湯屋―永添―大貞というコースに該当する。

さて、金吉地頭についてであるが、その名字から下毛郡の金吉（鹿馬渡町大字金吉）が本貫地であったと推定される。しかし、わざわざ遠隔地から出向き、蓋妨狼藉を働いたと考える必要はないように思える。むしろ豊前道付近に彼の所領が存在し、その現地支配に取り組んでいたと考えるべきであり、その一つがCの金吉であると理解した方がより自然である。

ここで下毛郡内における「金吉」の小字名を検出すると、中津市大字上宮永・相原・合馬・今津に現存していることが把握される。これらの地域に、かつての金吉地頭の散在所領が存在していたと考えられ、絵図も中津市の五大字のどこかを描写していると推考される。特に、豊前道に近接するのは、大字相原ということになり、有力な候補地ということになる。

そこで、五大字付近の地形図と絵図とを、比較照合し検討してみると、図1の相原付近となる。特徴的な細長く延びた田地と西側に位置する池との位置関係、及び北方に屈閉する田地とが比較的良好に符合していることが認められる。

次に、絵図作成の契機についてであるが、絵図と同様に断面で破損の顕著な関東下知状案との関連が注目される。これは野中次郎

入道正行と資時との野仲郷内貞時分領に関する相論で、詳細な内容は不明である。冠師野村と野仲郷河江原寺居垣木糸永田四條二里廿六坪五段、廿七坪八段、中津河(山国川)岩木一町、椋木七段、江副三段卅代を和与し、この外の田畠山野等は資時と合弟等が領知すべき記載も見られる。同文書中の木糸永・椋木に関して、現小字名から検出すると、中津市大字相原に糸永、また隣接して同市大字水添に椋木が現存している。とすれば、相原付近が中世において野仲郷であったのか、否かが問題となる。この点建武元年(一一三三)の「沙弥円置置文」に、「野仲郷御神領福光名」とあり、また「於御神領」者、藍原并弥勒寺御領ハ、次男弥五郎實平あいわかさるゝその合力をもて、社役をまたうし知行すへし」と見え、相原付近が野仲郷であったと考えられ、有力な一傍証ともなりうる。以上のように絵図と古文書とは密接に相関連することが想定されるが、このことから絵図は相論に伴って提出された相論絵図の上に、相論裁許による、下地中分の成立によって、朱線が施された中分絵図であったとも推察されるが確定はできない。



荘園絵図接合状況

三 御家春雄氏所藏文書。三光村大字西棟

棟の下張りに使用されていた古文書で、上毛、下毛、宇佐郡等の寺社関係文書七十四通が現存し、それらの内二通を紹介しておく。

(1) 宗旨改手形 二六・九センチ×四〇・五センチ
宗旨御改手形之夏

- 一 寺僧召仕門前共、御法度之切支丹宗門ニ而、無御座候、
- 一 宗旨御改帳面判形仕候通、拙僧召仕僧俗男女共、常々之行候、胡乱成儀無御座候、若疑鋪者御座候ハ、早速可申上候事、
- 一 寺内門前共、胡乱成浪人一切差置申間敷候、万一儲成浪人指置候ハ、御断可申上候、為後日仍而如件、

無本寺

真言宗 神護寺

右、寺無住ニ付、拙寺代判仕、指上申候、已上、

嘉永五年子四月

同宗 吉祥寺 印

今泉太郎右衛門殿

貫應 (花押)

村山善兵衛殿

(2) 宗旨改手形 二七センチ×四〇・九センチ

宗旨御改手形之夏

- 一 寺僧召仕門前共、御法度之切支丹宗ニ而、無御座候事、
- 一 宗旨御改ニ帳面判形仕候通、召仕僧俗男女共、常々之行作胡乱成儀無御座候、若疑鋪者御座候ハ、早速可申上候事、
- 一 寺内門前共、胡乱成浪人一切指置申間敷候、万一儲成浪人差置候ハ、御断可申上候、為後日仍而如件、

嘉永五年

真言宗 吉祥寺 印

子四月

貫應 (花押)

今泉太郎右衛門殿

村山善兵衛殿

四 竹井治之氏所藏文書。三光村大字白木

(1) 宇佐宮修理所別當吉用勳負賽狀

覺

一 斧

彩挺

右者、三ノ御殿御袖始御神事為ニ御用、御寄進請取申致ニ社納ニ候、誠御深信之至ニ存候、以上、

宇佐宮修理所別當

吉用勳負(花押)

享保拾九年庚ノ二月廿七日

下毛郡土田村

嚴治藤右衛門殿

(2) 宇佐大官司宇佐公誼賽狀

覺

一 斧

彩挺

右者、享保十九年寅二月於ニ新立、三之御殿御袖始御神事御執行之期、先代藤右衛門被レ致寄進、尋ニ旧例ニ此度被レ致ニ奉納ニ条、奇特之至存候、以上、

宇佐宮大官司從五位下 宇佐公誼(花押)

安政四月己正月日

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

(3) 到津大宮司執事某副状

覚

一斧 菅挺

右者、享保十九年寅二月於新立、三之御殿御袖始御神克御執行之朝、先代藤右衛門被_レ致_レ寄進之候、尋_ニ旧例_一此度被_レ致_レ奉納_一条、奇特之至存候、以上、

安政四年

己正月日

到津大宮司

執事 ㊦

下毛郡土田村

竹野井工十郎殿

(4) 即乗坊發状

當菅利飯堂再建ニ付、斧立山寄附材運送方格別尽力之段、奇特之至ニ候、^(奇)尤此条記録ニ相載セ置候得共、寸墨を以挨拶申入候也、

豊前國四日市

菅利輪香

即 乗 坊 (㊦)

明治七年

戊十二月

下毛郡

土田工十郎殿

五 榎木晋一郎氏所蔵。三光村大字田口

榎木家にかつての箭山社の神宮寺である大日寺の社僧で座主職の地位にあったが、明治時代に神主に転じ現在に至っている。当家は「八面山縁起」・「八面山願拜次第記」(仮題)といった古記録をはじめ、牛玉宝印の版木・棟札・位牌等が大切に保管されている。

(1) 棟札

(a) (表) 享保九甲辰之天

奉再興亦財天社國家安全所

卯月吉祥日

(裏) 本願主神護寺祐山房

此度とちによおす者也

八面山大日寺鎮守

大工十兵衛

大日寺宮内勸

間口吉

山下祭氏子中

(b) (表) 享保二十歳

奉再興四度日賽替國家安全所

知六月吉祥日

(裏) 延享四丁卯十一月

奉再興五度目國家安全祈所

宝曆九歲卯八月

同六度再興

大工字佐宮高橋只助

施主祭氏子中

惣右衛門

甚兵衛

清右衛門

大願主大日寺宮内勸

願主神護寺法

大日寺

同名義右衛門

字佐宮水木田番平次

同名 茂藏

友七

(c) (表) 奥平大膳太夫拾万石支配内

此度とちよふき尔仕者也

(裏) 吉日

(2) 位 解

(大日如來)

(a) (表) (ア) 當山前權大僧都法印良尊祐智位

(裏) 天正十一庚未正月十二日

(B) (裏) (大日如來) 當寺中興權僧都普門祐玄 尊〔堂カ〕

(裏) 元祿三年正月十六日

(C) (裏) (大日如來) 八面山座主前大日寺權律師智澤 尊堂

(裏) 寛政九年丁巳六月八日

(D) (裏) (大日如來) 權大僧都嘯山法印

(裏) 安政三辰年八月晦日

(E) (裏) (大日如來) (アイリンク) 八面山中興開山權大僧都法印智永大和尚

(裏) 尔時嘉永六癸丑年七月廿有八日滅

座主 大日教寺九拾世大郎卿

(F) 享保十八癸巳年四月二十八日

當山前座主權大僧都桂敷祐音大和尚

(注) 例のみ「通手帳」から抜粋し補充した。

(3) 八面山縁起

この古記録は現在までに二点発見されている。それらは当家所蔵の天和二年（一六八二）のものと、永弘氏一氏所蔵（宇佐市大字南字佐）の元禄二年（一六八九）のものである。記載内容は同一であるが、若干語句に小異が認められる。ここでは榎木家蔵本を原文のまま紹介しておく。ただし、返点・送り仮名は原本のままである。

八面山縁起ノ序

豊之前州下毛ノ郡八面山ノ省、八幡皇大神御遊行之靈場（いし）、聖母大明神地現之靈跡也、古老ノ傳ニ曰、昔此山盛ニテ而、堂社佛蘭數十、寺僧社官職辰述歩之勤仕無シ有ニテ「怠慢」矣、雖シ尔縁謝即減免シ免、去天正年中、梅原登ニ東西ニ電戦聞ニ南

北ニ、凶賊海^{ウツク}、陸里ニ、兵火至ニ、干坊舎ニ、餘炎及ニ山上ニ、社殿剝成^{ウツク}、灰塵^{ウツク}、尔^{ウツク}、牲百有餘^{ウツク}、荒廢^{ウツク}、爰^{ウツク}、彼山之座王^{ウツク}、大日
 寺兼^{ウツク}、猪山^{ウツク}、神護^{ウツク}、法師^{ウツク}、有^{ウツク}、山^{ウツク}、歸^{ウツク}、授^{ウツク}、羊^{ウツク}、借^{ウツク}、一^{ウツク}、延^{ウツク}、予^{ウツク}、給^{ウツク}、令^{ウツク}、レ、至^{ウツク}、干山上^{ウツク}、因^{ウツク}、茲^{ウツク}、延^{ウツク}、費^{ウツク}、十^{ウツク}、百^{ウツク}、天^{ウツク}、與^{ウツク}、彼^{ウツク}、法師^{ウツク}、問^{ウツク}、レ、志^{ウツク}、
 將^{ウツク}、登^{ウツク}、ニ、山頂^{ウツク}、石^{ウツク}、羅^{ウツク}、曉^{ウツク}、蟻^{ウツク}、種^{ウツク}、敗^{ウツク}、跡^{ウツク}、又^{ウツク}、雲^{ウツク}、霧^{ウツク}、曉^{ウツク}、穿^{ウツク}、胸^{ウツク}、者^{ウツク}、稀^{ウツク}、也^{ウツク}、胸^{ウツク}、蟻^{ウツク}、身^{ウツク}、現^{ウツク}、深^{ウツク}、谷^{ウツク}、力^{ウツク}、竭^{ウツク}、數^{ウツク}、息^{ウツク}、見^{ウツク}、ニ、其^{ウツク}、
 頂^{ウツク}、悅^{ウツク}、懽^{ウツク}、似^{ウツク}、夢^{ウツク}、似^{ウツク}、痛^{ウツク}、不^{ウツク}、乘^{ウツク}、查^{ウツク}、忽^{ウツク}、入^{ウツク}、盛^{ウツク}、漢^{ウツク}、不^{ウツク}、雲^{ウツク}、雲^{ウツク}、仙^{ウツク}、菜^{ウツク}、而^{ウツク}、得^{ウツク}、見^{ウツク}、レ、神^{ウツク}、窟^{ウツク}、奇^{ウツク}、哉^{ウツク}、未^{ウツク}、
 得^{ウツク}、天^{ウツク}、眼^{ウツク}、見^{ウツク}、方^{ウツク}、里^{ウツク}、不^{ウツク}、假^{ウツク}、天^{ウツク}、衣^{ウツク}、騰^{ウツク}、雲^{ウツク}、上^{ウツク}、齒^{ウツク}、是^{ウツク}、謂^{ウツク}、之^{ウツク}、乎^{ウツク}、其^{ウツク}、山^{ウツク}、為^{ウツク}、伏^{ウツク}、嶺^{ウツク}、谷^{ウツク}、廣^{ウツク}、衆^{ウツク}、覺^{ウツク}、新^{ウツク}、仿^{ウツク}、嵐^{ウツク}、園^{ウツク}、積^{ウツク}、旱^{ウツク}、一^{ウツク}、四^{ウツク}、廟^{ウツク}、
 々々、眼^{ウツク}、界^{ウツク}、難^{ウツク}、極^{ウツク}、山^{ウツク}、嶺^{ウツク}、獨^{ウツク}、粉^{ウツク}、落^{ウツク}、春^{ウツク}、夏^{ウツク}、長^{ウツク}、飛^{ウツク}、雪^{ウツク}、千^{ウツク}、歲^{ウツク}、神^{ウツク}、木^{ウツク}、傾^{ウツク}、ハ、綠^{ウツク}、蓋^{ウツク}、現^{ウツク}、神^{ウツク}、處^{ウツク}、撓^{ウツク}、護^{ウツク}、之^{ウツク}、相^{ウツク}、百^{ウツク}、關^{ウツク}、佛^{ウツク}、樹^{ウツク}、枝^{ウツク}、
 繁^{ウツク}、茂^{ウツク}、ハ、顯^{ウツク}、佛^{ウツク}、智^{ウツク}、廣^{ウツク}、大^{ウツク}、之^{ウツク}、德^{ウツク}、松^{ウツク}、風^{ウツク}、飄^{ウツク}、々々、池^{ウツク}、浪^{ウツク}、翻^{ウツク}、鼓^{ウツク}、雲^{ウツク}、花^{ウツク}、驚^{ウツク}、目^{ウツク}、奇^{ウツク}、香^{ウツク}、悅^{ウツク}、意^{ウツク}、人^{ウツク}、間^{ウツク}、莫^{ウツク}、比^{ウツク}、比^{ウツク}、寧^{ウツク}、疑^{ウツク}、天^{ウツク}、
 上^{ウツク}、殊^{ウツク}、此^{ウツク}、山^{ウツク}、象^{ウツク}、八^{ウツク}、葉^{ウツク}、九^{ウツク}、尊^{ウツク}、之^{ウツク}、兩^{ウツク}、界^{ウツク}、西^{ウツク}、北^{ウツク}、滄^{ウツク}、海^{ウツク}、漫^{ウツク}、々々、表^{ウツク}、金^{ウツク}、界^{ウツク}、觀^{ウツク}、字^{ウツク}、之^{ウツク}、智^{ウツク}、水^{ウツク}、八^{ウツク}、面^{ウツク}、之^{ウツク}、山^{ウツク}、蕭^{ウツク}、等^{ウツク}、鐵^{ウツク}、々々、胎^{ウツク}、藏^{ウツク}、八^{ウツク}、葉^{ウツク}、之^{ウツク}、心^{ウツク}、
 一^{ウツク}、中^{ウツク}、藏^{ウツク}、大^{ウツク}、日^{ウツク}、如^{ウツク}、來^{ウツク}、剛^{ウツク}、講^{ウツク}、堂^{ウツク}、尊^{ウツク}、佛^{ウツク}、也^{ウツク}、堂^{ウツク}、比^{ウツク}、方^{ウツク}、有^{ウツク}、三^{ウツク}、所^{ウツク}、和^{ウツク}、光^{ウツク}、社^{ウツク}、殿^{ウツク}、聖^{ウツク}、母^{ウツク}、八^{ウツク}、幡^{ウツク}、比^{ウツク}、咩^{ウツク}、神^{ウツク}、三^{ウツク}、柱^{ウツク}、靈^{ウツク}、神^{ウツク}、々々、木^{ウツク}、地^{ウツク}、彌^{ウツク}、陀^{ウツク}、訶^{ウツク}、迦^{ウツク}、地^{ウツク}、
 一^{ウツク}、菩薩^{ウツク}、也^{ウツク}、社^{ウツク}、壇^{ウツク}、之^{ウツク}、北^{ウツク}、有^{ウツク}、金^{ウツク}、色^{ウツク}、底^{ウツク}、金^{ウツク}、色^{ウツク}、犬^{ウツク}、之^{ウツク}、化^{ウツク}、靈^{ウツク}、石^{ウツク}、而^{ウツク}、干^{ウツク}、今^{ウツク}、炳^{ウツク}、焉^{ウツク}、又^{ウツク}、東^{ウツク}、方^{ウツク}、吳^{ウツク}、院^{ウツク}、云^{ウツク}、有^{ウツク}、石^{ウツク}、窟^{ウツク}、其^{ウツク}、中^{ウツク}、間^{ウツク}、林^{ウツク}、泉^{ウツク}、涌^{ウツク}、出^{ウツク}、碧^{ウツク}、水^{ウツク}、澄^{ウツク}、
 如^{ウツク}、鏡^{ウツク}、号^{ウツク}、留^{ウツク}、手^{ウツク}、洗^{ウツク}、水^{ウツク}、又^{ウツク}、望^{ウツク}、見^{ウツク}、東^{ウツク}、方^{ウツク}、字^{ウツク}、佐^{ウツク}、馬^{ウツク}、城^{ウツク}、峯^{ウツク}、目^{ウツク}、下^{ウツク}、又^{ウツク}、歷^{ウツク}、二^{ウツク}、覽^{ウツク}、千^{ウツク}、雨^{ウツク}、有^{ウツク}、一^{ウツク}、湖^{ウツク}、水^{ウツク}、東^{ウツク}、西^{ウツク}、廣^{ウツク}、南^{ウツク}、北^{ウツク}、狹^{ウツク}、約^{ウツク}、
 計^{ウツク}、ス、數^{ウツク}、十^{ウツク}、項^{ウツク}、甘^{ウツク}、水^{ウツク}、常^{ウツク}、灌^{ウツク}、其^{ウツク}、流^{ウツク}、道^{ウツク}、出^{ウツク}、郷^{ウツク}、村^{ウツク}、千^{ウツク}、派^{ウツク}、通^{ウツク}、決^{ウツク}、百^{ウツク}、數^{ウツク}、豐^{ウツク}、登^{ウツク}、是^{ウツク}、誠^{ウツク}、所^{ウツク}、以^{ウツク}、為^{ウツク}、神^{ウツク}、明^{ウツク}、利^{ウツク}、民^{ウツク}、濟^{ウツク}、度^{ウツク}、也^{ウツク}、西^{ウツク}、
 觀^{ウツク}、高^{ウツク}、五^{ウツク}、六^{ウツク}、丈^{ウツク}、有^{ウツク}、餘^{ウツク}、之^{ウツク}、天^{ウツク}、石^{ウツク}、獨^{ウツク}、焉^{ウツク}、則^{ウツク}、号^{ウツク}、和^{ウツク}、与^{ウツク}、石^{ウツク}、昔^{ウツク}、有^{ウツク}、八^{ウツク}、幡^{ウツク}、皇^{ウツク}、太^{ウツク}、神^{ウツク}、與^{ウツク}、法^{ウツク}、通^{ウツク}、上^{ウツク}、人^{ウツク}、於^{ウツク}、此^{ウツク}、石^{ウツク}、許^{ウツク}、和^{ウツク}、与^{ウツク}、レ、因^{ウツク}、由^{ウツク}、矣^{ウツク}、又^{ウツク}、西^{ウツク}、
 處^{ウツク}、高^{ウツク}、嶺^{ウツク}、峙^{ウツク}、其^{ウツク}、下^{ウツク}、深^{ウツク}、三^{ウツク}、尋^{ウツク}、滑^{ウツク}、澗^{ウツク}、有^{ウツク}、流^{ウツク}、号^{ウツク}、穰^{ウツク}、川^{ウツク}、又^{ウツク}、乾^{ウツク}、可^{ウツク}、五^{ウツク}、六^{ウツク}、町^{ウツク}、有^{ウツク}、大^{ウツク}、日^{ウツク}、寺^{ウツク}、及^{ウツク}、六^{ウツク}、坊^{ウツク}、齋^{ウツク}、跡^{ウツク}、北^{ウツク}、方^{ウツク}、隔^{ウツク}、二^{ウツク}、十^{ウツク}、余^{ウツク}、町^{ウツク}、
 有^{ウツク}、猪^{ウツク}、山^{ウツク}、社^{ウツク}、殿^{ウツク}、又^{ウツク}、遠^{ウツク}、眺^{ウツク}、望^{ウツク}、三^{ウツク}、角^{ウツク}、之^{ウツク}、寶^{ウツク}、池^{ウツク}、水^{ウツク}、泓^{ウツク}、澄^{ウツク}、神^{ウツク}、明^{ウツク}、威^{ウツク}、光^{ウツク}、嶺^{ウツク}、映^{ウツク}、波^{ウツク}、古^{ウツク}、記^{ウツク}、云^{ウツク}、八^{ウツク}、面^{ウツク}、山^{ウツク}、者^{ウツク}、屬^{ウツク}、社^{ウツク}、之^{ウツク}、奧^{ウツク}、院^{ウツク}、^{ウツク}、皇
 太^{ウツク}、神^{ウツク}、常^{ウツク}、御^{ウツク}、遊^{ウツク}、行^{ウツク}、之^{ウツク}、勝^{ウツク}、地^{ウツク}、也^{ウツク}、地^{ウツク}、勢^{ウツク}、靈^{ウツク}、物^{ウツク}、不^{ウツク}、能^{ウツク}、盡^{ウツク}、舉^{ウツク}、翰^{ウツク}、者^{ウツク}、矣^{ウツク}、干^{ウツク}、時^{ウツク}、祐^{ウツク}、音^{ウツク}、法^{ウツク}、師^{ウツク}、數^{ウツク}、息^{ウツク}、田^{ウツク}、記^{ウツク}、龍^{ウツク}、兵^{ウツク}、火^{ウツク}、燒^{ウツク}、失^{ウツク}、時^{ウツク}、要^{ウツク}、余^{ウツク}、作
 一^{ウツク}、丁^{ウツク}、之^{ウツク}、因^{ウツク}、詳^{ウツク}、ス、不^{ウツク}、免^{ウツク}、幸^{ウツク}、得^{ウツク}、字^{ウツク}、佐^{ウツク}、宮^{ウツク}、路^{ウツク}、宣^{ウツク}、表^{ウツク}、及^{ウツク}、扁^{ウツク}、記^{ウツク}、等^{ウツク}、略^{ウツク}、抄^{ウツク}、攝^{ウツク}、取^{ウツク}、聊^{ウツク}、以^{ウツク}、不^{ウツク}、加^{ウツク}、私^{ウツク}、辨^{ウツク}、書^{ウツク}、干^{ウツク}、白^{ウツク}、麻^{ウツク}、云^{ウツク}、尔^{ウツク}、

一丁時天和貳年孟春

宇佐社信惠海法師謹拜書

一聖母大明神ト云者、乃人皇十五代、帝神功皇后、御誓号也。聖武天皇ノ御字神龜五年、示現シテ筑前ノ國香椎宮ニ應現、其後嵯峨ノ天皇御宇弘仁年中、有テ荒宣垂迹シテ字佐ニ也、其ノ外於二國々所々ニ垂迹シテ者也、日本紀第九ニ云略抄、神功皇后治六十九年王子庚戌ノ歲生テ、開化天皇曾孫仲哀天皇ノ后氣長足姬也、母葛木高額媛也、皇后幼而聰明、觀智親容仕麗也、辛巳ノ歲十月二日生、年三十二ニ即位、都ニシテ大和ノ國十市ノ郡磐余絶尾稚櫻宮ニ、庚辰ノ歲ノ二月、仲哀天皇崩御、神功皇后甚傷テ、天皇不從神、教ニ而早崩ニテ也、神功皇后爲知シテ崇之神ニ、更ニ造齋宮於小山田ノ邑ニ、隨ニ神ノ教訓ニ祭リテ之ヲ請フ曰、先ニ教ヲ前皇ニ者、是誰神ニテ矣、願フハ知シテ其ノ名ヲ及テ、七日ニ答託シテ、伊勢ノ國鈴鹿宮ノ所ニ居神也、皇后於ニ櫻日浦ニ、解髮シテ臨海曰、吾被神ノ教ヘテ欲シ涉海西征ニ是、以テ今ニ頭波ニ海水ニ若シ有テハ、驗者髮自分レ兩、即入テ海ニ洗シテ之ニ髮自分レテ也、皇后即テ結二分ニ髮ニ而爲シ、髮ニ謂テ群臣曰、夫、與シ師ヲ勤レ衆國ノ大事ナリ、今有テ征伐以テ事ヲ付群臣ニ吾女身也、加テ以テ不肖、暫レ假ニ男形ヲ強ニ起シ雄略ニテ上レハ蒙テ神祇之靈ヲ、下レハ依テ群臣ノ之助ケニ兵甲波ニ、驗波ニ、整レ糶ヲ求テ財、十二、若シ事就者群臣共ニ有功、四月皇后至ニ松浦ノ縣、折曰、若シ得テ西國ニ者、約ニ必ス得レシ魚ヲ、即テ釣ニ年魚ニ、仍テ秋ノ九月令テ踏國ニ、集テ船船ヲ、練兵甲ニ衆來テ、將シ波ニ蒼波ニ、於テ是ニ使三人於西海ニ有テ國乎、還テ來テ奏テ曰、不見有テ國、又テ遣テ他人ヲ令レ見テ、發ニテ數日ヲ歸テ奏テ曰、西北ニ有テ山、雲橫ニ蓋テ有テ國牟、爰ニ皇后當レテ干開胎ニ時、取テ石ヲ挾レ腰ニ而折言ニ事、實ヲ得テ日ニ産ムヘ於茲、土ニ美、冬十月辛ノ丑ニ皇后從ニ和珣ノ津ニ進テ發テ新羅國ニ時、飛廉起風、海中魚悉テ浮挾レ船ヲ、大ナル風順吹便テ到ニ新羅國ニ時、隨テ船ヲ潮浪遠テ至ニ國中ニ、即テ知テ天神地祇悉テ普助ニテ、獻テ爰ニ新羅國ノ王敬服、則集テ群臣、曰、新羅建シテ國以來、未テ嘗テ開テ海水渡テ國ニ、若シ天運盡而國ニ爲海乎、其ノ言未テ、語之間、船師滿レ海ニ、鼓吹起聲、山川悉テ震テ、爰ニ新羅國王遙望、以テ非常之兵、將シ滅亡ニ國ニ、吾聞テ、東ニ有テ國謂ニ日本ト、亦有テ聖ノ主ノ天子、皇是必ス其ノ國ノ神兵也、豈ニ可シ奉テ軍ヲ以テ拒之乎、即テ以テ面縛封國、降ニ王船之前ヘ、叩ノ頭曰、從今之以後、長與ニ乾坤ニ伏ニ爲ニ朝部、每年一貢、獻神功皇后、遂ニ入ニ其ノ國ニ、封ニ重寶、府庫ニ、收ニ圖籍文書、于時新羅國王、以テ金銀彩色綾羅雜絹、數ニ八十艘、貢ニ日本國ニ、自其以後、朝貢

不絶矣。高麗自濟兩國、國王、聞テ新羅ノ之降伏、自來承解叩頭、疑曰、自今以後、永々稱臣、誓、不朝貢一悉、以歸伏、於是皇後還、於竹志、冬十二月、於筑前、國那珂郡、郡牧田村一宮ト、今名宇美ノ、經ニ生シテ皇子、則、誓田天皇是也。皇太后、治世六十九年、己丑、四月十七日春秋一百歲、葬三十大和、國津下ノ郡狹、備列池上陵。

一八幡皇太神、乃人皇十六代ノ帝應神天皇、仲哀天皇ノ第四子、御母ハ神功皇后也、四歲ニ立ニ春宮ニ、七十一歲ニ御即位、治世四十一年、元年庚寅、八年唐人来、八十艘、十五年東夷等、討平之、造、武内ノ之功也、二十三年新羅、軍来、廿九年渤海客人来、凡、此、天皇濟民、施、仁、非凡慮之所測、非言語之所及、万機之政、一天之化、唯、以不思議、為事、而已、三十一年庚午、二月甲午朔戊申、十五日、天皇春秋百十一歲、崩、葬、于河内、國志紀、郡惠我、陵。

一應神天皇御靈垂迹之事、字佐御託宣集云、人皇十六代應神天皇四十一年庚午、二月十五日、一百一十一歲、崩御、以來、彼御靈自仁德天皇元年辛未、迄金刺宮、御宇三宮、御宇三十二年辛卯、帝王一十三代夏曆三百二十二年之間、天竺靈且能宮日本御修行千變万化也、冥顯御利生坐也、但未、奉三宿生之尊号、未、顯先帝之為、爲、金刺宮御宇二十九年戊子、筑紫豐前、國字佐ノ郡菱形ノ池邊小倉山ノ之麓、有、鍛冶之、翁、帶、奇異之瑞、以一身、現、八頭、人聞之、實見、行、時、五行、三人、死、十人行、即、五人、死、故、成、恐怖、無、行、人ト、於是、大神ノ此義行、見、之、更、無、人、但、有、金色ノ塵之在、林上、致、丹折之誠、問、來由、曰、誰之成、矣、平、君之所、為、歟、忽、化、金色ノ鳩、飛、來、居、杖、上、爰、知神變、可、利、人中、然、問比義斷、五穀、經、三年、之後、同天皇三十二年辛卯、二月十日癸卯、知、拂、幣、傾、首、申、若、於、為神者、可、顯、我前、即、託、三歲小兒、立、於竹葉、上、宣、幸、國乃城爾天降、八流之福天、吾者日本神止成、利、一切、衆生、左毛右毛任、心、多、釋迦菩薩之化身、一切衆生、神道止現也、我者是礼日本人皇十六代靈出、天皇廣稱八幡麻呂也、我名、曰、護國靈威力神通大自在王菩薩、布、國々所々仁垂、跡於神道、留者、

斯後者大御神与ニ義ニ比常御物語シテ、非ニ餘人ノ之所レ聞、依ニテ大敬ノ之實ニ、以ニテ比義ヲ任ニ祝職、又テ無レ別、之社願、公家有ニ御願ノ之事、被レ、折中之時者、敬ニ比義ニ以テ神跡ノ之間、比義向ニ御山ニ捧テ幣帛ヲ奉ニテ神語ニ勅答申耳、始テ夫比義ノ者不知何國人、不レ亦誰ノ家ノ子、来ニ自然長生ノ道ニ、新天山高く出ニテ靈威神妙之ノ底ニ、氣宇淵深ニ、其形似ニ、仙翁ニ、其首ニ戴ニ靈帽、莫ニ人以測レ之、莫ニ世以テ名レ之、大ニ含ニ玄冥ノ之神也、只此ニ凡聖之義ニ、或作或不可、直噴之故也。故以ニ大神ヲ早為レ姓、以ニ比義可為レ名之、由有、勅定ニ非ニ私計ニ、

一和与石ノ之事、宇佐ノ詫實集ニ云、人皇四十二代文武天皇五年大宅元年辛ノ丑、八幡大神為ニ濟度ノ向ニモ唐土、又歸來ニ、北辰神最初小倉山ニ天降現レ座ス、小倉山ノ大神御修行之次ニ、至ニ、此ノ峯ニ語テ北辰ニ而云、我礼一所尔住座天、法界ノ衆生利益乃願乎發住者、北辰申ノ曰、

從レ此利西方彦山仁仲座頂、有ニ十萬金剛童子利、申ニテ其禮現ニ天、以ニ寶珠ヲ一切衆生平度与給、止者、大神渡ノ向テ彼ノ山ニ而、言、為レ珠ノ来者世利者、爰ニ法蓮聖人來著、而申、權現ノ如意寶珠我未レ見、如來今、以テ可レ令見之、由テ令ニ修法、然レ班地入レ珠、於口ニ而來、自ニ石室ノ之中、輝ニ光、於外ニ、置ニ千行者前ニ、此ノ間、仙翁年來奉レ仕、而云、斯ノ玉可ニ與レ我、給ニ也、聖人言、數年之間、所ニ行出也、不レ可レ渡レ之、翁申、僧、即持ニ三廻五戒、不レ可レ惜レ珠者、聖人言、可ニ和計ニ云、翁去、後見、袖、無レ珠、聖人發ニ與志、結ニ般若智印、投テ四方ニ、誦ニ火界真言ニ、念ニ四角ノ之處、翁為ニ、遊行ノ之路、火出、燒山、尾是也、翁疑テ遇而帰來、奉レ返レ珠、猶、入ニ聖ノ意、又奉仕レ而中、心、性、仁、護、止、許、可、被、仰、志、年來奉仕、在此ノ事、利者、聖人雖レ、無レト渡、之、心、恐、被、出、渡、之、言、ハ、單、翁、悅、去、行、之後、見、袖、中、又、無レ珠、發ニ大ニ、願、志、今、度、白、身、迫、行、豊前ノ國下毛ノ郡、諫山ノ郷ノ南ノ高山ノ者、大神ノ御母大帯姫ノ之御靈迹ノ河也、登ニ彼高山ニ、責問之、其ノ聲、聞ニ、伊豫ノ國石畑山ニ、大神變ニ金色ノ鬘、召ニ良金色ノ犬、飛ニ、返此ノ高山ニ、語ニ聖人ニ而云、我者八幡也、屬此ノ宝珠、而可レ利益一切、有情、宇佐乘迹之時、可レ仰ニ神宮寺、別當、同心、可レ靜ニ護天下ノ也者、和乃永得、珠給畢、

高山者猪山之上、大猷峯也、今、申ニハ和与石ト者、尔時ノ御座也、石脉、大神現レ在、又、金色ノ犬、交石在、今云云、

一比咩神ノ御垂迹之事ハ、宇佐ノ縁起ニ云ク、人皇第一神武天皇御母玉依姬之御叡也、聖武天皇ノ御宇天平年中、有ニ陀言ニ示現也、宇佐二ノ之御殿、又、住ヌク宇佐ノ郡安心院都麻垣ノ宮ニ、或記云ク、玉依姬ノ者、異國陳大王ノ娘正八幡ノ御母也云云、

一猪山宮ノ之事、人皇四十六代孝謙天皇司削道鏡法師御寵愛之餘リ、可有ニ踐祚ノ由、以ニ勅使和氣清丸ニ、宇佐、大神宮ノ御尋テ有レノ之時、神勅答ニ而言ハク、我々朝神代以來、以テ民ヲ為レヌノ王ノ之例無レ之、依ニテ吾々陀言ニ如クノ斯聞ニテ非礼ヲ、自レ今以後、不レトテ可有ニ勅答ニ止ニテ、御託ヲ、離レ、尔、神験猶ヲ揭露也、彼ノ勅使清丸依ニ惡ヲ申ニテ、神明ノ御免無レ之、名ニ和氣ノ鞆丸ニ、断ニ兩足筋ヲ、垂ニ空船ニ被レ、流也、其時清丸一心ニ宇佐ノ大神ヲ奉ルヲ、立レ彼ノ船打ニ寄テ、宇佐ノ之瀆ニ、然ル處ニ来ニ猪一ツ、副レ船ヲ清丸取ニ付之ニ、上乗ニ彼ノ猪ニ忽ニ至ニ宇佐ノ宮ノ南樓ニ、是箇ニ大神ノ被レ、ト召具ニ貴思ニ、猪ノ飛下流レ感涙ニテ奉ニ祈念ニ之處、自ニ御殿ノ之内ニ五色ノ小蛇逗出、甜ニ清丸ノ兩足ノ筋ヲ、如レ本ノ足立立、神慮冥護ノ之有難、館ニ心肝ニ、此ノ時ヲ成レ宿願ヲ創ニス足立寺ヲ、彼ノ猪ハ、立ニ燬今ノ之猪山ニ也、是則知ニ大神ノ变化ニナルヲ、於レ是造ニテ社殿ヲ、恒例ノ祭祀有レ之云云、

千時天和貳年二月日

大日寺大部御智宣

〔註〕

- (1) 成恒文書七卷二二号 (『大分県史料』(8))
- (2) 『鎌倉遺文』(3) 九三三八号
- (3) 成恒文書七卷一〇号 (『大分県史料』(8))
- (4) 成恒文書七卷九号 (『大分県史料』(8))

(5) 「荘園絵図目録」(竹内理三編『荘園絵図研究』)

(6) 永弘文書五六号(『大分県史料』(3))

(7) 湯屋文書二巻一号(『大分県史料』(2))

〔付記〕この調査において、三光村役場・三光村教育委員会・各所蔵者の方々のご協力を賜わり、また、新発見の榎野一英氏所蔵文書については、大分県総務部参事榎本謙六氏のご教示を得えたことに対し、深く感謝の意を表したい。

八面山と神社

伊藤 勇 人

一 序 言

本稿の目的は、八面山と神社の關係を説くことにあるが、基本的視座は、この山と密接な関わりをもつ神社を対象とするもので、山體に点在する全ての小社や石祠に及ぶものではない。

拠るべき史料は、主に「八幡字佐宮御託宣集」と「八面山縁起」・「八面山峯入順拜次第記」・繪圖等であるが、この山と社に関する史料類も看過できない。ことに縁起は、「太宰管内志」下巻に「八面山天和縁起」(八面山和縁起ノ序)云々として引用され、「豊前志」にも「八面山天和縁起」として、その一部分を記すが、全文が公にされたことはない。よって、その翻刻を試み解題と考証を附すことは、本題の基本線を明確化することにもなろう。また、「順拜次第記」は、本調査における新発見史料であり、明治以降、八面山の峰入について知る者は皆無である。故に、縁起と同様の基礎作業を試み、その現状を把握することは、本調査における目的の一つでもある。この兩史料は、「託宣集」を基にして編まれているから相互の關係に言及する必要もあろうが、限られた日子と紙幅のため、全て割愛した。

二 「八面山縁起」考証

(1) 解 題

この書物は、八幡字佐宮の社僧惠海法師が、天和二年(一六八二)正月に編纂した八面山の縁起書である。現在、惠海の白筆本は伝わらず、写本のみ二本が知られる。一つは、箭山神社の宮司樺木晋一郎氏の所蔵にかかり、今一つは字佐神宮の称宜永弘氏一氏の保管するところである。前者は、縦二・三・六センチ、横一七・〇センチの冊子本で、題字に「八面山縁起之序」、内題にも「八面山縁起ノ序」とあり、全て一八葉からなる。表紙に綴子を用い、内装に金の切子をちらす豪華な装丁ながら傷損もみられる。各葉とも八

行からなり、一行に一二一三字を配して几帳面に筆記されているが、誤記・誤写もあり、その字句等は見せ消ちにしてある。

縁起全体は、序文と本文と奥付で構成され、序文には編集の動機とその方針、出典および八面山の概念を説き、本文は狼母大明神・八幡皇太神・応神天皇御覽垂迹之事・和与石之事・比咩神之御垂迹之事・猪山宮之事の五項からなる。奥付の「于時天和貳年二月日」は編集完了の年月日、「大日寺大御脚智支」はこの縁起(標木本)の所有者名である。

さて、編者忍海の出自・経歴等は未詳であるが、彼を八面山の踏査に誘い、この縁起の筆録を要請した祐音法師については、若干知られる。それは標木家の古藁(三光村大字田口字荒田三三七番地)に、彼の墓標があり次のように刻されている。

享保十八癸丑年

刊

徳信都柱經祐音 大徳

四月二十八日

この祐音法師は、関係資料から推して、大日寺中興権僧都智門祐玄大徳(元徳三年示寂)の弟子と解される。なお、八面山座主大日寺は、明治維新の神仏分離に際して復跡し、標木氏を名のり神職として今日に及ぶ。

次に、永弘氏保管の田部本は、元禄二年(一六八九)二月十六日、田部盛春が手習のために謄写したもので、他見を目的としないから悪筆に加え誤写・誤脱もあって、あるいは恵海法師の草稿本を謄写したものかとも想像される。外題に「八面山縁起全」とあり、巻頭に「八面山縁起序」と筆写しながらも序の末尾には口付も筆者名もなく、奥付にも成立に関する記述はみられない。この本は、のち宇佐宮社家の糸永茂昌の手に移り、明治四年十月下旬に一見した旨が奥に記されている。糸永氏は宇佐から転出するに際し、宇佐宮の歴代社家である永弘氏に、所有する史資料を寄託しており、この縁起もその一部として永弘氏の保管するところとなつたものである。縦一五・四センチ、横二一・三センチの半横帳で、全て十一紙綴。各葉表裏の行數と各行の字數は不定である。

以上の理由から、ここでは標木本を底本として翻刻することにしよう。

(2) 翻 刻

△凡例▽

- 標木本を底本に田部本をもって校合し、校異は下欄に示した。
- 字体は現行の漢字に改めたものもある。
- 底本の返点・送仮名等は、煩瑣を避けるため省き、あるいは改めたものもある。
- 便宜のため原文に句読点を付した。
- 見せ消ちの字句の個所に、訂正のそれを採ったものもある。

△翻刻▽

(一葉オ)

八面山縁起ノ序

豊之前州下毛ノ郡諫山ノ郷八面

山ノ者、八幡皇大神御遊行之靈

場ニシテ聖母大明神應現之靈跡也。

古老ノ傳ニ曰、昔此山盛ニシテ而堂社佛

閣數十宇。寺僧社官歳辰運歩

之勤仕、無^レ有^レ怠慢^ニ矣。雖^レ今^ノ縁^ノ謝^ル

即^レ滅^ル難^ク免^ル、去^レ天^ノ正^ノ年^ニ中^ニ庭^ノ崩^ルニ

東西^ニ電^ノ戰^ニ閃^ニ南北^ニ凶^ノ賊^ノ蹂^ル躪^ル一

兵^ノ火^ニ至^リ坊^ノ舎^一餘^ニ災^及ニ山上^ニ社

殿^ノ梵^ノ刹^ノ成^リ成^リ灰^燼ニ。余^レ往^リ百^有余

載^リ荒^廢ノ畢^ニ爰^ニ彼^ノ山^ノ之^ノ殿^ノ主^大日

寺^ヲ兼^テ新^ノ山^ノ神^ノ護^ニ寺^ノ祐^音有^リ山^ノ歸^ニ投^リ

羊^ノ僧^一延^リ子^ノ實^ヲ令^レ至^リ于^ニ山上^ニ。因^レ茲

實、原作其

(二葉オ)

延寶十辛酉天、與三彼法師一同志

將レ登ントニ山頂一。石躡履嘖トシテ難ニ跋陟一。又

雲霧臨迷トシテ物蹟者稀也。均ニ朝暉一

身疲、凌ニ深谷一力竭、歎息息レ見ニ其

頂一況儼トシテ似レリ夢ニ似レリ瘡ニ。不レ乘ニ在忽チ入ニ。

空漢一。不レ嘗ニ靈仙菓一而得レリ見ニ。神窟一。

奇哉、未レ得ニ天眼一見ニ万里一、不レ假ニ天衣一

臨ニ。雲上一蓋是謂レ之乎。其山ノ為レ状

嶺谷廣象トシテ覺ニテ、衝岱嵐香ニ猶卑一。四

顧茫茫々トシテ眼界難レシ極ノ。山巖衝ニ碧落一

春夏長一飛レハス雲。千歳ノ神木、傾ニハ綻露一

現ニ。神虛獨麗之相一、百圍ノ佛樹枝

繁茂ヘ。顯ニ佛智廣大之徳一ヲ。松風彈シ

琴池浪瀾レフ鼓。異花驚レシ目ヲ奇香悅レシ

念。人間ニ莫レ比ス。寧シロ疑ニ天上ニ。珠ニ此山ハ、

衆ニ八葉九尊之兩界一ヲ、西北濱海

没々タルハ表ニ金界鐵字之智水一、八面

之山ニ齋等トシテ、巖々タルハ機ニ胎藏八葉之

心蓮一ヲ、中懸ノ大日如來ハ則チ講堂ノ尊

佛也。堂ノ北ノ方、有三所和光ノ社殿一。

聖母八幡比咩神三柱ノ靈神ハ本

雲、見消

假、田本作借字

香、問字見消

意下、田木有殆字

莫、田本作如字

比下、田木有出人二字

天上、田木有傍書而發仙力四字

山下、田本有猶字

北、原作比字、今意改

方、見消、田本作双行比咩

比咩、田本有傍書而發仙力四字

(二葉ウ)

(三葉オ)

地彌陀・釈迦・地藏菩薩也。社壇

之北ノ方有ニ金色ノ窟金色ノ犬之化靈

石一。而于今炳焉。又東方ニ奥ノ院一云

有ニ石窟。其ノ中間ニ林泉涌出ス。碧水

澄如鏡ノ号ニ御手洗ノ。又望見東方ニ字

佐馬城ノ峯目下。又歷ニ覽スルニ于南ニ有二

一ツノ湖水。東西廣ク南北狹ク約計スルニ數

十項。甘水常ニ湛テ其ノ流遠ニ出テ鄉村ニ。

千派通決シテ百穀豐登ノ是誠ニ所以爲ニ

神明ノ利民濟度ニ也。西ニ顧ムニ高ク五六

丈有餘ノ之大石礪焉。則号ニ和与

石ト。昔有テ八幡皇大神與ニ法蓮上人

於此石ノ許ニ和与シテ因由ニ矣。又テ西峯ノ云

處ニ高嶽崎ニ其下ニ激ニ千尋ノ清潭ニ有レ

流号ニヌ板川ト。又テ乾ノ方可ニ五六町ニ有テ大

日寺及六坊ノ舊跡ニ北方ニ隔ニ二十

余町ニ有テ猪山ノ社殿。又遠テ眺望スルニ

社三角ノ之賣池水泓澄ニ神明ノ威

光鎮ヘ映ス波ニ。古記ニ云、八面山者

社之ノ奥ノ院ト。皇太神常ニ御遊行ノ之

勝地也。地勢靈物不能レハ盡ニ榮耀ニ

千、見消

皇太神、田本作大弁二字、以下同
上人、田本作和崗二字

(三葉〇)

(四葉オ)

(四葉ウ)

者ヲ、矣。于時、祐宮法郎歌ノ息、旧記ノ
罹兵火ニ、燒失ケルヲ、時、要ニ余ニ作レテ、
不レ免。幸イ、得ニテ字佐ノ宮託宣集及蕭
記等、略抄攝取、聊以不レ加シ、私辨ニ
香ニ、于白麻ニ云レ、尔。

于時天和貳年孟春

字佐社僧慈海法滿謹拜書

辨、田本作辨字
尔下、田本有者也二字

(五葉オ)

一、聖母大明神ト云ハ者、乃チ人皇十五代ノ
帝、神功皇后ノ御笠号也。聖武天
皇ノ御宇神龜五年ニ現シテ、筑前國
香椎宮ニ、應現其後嵯峨ノ天皇ノ御
宇弘仁年中ニ有テ、託宣ニ垂ニ迹。字佐ニ
也。其ノ外於一國々所々、垂迹シテ、者也。

日本紀第九ニ云、略抄神功皇后

治六十九年壬子 庚戌ノ歳生マテ。開化天皇

一人即位 曾孫、仲哀天皇ノ后、氣長足姬也。

母、木高額媛也。皇后幼、而聰明

敏、智、貌容、壯麗也。辛巳ノ歲十月

二日生。年三十二ニ即位。都ニ大和ノ

園十市郡磐余、總思稚櫻ノ宮ニ、庚

園十市郡磐余、總思稚櫻ノ宮ニ、庚

明神、田本作亦一字

應現、見清

孫、原作孫

(六葉ウ)

辰ノ歲二月仲哀天皇崩御。神功

皇后甚下傷。天皇不從神ノ教ニ而早。

崩也。神功皇后為知シ。所崇之神

更造齋宮。於小山田邑一。隨ニ神ノ教

訓一祭レテ之。請。曰、先々ニ教ミテ前皇ニ者、是詔

神矣。願テ知ニシ其名。及レ迄ニ。七日一答託レテ。

伊勢國鈴幸宮ニ所。居神也。皇后

於二種日ノ浦ニ解レ變レ臨レ海ニ曰、吾レ被レ神

教ニ。欲ニ涉レ海。西征。是ヲ以テ令ニ頭。設ニ海

水。若シ有レハ發者、變自。分レ。兩ニ。即入レ海

洗レテ之。變自。分レ也。皇后即テ結ニ分テ變ニ

而為レ也。謂テ群臣曰ヨハ、夫レ興レ御勳レ衆

國之大事ナリ。今ニ有レ征伐。以テ事付ニ群

臣。吾女ノ身也。加以不肖。暫ニ徵ニ男

形ニ強テ起ニ雄略。上ニハ蒙リ神威之靈。下ニ

依テ群臣之助。兵甲。波ニ輪浪。整ニ體

船。求ニ財土。若シ事就者。群臣共ニ有

功。四月皇后至ニ。松浦縣。析。曰、若レ得ニ

西ノ國。者約リ必ス得レ魚。即テ約ニ年魚。仍

秋九月令ニ。諸國ニ集ニ。船船。練ニ兵甲。

衆。來聚得レニ。波ニ。蓋波。於レ是使ニ人。於

(六葉ウ)

(七葉オ)

西海^ニ有^レ國乎。還^リ來^テ奏^シ曰^キ、不見^レ有^ル。

國。又遣^ニ他人^一令^レ見^ル。經^テ數日^一歸^テ奏^シ曰^キ、西北^ニ有^レ山^一委^ニ橫^ニ。緦^ニ蓋^ニ有^レ國^一半。

愛^ニ皇后^一當^ニ于^レ開^ニ胎^一之時^一取^レ石^一挽^テ。

腰^ニ而^レ祈^フ。言^ハ、事^竟爛^ラム日^ニ廢^ニ於^テ茲^ニ土^ニ矣。

冬十月辛丑^ニ皇后^一從^ニ和^班津^一進^フ。

發^ニ三^一新羅國^一之時^一、飛^廉起^レ風^一海^一中^一。

魚^悉浮^レ挾^レ船^一。大^テ風^一順^ニ吹^レ便^ニ到^ニ新

羅國^一之時^一、隨^レ船^一。潮^浪遠^テ至^ニ國^一中^一。

即^テ知^ニ天神^一地^一祗^一悉^ク皆^レ助^テ之^一。敗^レ。從^ニ新

羅國^一王^一順^レ候^フ。則^レ集^ニ群^一臣^一曰^キ、新羅

建^レ國^一以來^一、未^ダ嘗^テ聞^ク海^一水^一、凌^リ國^一。若^レ

天^一運^レ盜^レ而^レ國^一之^レ為^レ海^一乎。其^レ言^ハ、未^ダ

陀^レ之間^一、船^一海^一海^一。兼^ニ吹^レ起^レ巒^一、山

川^一悉^ク振^レ。愛^ニ新羅^一國^一王^一遠^ニ望^レ以^テ為^レ、

非^レ常^一之^レ兵^一。將^ニ滅^ニ亡^ニ國^一。吾^レ聞^ク東^一有^レ

國^一謂^ニ日^一本^一。亦^レ有^ニ聖^一主^一天^一皇^一。是^レ必^ク

其^レ國^一之^レ神^一兵^一ナ^ラム也。豈^レ可^ク不^レ奉^レ軍^一以^テ拒^レ

之^レ乎。即^テ以^テ函^一封^レ。關^一降^ニ王^一船^一之^レ

前^一。即^テ頭^一曰^キ、從^レ今^一之^レ以後^一、長^ク與^ニ乾

坤^一伏^ニ為^ニ詞^一部^一。每^レ年^一貢^ク獻^ス。神^一功^一量

(七葉ウ)

(八葉オ)

(八葉ウ)

后^{ミコト}邊^ノ入^ルニ其ノ國ニ封ニ重寶府庫ニ取ニ圖

籍^ノ文^ヲ書^フ。于^レ時新羅國王以^ニ金銀

彩色^ノ綾羅^ヲ繡^シ絹^ヲ獻^スニ八十般^ノ一^ノ寶^ニ日

本國。自^レ其以後朝貢^シ不^レ絶矣。高

麗百濟兩國ノ國王聞^キ新羅之降^ル

伏^シ自^レ來^リ承^シ解^シ叩^シ頭^シ歎^シ曰^ク自^レ今^以

後永^ク稱^シ西^ノ蕃^ニ不^レ絶^シ朝貢^ス。悉^ク以^テ歸^シ伏^ス。

於^レ是。皇后還^リ於^ニ竹志^ニ。冬十二月

於^ニ筑前國那珂^ノ郡蚊田村^ニ。今名^ニ字美^{ナリ}

誕生^ス。皇子^ト。則^チ菴田^ノ天皇是^レ也。

皇太后ノ治世六十九年己ノ丑ノ四

月十七日、春秋一百歲。御^ニ三十大

和國添下ノ郡狹城ノ舊列池上^ノ陵^ニ。

皇太神者、田本作大井申三子

(九葉ウ)

一八幡皇太神^{ト云ハ}者、乃人皇十六代ノ

帝應神天皇。仲哀天皇ノ第四ノ子、

御母ハ神功皇后也。四歲立^リ春宮^ト、

七十一歲御即位。治世四十一

年。元年庚寅ノ八年、唐人來^リ。八十

載。十五年東夷等^ヲ討^ツ平^メ之^シ造^リ國^ヲ。

武内之功也。二十三年新羅ノ軍^ヲ

(十葉オ)

矣。廿九年渤海客人來。凡此天皇
濟_レ民_ヲ施_レ仁_ニ非_ニ凡應之所_レ測_ニ非_ニ言
語之所_レ及。万機之政、一天之化
唯_ヲ以_ニ不思議_ニ為_レ事而已。三十一
年庚午、二月甲午朔戊申、十五
日、天皇春秋百十一歲崩_レヲ。葬_ニ于
河内、國志紀ノ郡惠我深_ノ陵_ニ。

一應神天皇御靈垂迹之事。宇佐

御託宣集云、人皇十六代應神

天皇四十一年庚午二月十五

日一百十一歲崩御以來、彼_ノ御

靈目_ニ仁德天皇元年辛未_ニ迄_ニ金判_ノ

宮御宇三宮、御宇三十二年辛

卯、帝王二十三代夏曆三百二

十二年之間、天竺震旦觀宮日

本御修行千變万化_ヲ也。冥顯_ニ御

利生坐_ニ也。但_レ未_レ奉_ニ衛生之尊号_ニ。

未_レ顯_ニ先帝之為_レ靈_ヲ、敷_ニ金刺_ノ宮御

宇二十九年戊子筑紫豐前國

宇佐ノ郡葦形ノ池邊小倉山之麓_ニ。

(十一葉オ)

未 熊腹追記

三宮御宇、見消

(十一葉ウ)

扶、田木作松字

有^レ鐵治之翁^ニ帶^ニ奇異之環^ヲ。以^ニ一身^一見^ニ八頭^ヲ。人間^レ之^ヲ實^ニ見^レト行^ク時^々、五行^ノ人^行ハ三人死^ス、十人行^クハ即五人死^ス。故成^ニ恐怖^ニ無^レ行^ク人^ト。於^レ是^ニ大神比^比護行^ク見^レル^ル之^ヲ更^ニ無^レ人^ト。但^テ有^ル金色^ノ鹿^ト之^ニ林上^ニ。致^シ丹祈^之誠^ヲ問^テ來^由。口^ニ誰^レ之^成乎^{。君之所^レ為^ル歟}。忽^ク化^シ金色^ノ鳩^ト飛^ビ來^リ居^ニ扶^上。受^テ知^テ神^變可^キヲ利^ニ人中^ニ。然^ル間^ニ比^護斯^ニ五^殺。經^ニ三年^ノ之後^ク、間^ニ天^皇三十二^年。辛^卯ノ二月十日癸^卯ノ日、捧^テ幣^ヲ傾^テ首^ヲ申^テ、若^シ於^レ為^ル神^者、可^キ願^ニ我^前。即^チ託^ニ三歲小兒^ニ立^ニ於^レ竹葉^ノ上^ニ宣^テ、辛國乃城^ノ天^降八流^之權^天吾^者日本^ノ神^止成^禮。一切^ノ衆^生左^毛右^毛任^ニ多^{。釋迦菩薩之化身}一切^ノ衆^生度^土神^道止^現也。我^者是^レ禮^{日本}人^皇十六^代饗^天皇^廣輪^八幡^麻呂^也。我^名波^日護^國靈^驗威^力神^通大^白在^王善^國布^國々^所々^仁垂^跡。

(十二葉オ)

(十二葉ウ)

於神道ニ留者。

斯後^ヲハ者、大御神ト与ニ比義、常チ御物

語シヨヲ。非ニ餘人ノ之所^ニ聞。依ニテ大教之實ニ

以ニテ比義ニ任^ニ視^ニ職^ニ。又^ク無^ク別之社職。

公家有ニテ御願之事ニ被^ニ折申^一之時

者、敬^ニ比義^一ヲ以^テニスルノ神^ニ之^ニ間^ニ、比義

向^ニ御山^ニ捧^ニ幣帛^一ヲ奉^ル。神語^ニ勅答^中ス

耳。始^ニ夫比義者、不知^ニ何國ノ之人^一、

不^レ弁^ニ誰^レノ家ノ子^一。来^ニ自然^ニ長生^ノ道^一。衝

天山高^ク出^テ。靈威神妙之底^ニ。氣宇

淵深^ク。其形^ヲ以^テニタリ仙翁^ニ。其ノ首^ニ載^ニ雲帽^一、

莫^クレ人以^テ測^レ之。莫^クレ世以^テ名^レ之。大イニ合^ニ

玄冥之神^一、只^ク比^ニ凡聖之義^一。或^レ作^レ被^レ

喚^レ之。故^ニ以^テ大神^ヲ早^キヤ^ク為^レ姓^一、以^テ比義^ヲ可

レ為^レ名^ト之由、有^ニ勅定^一。非^ニ私^ノ計^ヲニ。

原文云、或作被字、反聲不可直喚之故也

(十三葉オ)

一和与石之事。字佐ノ記宜集云、人

皇四十二代文武天皇五年大

宝元年辛ノ丑、八幡大神為^ニ濟度^一

向^ニ唐土^ニ又^ク歸^リ来^リ。北辰神最初小

倉山ニ天降^リ現^レ坐^ス。小倉山ノ大神御

神、田本作并字、以下同

修行ノ之次ヲ至ニテ此ノ峯ニ語ニテ北辰ニ而言

我礼一所尔住坐天法界ノ衆生

利益乃爾乎發心者

北辰申ク曰ク

從レ此利西方彦山仁神坐一須有二十

万金剛童子利。申ニテ其權現ニ天以ニ

寶珠一切衆生乎度志給止者。

大神渡ニ向テ彼ノ山ニ而言、為レ珠ノ來着

世利者。

受。法蓮聖人來着レテ而申ス、權現ノ如

意宝珠我レ未レ見。如來今ニ以テ可レ令

見レ之ヲ由レ令ニ修法。然レニ莊地入ニテ珠ヲ於

口ニ而來。自ニ石風之中一耀ニ光於外

隱ニ于行者ノ前。此ノ間、仙翁年來奉テ

レ仕、而言ス、斯ノ玉可レ與レ我。給ニ也。聖人

言テ、數年之間、所ニ行出ニ也。不レ可レ渡

レ之。翁申ス、僧ハ即持ニ三層五戒。不レ可

レ捨レ珠者、聖人言テ、可ニ相計ニ云云。翁去テ

後、見レモヲ袖ヲ無レ珠。聖人發ニ願、結ニ殿

若、智印一投ニテ四方ニ、翻ニレ火界ノ真宮ニ念ニス

四角之處。翁為ニ、遊行一之路ヲ火出

(十四葉オ)

(十四葉ウ)

印、原作卯字、今意改

(十五葉オ)

桃^{トウ}山^シヲ今^{イマ}焼^{ヤク}。翁^ウ離^リテ、過^ス而^{シテ}帰^ル来^リ奉^ツ返^ス。

珠^シヲ入^ルニ聖^ノ意^ニ。又^モ奉^ツ仕^テ而^{シテ}申^ス。心^ノ往^ク。

氣^ノ仁^ニ渡^ス止^ム計^ヲ可^ク。被^レ仰^テ志^ヲ。年^々奉^ツ仕^テスル^ヲ也。

在^リ此^ノ事^ニ利^ヲ者。聖^ノ人^ノ難^シレ^ド無^ク渡^ス之^ノ心^ヲ。

怒^リ被^レ出^テ渡^ラヌ^ノ之^ノ言^ヲ。聖^ノ翁^ノ悦^シテ去^リ行^ク之^ヲ。

後^ク見^ユエ^テ袖^ノ中^ニ、又^モ無^ク珠^ヲ。發^シレ^ド大^ニイ^テ願^ヒ志^ヲ今^ノ。

度^ニ、自^ラ身^ヲ退^リ行^ク、農^ノ前^ニ國^ノ下^ニ毛^ヲ、郎^ノ諱^ヲ。

山^ノノ郷^ノ之^ノ兩^ノ高^ノ山^ノ者^ニ、大^ノ神^ノノ御^ノ母^ノ大^ノ。

帶^ノ姫^ノ之^ノ御^ノ聖^ノ迹^ノ之^ノ洞^ノ也。登^リ彼^ノ高^ノ。

山^ニ、實^ニ問^フ之^ヲ。其^ノ聲^ハ、聞^ク、伊^ノ豫^ノノ國^ノ石^ノ鏡^ノ。

山^ニ。大^ノ神^ノ變^シシ^テ金^ノ色^ノノ霧^ニ、召^シニ^テ具^ス金^ノ色^ノノ犬^ヲ。

飛^ニ返^シ此^ノ高^ノ山^ニ。語^ニテ^シ聖^ノ人^ニ而^{シテ}言^フ、我^ノ者^ニ。

八^ノ幡^也。賜^ニ此^ノ宝^珠ヲ而^{シテ}可^ク利^ニ益^一。

切^ノ有^情ヲ。宇^ノ佐^ノ聖^ノ迹^ノ之^ノ時^ニ、可^ク仰^テ神^ノ。

宮^ノ寺^ノ別^當。同^ノ心^ニ可^クレ^テ辭^ニ渡^ラ天下^ヲ也。

者[、]和^シ与^テ永^ク得^テ珠^ヲ。給^フ。高^ノ山^ノ者^ハ猪^ノ。

山^ノ之上^ニ、大^ノ嶽^ノ嶽^也也。今^ニ申^ス和^シ与^テ石^ノ。

者[、]尔^ノ時^ニ、御^ノ座^也也。石^ノ跡^ノ大^ノ神^ノ現^レ在^リ。

又^モ金^ノ色^ノノ犬^ノ、變^シ石^ノ在^リ今^ニ云^フ。

(十六葉オ)

一 比咩神之御聖迹之事、宇佐ノ縁

比咩神、田本作玉依姬三字

起云、人皇第一神武天皇御母

玉依姬之御靈也。聖武天皇、御

宇天平年中、有託宣示現也。宇

(十六葉ウ)

佐二之御殿。又、住マラ宇佐、器安心

院都麻垣、宮一。或記云、玉依姬者

吳國陳大王ノ娘、正八幡ノ御母也。

一猪山宮之事。人皇四十六代孝

謹天皇、削ノ道鏡法師御靈受

之餘。可レ、有ニ踐祚ノ之由、以ニ勅使和

氣清丸ヲ宇佐ノ大神宮ニ御尋テ有レ之

(十七葉オ)

時、神勅答レテ而言玉ハク、我カ朝神代以來

以レ、民ヲ為レ、王ノ之例無レ之。故ニテ吾ノ訖言一

如レ、斯ノ聞ニテ非礼一。自レ今以後不可レ有ニ

勅答一。止マラ御訖一。雖レ、爾モト神驗ニ猶ツ揭焉

也。彼ノ勅使清丸依ニ惡ク由一神明ノ御

免無一之レ、名ニテ和氣ノ糠丸一、斯ニ兩ノ足筋一

乘ニ空一船ニ被レ流也。其時清丸一心ニ宇

佐ノ大神ヲ奉ニ祈念シ。立レ、彼ノ船打ニ寄ス宇

(十七葉ウ)

佐之濱一。然レ、處ニ来ニ猪一、割レ船ニ。清丸取ニ

付之ニ乘、彼ノ猪一。怒ニ至ニ宇佐ノ宮ノ南

神宮 田本作并一字

乘、原作乘、頭注乘イ

神 田本作并一字、以下同

様ニ。是偏ヘニ大神ノ被ニル、ト召シ具ニ貴ヲ思ヒ、猪ヲリ飛

下流ニシ感涙ニ奉ニ折念一之處ニ自ニ御殿ノ

之内ニ五色ノ小蛇選出甜ニ清丸カ一兩

足ノ筋ニ如シ本ノ足立ヲ。神慮痛護之有

難ヲ銘ニス心肝ニ。此ノ時成シ宿願ニ創ニス足立

寺ヲ。彼ノ猪ハ立ニ婦今之猪山ニ也。是則

知ニ大神ノ變化ニナルヲ。於是造ニッ社殿ヲ恒例ノ

祭祀有レ之云云。

(十八卷オ)

(二行アキ)

于時天和貳年二月日

(余白)

(十八卷ウ)

(余白)

大日寺大部劉智支

(余白)

(3) 考証—その一—

底本（棟木本）と田部本（以下、田本と称す）を比較するに、幾多の差異がみられる。まず形態の面では、前者が項目の事書と本文を行替えずに記述しているのに対し、後者にはその区別がある。また、前者には縁起の編者名と日付を附すが、後者にはそれが無くして書写記が存するのみである。さらに、前者は美濃に仕上げられ、かつ奥付の「大日寺大御智夏」なる呼称が「大御智永」を指すとすれば、底本の製作年代は一九世紀前半と推測される。

一方、田本の奥には「元禄二、二月十六日」の日付があり、原本の成立から七年後に当る。従つて、底本と田本との間には百年以上もの時差が存する。加えて、田本の形態および悉筆その他の状況から推し、これは惠海法師の稿本を書写したものと思量される。そのことは、両本の用字面からも推察されるので、今その一・二例を示そう。

葉行	底本	田本
二ウ 5	人間 _ニ 莫 _レ 比 _ハ ル・寧 _レ 疑 _フ 天上 _ニ カト 殊 _ニ 此山 _ハ ……	殆 _ト 人間 _ニ 如 _レ 比 _シ 。出 _レ 人寧 _レ 疑 _フ 天上 _ニ カト。 殊 _ニ 此山 _者 。
三オ 3	聖母八幡比咩神	聖母八幡 玉比咩 神
三ウ 7	八幡皇太后與 _ニ 法蓮上人 _一	八幡大寺與 _ニ 法蓮和尚 _一
四ウ 5	書 _ニ 于白麻 _ニ 云尔。	書 _ニ 于白麻 _ニ 云尔者也。
五オ 1	一 聖母大明神者	一 聖母大寺 _ト 云者
九オ 6	一 八幡皇太后 _ト 云者	一 八幡大寺 _ト 云者
十三ウ 1	八幡大神為 _ニ 濟度 _一	八幡大寺為 _ニ 濟度 _一
十六オ 5	一 比咩神之御垂迹之事	一 玉依姫之御垂迹之事

右の表で、皇大神・大明神は大寺に、比咩神は玉依姫に對校される。この相異は書写年代から推して、底本の淨書段階で書換えら

れたものと推察される。しかのみならず、底本の方は、用字と語句を精選し文体を整理した形跡が看取される。両本を精査したならば、さらに多くの差異点が知られよう。

次に、惠海法師の編集方法は、序文に、

幸得^レ字佐宮託宣集及舊記等、略抄撮取、聊以不加私辨。

とあるように、「託宣集」・字佐縁起・旧記等を基にして編集されたもの如くであるが、今寸こし内容を穿鑿することも必要であろう。第一に、縁起全体を六項目に柱立て、簡にして要を得た導入文を付して典拠に接続させ、内容の重複を避けて文脈の一貫性を保つと共に八面山を強調することに細心の配慮が施されている。第二に題目すべきは、序文に「略抄撮取、聊以不加私辨」と記しながらも、彼の史料読解力は、記述の中から如実に知られる。その一・二例を示そう。

葉行	底本(八面山縁起)	字佐託宣集
九ウ5	凡此天皇濟民施仁、非凡慮之所測。	凡此皇濟民施仁、非凡慮之所測。
十一オ7	致 ^三 丹祈之誠、問 ^三 來山 ^二 曰、誰之成安乎。……	致 ^三 丹祈之誠、問 ^三 根本 ^二 云、誰之成安乎。……
十一ウ1	忽化 ^三 金色ノ鳩、飛來 ^三 唐 ^二 袂上 ^一 。	忽化 ^三 金色鳩、飛來 ^三 唐 ^二 袂上 ^一 。(ルビは、 (唐袂本による))
十四オ7	然 ^三 蛇 ^二 入 ^三 珠於口 ^一 而來。自 ^三 石屋之中 ^一 、耀 ^二 光 ^一 於外、置 ^三 于行者前 ^一 。	然 ^三 蛇 ^二 入 ^三 珠於口 ^一 而來。自 ^三 石屋之中 ^一 、耀 ^二 光 ^一 於外、置 ^三 于行者前 ^一 。

右の表に記した託宣集の字句は、諸本(安多本・荅原本・天理本・字佐本・城般本・廣社本・御許本・幸垣本・質橋本)とも、ほぼ同一であるが、この縁起の語句は、それと多少趣きを異にする。例えば、縁起で挿入されている「天」「於」の二字は、文意を正確に把握するには必要な字である。また、差し替えられた「來山」と振假名の「ツエ」は、託宣集の内容を熟知した上でなされたものと思われる。第三に、託宣集の重複する記述や異伝を伴う長文を約して端正に仕上げた惠海の力量は、他に秀でるが故に祐音法師に強く要請さ

れたことと推慮される。

その他、特筆すべき点はなお存するが、その考察は割愛して、次に託宣集からの引用部分を明示しておこう（『史料拾遺』上下巻の頁と行で示す）。

一、聖母大明神者	上巻4頁9行～7頁7行。8頁8行～10行。 下巻146頁12行～149頁7行。150頁8行～10行
一、八幡皇大神者	上巻13頁10行～15行。15頁13行～15行。
一、応神天皇御靈垂迹之事	上巻93頁3行～94頁12行。96頁3行～13行
一、和与石之事	上巻97頁9行～100頁2行。

なお、一比咩神之御垂迹之事に関する出典は、奈多本系の「宇佐大神宮縁起」と旧記・或記等であり、その趣意文をもって纏めたものであろう。

(4) 考証—その二—

上述の項目は、出典を容易に提示し得るが、残る一つ、「猪山宮之事」に關わる典拠は、一考すべき課題である。手順として、本項目の要点を創案書にし、次に関連史料を列記して、出典と覚しきものを探索する方が妥当であろう。

A 猪山宮之事の要点

- 1 道鏡天位の事件で清丸は勅勅を蒙り、名を穰丸と変え、兩足の筋を切られて配流となる。
- 2 空船に乗り宇佐の浜に打寄せられた時、迎えの猪に乗り宇佐宮へ参詣。
- 3 神前で折念したところ蛇が退出て来て、清丸の足筋を齧ると、もと通り足が立った。その報償として足立寺を創建した。
- 4 猪は今の猪山に帰った。それが八幡神の變化と知り、社殿を造立し恒例の祭祀を執行した。

B 清原伝承と猪山信仰の史料

- 1 『日本後紀』延暦十八年二月廿一日条。

(前略)

往詣_二神宮_一。神託宣云々。清麻呂折曰。今大神所_レ教。是國家之大事也。託宣_レ禮_レ信。願示_二神異_一。神即忽然現形。其長三丈許。色_レ如_二滿月_一。清麻呂消魂失度。不能_レ仰見_一。於是神託宣。我國家君臣分定。而道鏡悖逆無道。觀望_二神器_一。是以神靈震怒。不_レ聽_二其祈_一。汝婦如_二吾言_一。奏_レ之。天之日嗣必_レ續_二皇緒_一。汝勿_レ懼_二道鏡之怨_一。吾必相濟。清麻呂得米。奏如_二神教_一。天皇不_レ忍_レ誅。為_レ因幡員外介。尋改_二姓名_一。為_二別部稱麻呂_一。流_二于大隅國_一。尼法均還俗。為_二別部狹虫_一。流_二于備後國_一。道鏡又追得_レ殺_二清麻呂_一於道_一。雷雨驟_レ。未_レ即_レ行_一。俄而勅使來_レ備得_レ免。于神參議右大臣藤原朝臣百川_レ奏_二其忠烈_一。便_レ割_二備後國封部_一廿戶。送_レ充_二於配處_一。(中略)弟清麻呂脚蹙不能_レ起立。為_レ拜_二八幡神_一。與_レ病_一即_レ路。及_レ至_二豐前國宇佐郡楮田村_一。有_二野豬三百許_一。袂_レ路_一而列。徐步_二前_一。行_レ十許里。走_二入山中_一。見_レ人共_レ與_レ之。拜_二社之日_一。始得_二起步_一。神託宣_二賜_二神_一。封_二楮田村_一。有_二野豬三百許_一。國中百姓。始_レ駕_レ與_レ而往。後_レ馳_レ馬而還。果_レ路_一見_レ人。莫_レ不_レ歡_レ異_一。

2 『扶桑略記抄』二、神護景雲三年条。

清磨上表云、(中略)清丸歸_二還_一奏_レ之。具如_二神宣_一。爰_レ道鏡大怒。解_二治_一醫官_一職。改_二姓名_一為_二磯磨_一。身降_二刑獄_一。遂_レ流_二大隅國_一。道鏡追使_レ得_二清丸_一。俄_レ勅使來。得_レ脫_二其死_一矣。清丸脚蹙不能_レ起立。為_レ拜_二八幡大神_一。乘_レ輿_一即_レ路。至_二豐前國宇佐郡_一。有_二野豬三萬許_一。袂_レ路_一列。除_二步_一。行_レ十許里。走_二入山中_一。見_レ人異_レ之。拜_二社之日_一。始得_二起立_一。神託宣_二賜_二神_一。封_二楮田村_一。有_二野豬三萬許_一。

3 『水鏡』下、四十九代稱徳天皇

(前略) 此弓削ノ法皇ノ勅号ハ、神護景雲二年十月廿日ノ事ナルニ其後御門此松名ガ勅宣ノ御契約ヲ背奉テ、神勅ノ威ノマ、ヲ公卿所ニテ申披露シタリシ事、大ニ安カラズイカリ思食ケレバ、或武ニ仰付ラレテ、彼松名ヲバ深キ山高尾ノ峯ニ具足セシメテ、命ヲバ害スベカラズ。左ノモ、ヲ切テ。故ノ蘇武ガ如クナル足立ヌ物ニ成スベシト宣旨アリ然バ、武勅命ニ隨テ彼山ニ具足シテ既ニ足ヲ切ケル。松名叫ビ愁ム事無_レ限。其音ヲ遙ニ宇佐ノ宮ニテ八幡聞食サレテ。我故ニ松名ガ憂目ヲ見ル事哀ミ慈ミ給テ。宇佐ヨリ八幡ハ垂跡ノ俗形ト顯レ給テ、紫雲ニ乘ジ給。彼高尾山ニ御影向アリテ松名ヲ護リ。其ノ足ノ疵ヲ癒シ給。麴_レハ八幡御身ヲ塵像ノ菓師ノ等身ノ像ヲ造立シ給。汝ハ殊ニ賢道ノ大祖ナレバ、子孫ニ傳テ永キ木尊トシテ、汝デ纏テ等ヲ建テ、此本尊ヲ安置シ、其寺号ヲ神護寺ト号スベシト神勅座シテ、今ニ至マデ和氣ノ氏_一ノ高尾ノ神護寺ハ。八幡ノ神ノ和氣ノ松名清丸ヲ守リ給シ其因縁ノ寺号ノ神護寺長ナリ。(中略) 此事一詞モ落スベカラズト宣セキ。清丸婦妾テ此由ヲ中入然バ。道鏡_レオホキニイカリテ。彼清丸ガ司ヲ取。

大隅國へ流シ遣シテ。ヨウロ筋ヲ断チニキ。清丸叫ビ悲テ遂ニ神ノ御助ヲ蒙ラントテ。奥ニ乘テ豊前國宇佐ノ宮へ參シニ。八幡ノ御侍者ト思シクテ猪三万計出來テ。彼ノ道ノ左右ニ其數歩ミ連リ。松名ヲ宇佐へ十里計分ヲ送り付テ。山中へハシリ入ニキ。哀レナルカナ此清丸松名ハ。前ニハ御門ノ御爲ニ左ノ足ノモ、ヲ切テ。其時モ八幡ノ御助ヲ蒙シニ。今度ハ又道鏡法王ノ御爲ニ右ノ足ノモ、ノヨウロヲ断チ切ラレ奉リ。乍レ去カクテ遂ニ清丸ハ宇佐ニ參付テ。社壇ヲ拜シ奉シニ。則ヨウロハ元ノ如クニ懸ニキ。其時記宣シ給テ。汝ヲ清丸我爲ニ苦惱ヲ受ケ。悲ノ思ヲ成ス事度々ニ及。此途返々不便ナリ。汝ニ引出物ヲ与ヘント記宣シ給テ。此度ハ神封ノワタ八万餘屯ヲ給セキ。

4 流布本『水鏡』下、四十九代称徳天皇

清丸かへりまいりて。このよしを申しかば。道鏡おほきにいかりて。清丸がつかさをとり。おほすみのくにへながしつかはして。よをろすちをたちてき。清丸かなしびをなして。こしにのりて宇佐・宮へまいりしに。ゐのしし三万ばかりいできたりて。みちの左右にあゆみつらなりて十里ばかりゆきて、山の中へはしりいりにき。かくて清丸宇佐にまいりつきて拜したてまつりしに。すなはちものとごとくたちనికి。託宣したまひて神封のわた八万餘屯をたまはせき。

5 『道鏡法師繪詞』(『経群書類』三二上)

みな御門の御かたはらに。法皇倚子をならへていたり。清まろをちかくめしよす。いかゝありつると御門とはしめ給。清まろはしめより。ありのまゝの事をひとつもおとさす申。御門きこしめして。ほいなしとおほしめす事限なし。法皇は目を血めに見なして。おもてをあをうなし。あかくなし。いきつきうつくみて。此清まろは。えもいはぬ盗人なり。人にかたらはされて。そら事を奏する也。さらにさる事あるへからず。此事によりて。おもきつみにあてんと奏しければ。けにいとひんなし。すみやかにその心なりとゆるされければ。からめよせて。よをろすちをたちて。伊豫國になかしつかはしつ。清まろなかされて。かなしかりけるまゝに。宇佐宮の御かたにむかひて。手をすりて申さく。仰のまゝにまいて奏したりとて。かかろかなしきつみになんあたりたる。大ほさつたすけ給へとて。こゑをはなちてなきければ。にはかに託宣し給はく。清まろはあやまちたることもなし。よこさまにぬす人のためにつみせられたる也。すみやかにこれよりむかへにつかはせと仰られければ。宇佐宮より人きて。むかへてなんぬてまいりける。よろこひてまいらんとてたちければ。よをろものとことくつかれにけり。宮にまいりつきたりければ。いまこと・もなをりなんど仰給ひ

ければ。宮になんさふらひける。

6 「八幡宮巡拜記」下(京大本)

一 稱徳天皇ノ御時清丸勅使ニ立タマヒシニ大菩薩御返軍

ニシノ海立白波ノ上ニシテ何スクスランカリノ浮世ヲ

又清丸ニ告テ曰、汚穢不浄ヲハ不嫌齋曲不買ヲ嫌トノ給フ。此天皇ノ御時、道鏡法師ヲ國王ニナサントテ、清丸ヲ勅使ニ立給ヒシニ、大神示云、吾國ニムカシヨリ民ヲ五位ニナス事ナシ。爰ニ道鏡怒ヲナシ御使カ申ナシト思テ、姓名ヲカエテ、ワカレノキタナ丸ト云。天皇モ又惡テ清丸カ足ヲ切テ空船ニ入テ海ニ放ツ。夫悲ム事、詞ニタラス。只タノム心ハ、一心ニ大菩薩ニ祈念シ奉ル計ナリ。此船字佐ノ宮近キ和ヘノ、濱エヨセラル。イツクヨリカ来リケン、猪來テ船ニソヒテ立リ。清丸此猪ニ乘ヌ。直ニ宇佐宮ノ兩様ノ中ニ入ニケリ。化現ノ猪成ト思ヒ、一心ナク欺キ申ニ、御殿ヨリ五色ノ鯛出テ清丸ヲ子フルニ、木ノ加リ足ナリヌ。道鏡カ乘道ノ時ヨリ、大菩薩御殿ノ内ニテ御座ヲ出シテ御返事ノ御詞ト、マリヌ。

7 「八幡愚童訓」上(『群書類從』卷十三、雄略雜誌社刊)

(前略) 孝謙天皇道鏡法師可有ニ踐許ニ由申サセ給シニ。我朝ハ神代ヨリ已來。民王トスル事ナシ。神嘗物ヲ云ニ依テコソ如レ是聞ニ非例。自今以後不可有勅答トテ。御詞留ケルコソ悲ケレ。然レ民猪神験ノ掲焉タル事昔ニ不替新也。件勅使和氣清丸成シヲ。惡ク申タレハコソ御許ハナケレトテ。ワケノキタナ丸ト名テ。二足ヲキリ乘ニ空舟一流サル。其悲無類只一筋奉レ祈念大菩薩計也。此船字佐濱打寄ラレタルニ。猪來テ添レ舟ニ。清丸是ニ取付テ乘ヌ。船字佐宮ノ兩様ニ到シカハ。是偏ヘニ大菩薩ノ被ニ召寄ケルニコソト賞テ。即猪ヨリ飛下テ流レ相成ニ。御殿内ヨリ五色ノ鯛ハイ出テ清丸カ脛ヲ尻ルニ。如レ元足ニ成シカハ心中ノ悅無ニ喻方ケル。果ニ宿願ニ造ニ足立寺。下和被レ切レ兩足。成テ即勅ニ其賞。切ニシ武。一脚。漢王哀其勞トイヘトモ被レ切足不ニ出來。於ニ清丸ニ被レ切足直シカ。サレハ大菩薩靈驗古今都無。誓。挂。頼。人ソナキ。

8 「八幡愚童記」上(日本思想大系20『神社雜記』より)

(前略) 孝謙天皇勅使ヲ立テ、色々ノ帶帛ヲ捨テ、道鏡法師ニ踐許在ベキ由執申サセ給ヒシ時、「我朝ハ神代ヨリ以來民ヲモテ無ニ為レル事。吾等ニ誓願ヲ願ニテ三身ノ神ヲ、理ニ善惡ノ道。今我不レ受ニ宣命。此旨、可ニ奏聞。定汝科ニ當ルハ、欺、

神吾能可相助也。依ニ物謂ニコソ、如シ此非例ヲ聞ケ。自今以後ハ可レ止ニ御洞ヲト在リシコソ悲シケレ。然レ共猶神驗ノ
掲掲ナル事ハ、昔ニ不替新也。大菩薩ノ無ニ御許ニ上ハ、遺鏡ノ即位不レ叶シテ、貴モ版立ノ余リニ、「件ノ勅使ハ和氣清丸也。
悪ク申テラバコソ御許サレハ無ケレ」トテ、ワカレノキタナ九ト名付テ、切ニ兩足ニ乗ニテ空船ニ被レ流。此船ヲ佐宮ノ派ニ
被ニ打寄タルニ、猪來テ船ニ副フ。清丸是ニ執付乗ル。忽ニ佐宮ノ南樓ニ至リシカバ、是個大菩薩ノ被ニ召寄ケルニコソト貴ク
テ、猪ヨリ飛下テ涙ヲ流ス処ニ、御殿ノ内ヨリ、

行ツ、來ツ、見レ共潔キ 人ノ心ヲ我レ忘レメヤ

是ヲ承テ、身毛弥立魂體テ、無ニ一心ニ奉ニ。信仰レ処、又目ニ御宝殿ニ五色ノ小蛇逸出テ、清丸ガ尻ヲ舐ルニ、如レ元足成リシ。心
ノ中ノ悦無ニ聲方。扇依ノ余、一伽藍ヲ造テ備ニ。法味ヲ願ヲ発ス処ニ、御託宣ニ、「汝、男山ニ可ニ建立」ト告給シカバ、八幡
山ノ奥ニ弥勒菩薩ヲ安置シテ足立寺ト名付タリ。和氣氏ノ氏寺トシテ今ニ在リ。下和ガ兩足ヲ被レ切、成王勅ニ其資ヲ、藤武ガ一
脚ヲ被レ切、漢王憐ニ其勞ヲ云ヘ共、被レ切足ハ不出來。清丸ガ足ノ本ニ復セシ事、大菩薩ノ靈驗古今無レ喩。

9 「八幡愚童訓」乙（日本忠臣大系20「寺社雜記」より）

和氣の清丸は、勅使として道鏡が事大菩薩に申されし時、ありのまゝに御返事を申たりとて兩足をきられしも、御殿の内より五色
の蛇出てねぶり、もとのごとくに成しも、正直をあわれみ給ふ故也。其の時の御歌に云、

歌 ありきつゝきつゝみれどもいさ清き 君が心を我わすれめや

とありしこそ、たぐひなき世のためしなれ。増源と云儀の御示現に、大治年中、「若人心正直、我身人ニ心中」と告給。（下、正直事）
又和氣の清丸につげ示し給は、「汝男山に神宮寺を建立すべし。我百十年を過して彼所に移給べし。清丸が命それまで有べから
ざれども、兼て造おくべし」と仰ありしかば、一伽藍を造営して足立寺と名付たり。されば遷坐あるべき神方はるかに其期あり、人
望時をあひ得たり。（上、遷坐事）

10 「松浦廟宮先祖次第并本縁」〔「聖書類聚」卷二五〕

（前略）可レ讓ニ帝位於玄助ニ由。以ニ和氣清麻呂ヲ勅使。令ニ奏ニ字佐大神宮。專不レ憚ニ帝勅。為レ攝ニ神訓。返奏不ニ容受
給一由。帝姫大顯。攻ニ彼清麻呂。降職麻呂。斬ニ其手足。已配ニ流囚岐國。替々宿衛。愛爾客之船遣ニ於逆風。來レ從ニ香州。

密通事由。乘し船浮し海。得し達す佐宮。俯伏拜表申云。為し攝神冥。返ニ奏不し容之由。今遣ニ禍對。唯願神驗。如し故還復。悲哀睡入。覺悟之次。手足還生。神助不し空。成喜之足。即依し祈念之應。建し立神護寺。在豐后山。今為高祖寺。和氣氏寺也。

11 『神皇正統記』 四十八代称徳天皇

(前略) 抑此道鏡は法王の位をさづけられたり猶あかずして。皇位につかんと云心ざし有けり。女帝さすがに思ひわづらひて給けるにや。和氣の清丸と云人を勅使にさして宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩さまと院宣ありて更にゆるされず。清丸歸参して有のまゝに奏聞す。道鏡いかりをなして清丸がよほろすぢをたちて。土佐の國にながしつかはす。清丸うれへかなしみて大菩薩をうらみかこち申ければ。小蛇いできて其きずをいやしてけり。光仁位に即給ひしかば則めしかへさる。神威をたとひ申て河内國に寺を立て神願寺といふ。後に高雄の山にうつし立。今の神護寺是なり。件のころまでは神威もかくいぢるき事なりき。道鏡つるに望みをとげず。女帝も又ほどなくかくれたまふ。宗廟社稷をやすくする事は八幡の冥慮たりしうへに。皇統をさだめ奉る事は藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

上掲の史料群(B)の内容と要点(A)とを勘案するに、鎌倉中期から後期にかけて成立した『八幡宮巡拝記』と『八幡愚童訓』を基礎とし、さらに宇佐・下毛阿郡内に存する関連史料をも収集して、この項目「猪山宮之事」を纏めあげたものと推測される。

三 「八面山峯入順拝次第記」考証

(1) 解題

この史料は、樺木晋一郎氏の所蔵する八面山関係史資料中の一点である。これには題簽なく外題もないが、内容から推して今かりに「八面山峯入順拝次第記」(以下、「順拝記」と略称す)と名付ける。縦二一・三センチ、横六七六・〇センチの巻子本で、几帳面に真書体で墨書されている。全て二百行からなり、一行に十字前後を配す。巻末に、

于時明治元年ニ至リ唯新除歸入執行ヲ廢シ

治部卿

智辨事

樺木義男ト改名、神官職務

雷山神社外九ヶ村神社ニ奉仕ス。

とあるように、八面山大口寺に住する修験の治部卿智弁法印は、明治維新の神仏分離に際し、還俗して名を樺木義男と改め、雷山神社（雷母大権現）の神官を本務職に近村の神社へも奉仕することになった。彼は大正六年五月十四日、六十九歳で没したから（樺木氏「過去帖」）、維新当時は二〇歳の青年である。八面山と山麓の村々を結ぶ生活規範としての峠入行事が廃止され、かつ伝統的な思考方法も全面的に転換を余儀なくされて次第に旧来の姿が稀薄になった頃、八面山座主大日寺の法脈と仏神事を後世に伝えようと思図したのであろう。所有の史資料に古老の伝承等も集め加えて一巻に纏めたと思われるが、誤記や欠落が目立ち大いに検討の余地がある。

なお、巻末記につづけて鉛筆書で樺木義男以降の系譜を記してあるが、「願拜記」の本旨と直接かかわらないので省略することにした。

(2) 翻刻

△凡例▽

- 一 本巻は、もと無題・無名ながら、いま便宜上「八面山峯入願拜次第記」と仮称する。
- 一 原文に句読点・返点・送仮名を付して判読の便に供した。
- 一 字体は現行の漢字に改めたものもある。
- 一 翻刻の上欄に主な行数を示し、引用に便ならしめた。
- 一 原文の字句に疑義あるものは、下欄に註記したものもある。
- 一 巻末の鉛筆書は省略した。

〔經刻〕

〔八面山峯入願拜次第記〕

1 人聞菩薩一味同心五人

2 同行、被修放生會、為永

3 代例。

4 八幡大菩薩者、移住小倉

5 山奉崇、弥勒菩薩現

護國靈驗威力神通大

自在・菩薩。

法蓮大和尚、字佐郡於

山本奉崇、虚空藏菩

10 薩號小坂坊也。

華嚴大和尚、於下毛郡

諫山郡八面山聖母大

權現仕奉崇。

大日如来號大日寺也。

15 覺滿大和尚、於米繩郡

奉崇。

栗師如来號西別當也。

弥勒大和尚、於六郷山

奉崇。

住小倉、拙稿欠字本推補

在下、王字原乎

20 東王菩薩、号愍童達也。

能智能行二人者、於津

波戸山蒙。

八幡大菩薩御神託、六

郷返禮之地修行、字佐

25 舟宮。

能智大和尚、号東別當也。

法蓮大和尚、弟子、

号森坊也。

30 華嚴大和尚、弟子、

號桐井坊也。

右、所司五人、座主別當

也。

八幡大菩薩、御辰筆御起

請文、嚴重、不可得、稱者歟。

35 法蓮、華嚴、覺滿、能能、各為

座主別當。此四人者

尊神權化之初、佛法修練、

同行也。依因縁、宰當職云。

光仁天皇寶龜十年、以延

40 寶法師、初、被補顯部、相並

別當・座主・勸行勸願。

淳和天皇天長六年、以光

惠法師被定講師。從此時

別當為講師。忌種神見等

45 又以同前。不去住之外、不

出塚之中、皆此常住、寺僧

矣。長保之元命、天喜之戒

萬、保・清圓、乍為此情林之

上首兼帶彼、男山之別當。

50 以齊會之隙間、上洛之際、

杜家無謂之由、奏聞之後、

戒心法印、圓賢法眼、寬賢

講師等、不望兼住、專住一

寺一學。其後、彼、社、別當類賢

55 之子息光清僧都、天治、比

初、申給當寺、檢校座主。大

治年中、祐清、嘉祿之權清

等、為寺塔、修造、勸願、勸

仕。暫雖住、寺不經幾年。即

60 補講代勸導師。又置留守

職、張三行寺務。寺院之廢亡、

喜、恐候情字矣
喜下、恐候字字平
保下、恐候字字平

賢、恐候乎

齊會、陵夷、職、而因、斯、隨則

堂塔者破壞而僅、留礎石、

佛像者朽損而不知在所在。

65 八面山者、象、八葉九尊、兩

界、西北、濱海、表、金界

觀字之智水、八面之山、齊

等、巖々、模、胎藏八葉之

心蓮、中裏、大日如來、則講

70 堂、尊佛也。

所司五行法次第

如意論法 五十日

金剛界 五十日

胎藏界 五十日

75 不動法 五十日

不動護摩供 一七日

八面山八ヶ所願拜執行護

摩供 一七日

八ヶ所拜禮 一七日

80 願拜之次第

三所和光社殿、聖母八幡

比咩神三柱靈神。護摩供

札奉納。從_レ是社壇之北、金色鹿、金色犬之靈石拜禮。

85

護摩供札奉納。從_レ是東方

奥院石籠尊神拜禮。護摩

供札奉納。從_レ是南馬城峯

山神宮拜禮。湖水、甘水ニ、

御供洗、山神水神ニ奉_レ獻。從_レ

90

是和与石、聖母八樓法蓮

御座也。石鉢、大神大嶽峰

拜禮。湖水之甘水。御供

洗奉獻。水神祭執行。從_レ是

猪川内、岩屋室如意輪觀

95

世音菩薩護摩供札奉納

拜禮。從_レ是八面山聖母八

幡比咩神拜所ニテ一宿。東

田口村中五穀豐登、諸病

除御折禱執行、護摩供札

奉納。役宅ニ御折禱指出、村

中ヨリ一宿、爾有_レ之。從_レ是八ツ

時出立。狹村長公宇津保岩

窟薬師如来拜禮、護摩供札

105

奉納。從_レ是長谷觀音大菩薩

拜禮。白山大權現廣前ニテ三

株村中、五穀豐登、諸病除御

折禱執行。從_レ是長谷寺一宿。

西林中賄。從_レ是五ツ時出立。猪

110

山大宮司稱用家。護摩供御

折禱指出。深水村兩立宮ニ一

宿。村中諸病除五穀豐登御

折禱執行。從_レ是阿波羅堂阿

彌陀如来拜禮、護摩供札奉

115

納。從_レ是東屋形村椎木宮ニテ一

宿。村中五穀豐登、諸病除御

折禱執行。從_レ是矢倉字戸窟

觀世音菩薩拜禮、護摩供札

奉獻。從_レ是今行村鉦立ニテ御

折禱。村中五穀成就、諸病除

也。一宿村中賄。役所、御札指

出。從_レ是下矢形天狗岩窟不

動明王拜禮、護摩供札奉獻。

從_レ是下矢形村、宮。一宿。村中五

穀豐登、御折禱執行。役所、御

125

札指出。從_レ是白木村天狗石愛宕大權現。護摩供札奉納。洪見。

一宿。村中五穀豐登、諸病除御

祈禱執行。村中賄。從_レ是田口金色桶木宮。護摩供札奉獻。從_レ是

同所妙見宮一宿。村中諸病除御

130

祈禱執行。同所椎木宮。拜禮。同

新屋鋪護摩供場所拜禮。同所

三田熊野大權現座主鎮守拜

禮。同所裏師如來護摩場所拜

135

禮。同猪山八幡宮拜禮。大日寺。

燔。右峯中拜禮者、

八幡大菩薩法蓮上人、佛法

執行之最初之靈地也。四人

140

同行年三十迄。執行可仕者也。

此德仁三年三月前之事ハ初也。有リ

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時仁三年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

民部郷、
智然峰入

145

人聞大菩薩 于時元文二年乙丑四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

刑部郷、
智祐峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時文曆元年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

150

宮内郷、
智曉峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時建治二年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

155

治部郷、
智兼峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時建治元年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

160

兵部郷、
智光峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時文和三年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

165

式部郷、
智昭峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時享和三年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

170

大藏郷、
智明峰入

當峯執行同行六人

165

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時文明十六年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

刑部郷

智永峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時永正十一年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

民部郷

智照峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時弘治二年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

大部郷

智倍峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時永祿三年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

兵部郷

智順峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時正保元年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

治部郷

智喬峰入

180

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時源治二年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

大坂郷

智岡峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時元祿三年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

185

普門郷

智玄峰入

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時元文四年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

治部郷

智源峰入

松尾山

當峯執行 于時天明六年二月十七日ヨリ
出立五十日四月六日燔宮

噺山

智善峰入

190

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時文化八年四月十一日ヨリ
出立同十八日燔宮

大部郷

智永峰入

195

當峯執行同行六人

人聞大菩薩 于時弘化二年八月廿四日ヨリ
出立同廿九日燔宮

民部郷

智淳峰入

于時明治元年、至り唯新除峰入執行ヲ廢シ

治部郷

智辨事

樺木義男ト改名神官職務

籠山神社外九ヶ村神社ニ奉仕ス

(以下、鉛筆書で樺木氏の系譜を記すも、省略す)

200

(3) 考 証

「順拝記」の内容を分析すると、左記のように凡そ五項から成り立っている。

① 尊神権化同行者の所職次第（1行～38行）

② 弥勒寺所職相承次第と八面山（39行～70行）

③ 所司五行法次第（71行～79行）

④ 八面山峰入順拝次第（80行～139行）

⑤ 峰入執行者一覽（140行～200行）

右の各項を順次に概述すれば、①は単人征討の折に八幡神に同行した僧四人の伽藍所在地と別当職次第を記し、②は弥勒寺講師等の所職相承と寺院の衰亡および八面山の意義を説き、③は弥勒寺以下五寺院の所司、とくに八面山大日寺座主等の條すべき行法と日数を記す。④は八面山峰入の順拝地・式次第等を述べ、⑤は八面山（大獄事）峰入を執行した歴代行者名一覽にその日程を付したものである。この史料は、明治維新に廢止された峰入を知る上で誠に貴重ではあるが、子細に検討すると隨所に疑念が生じ、俄に従えない。そこで各項ごとに若干の考証を試みることにしよう。

①の疑点は、華嚴建立の伽藍所在地にある。「託宣集」巻五には、

（前略）為、懺悔殺業罪障。五人、同行

一味同心。被修放生會。為永代例。大菩薩者

移住小倉山。奉崇彌勒菩薩。法蓮和尙

者於山本。奉崇虚空藏菩薩。花嚴者、

於三郡瀬寺。法鏡。奉崇如意輪菩薩。覺濟者、

於三來繩部。奉崇藥師如來。皆以被建立伽藍等一

山。奉崇藥師如來。皆以被建立伽藍等一。

とあり、また、文明十年八月日付の「宇佐宮法鏡寺縁起書上写」（『大分県史料』）にも、

宇佐宮法鏡寺之事

右當寺者、委任ニ八幡大菩薩勸宣、華嚴和尚開闢基大神比壽建立之御齋也。(下略)

とあり、華嚴は宇佐郡の郡瀬に法鏡寺を建立して如意輪觀音をまつたとするのが通説である。ところが、「願拜記」では下毛郡諫山郷の八面山に大日如来をまつり、大日寺と号したと主張する。この両説は相容れられるものではなく、おそらく「願拜記」の編者が大日寺の尊嚴を誇示し、法服の流伝を説くために作文したものが、それとも古老の伝を認めたものか、いずれかであろう。なお、①の典拠は主に「既宣集」や縁起類を基に纏めたものと思われる。また、大日寺の所在は三転しているが、最古の旧跡および聖母権現の御手洗地より出土した土師器等は、平安中期の遺物であり、奈良朝まで遡らず、創祀と併せ今後の研究課題である。

②の疑点は、所職相承の人名・年代等に類出する。以下に順次略記しよう。まず初めに、(a)延宝法師については人名・年代・事歴等から實在の確証は得られない。次に、(b)光恵法師は「類聚三代格」卷三・諸國講談師事の天長七年七月十一日付の太政官符により、天長六年(五月十日カ)弥勒寺講師に任命されたことは、一般によく知られている。また、(c)元命は「石清水文書」二一八幡別當令兼任弥勒寺講師例(以下、「兼任例」と略称す)によれば、長保元年に任じ永承二年まで勤仕している。以上の二人は特に疑問はないが、以下の人物にそれが多い。例えば(d)戒信の樹合、「兼任例」によると永承二年三月九日、元命の讒を受けて寛治元年の死に至るまで当職にあったから、天喜年間には任中に含まれる。故に原文「天喜之戒信」は「天喜之戒信」の誤記と解すべきであろう。次に(c)清円の場合は、寛治元年の任命であり、後任の円賢は長治二年である。この間に「保」字のつく年号は「嘉保」のみであり、彼を「嘉保之清円」と称しても不思議はない。つまり、原文の「保清円」は「嘉保之清円」の誤脱であろう。次に(f)戒心は、「兼任例」にも「石清水祠官系図」(「御辨書類從」第七輯上。以下、「祠堂系図」と略称す)にも見られない。上記の戒信の誤記でもない。ところが、中野權能氏が「八種信仰史の研究」上巻五五四頁に引用した「森坊系図」では、「戒信」が永久・元永年間に任にあったと記す。この時期は次の円賢の任中に含まれるから、「森坊系図」も信用しがたい。結局、戒心の実在さえ危いのである。さて、(g)円賢法眼は「兼任例」によると長治二年の任命である。「森坊系図」は「大治」とするが、これは次の寛賢の任中であり、右と同じく信用できない。(h)寛賢講師は、「兼任例」によると保安四年の任命である。「森坊系図」は「仁平」とするが、後の光清の任中であ

るから、または信用しがたい。(1)別当願置は、「兼任例」には勿論みえないが、いま「賴清系図」の「賴清」と同一人物とすれば、光清の父として記されており、「順拝記」と同題である。なお、「森坊系図」では「文治」の任中とするが、彼は八〇年前に入滅しており、この系図はまたく信用の限りではない。(1)光清僧都は「兼任例」によると大治三年十月に弥勒寺并喜多院檢校に任じられているから、原文の「天治ノ比初」は「大治」云々の誤記であろう。(2)祐清は建久元年に講師并喜多院司となり、正治元年には弥勒寺并喜多院正宮檢校に任じているから、原文の「大治年中」は年代上、全くの誤りである。(3)最後の棟清は承元元年に弥勒寺正八幡宮の寺務社務等を棟清より受けたと解されるので、後任の宝清の嘉禎四年までの期間に「高棟」年中は含まれる。従って原文の主旨は妥当である。以上のように、人物を中心に検討したところ、「順拝記」の叙述に誤記・誤解もみられるが、大勢はほとり認めてよからう。これに対し、中野氏が引用した「森坊系図」なるものは歴史知識の不足によるものか誤解も多く、軽々に引用すべからざる代物である。

①の疑点は、所司五人が如意輪法より不動護摩供まで修するのは定法であろうが、残る八面山八ヶ所順拝執行護摩供と八ヶ所拜礼を行ったのであろうか。それとも八面山蜂入の執行者が行する次第を記しただけなのか、今一つ判断としない。

②の疑点としては特に見当らないが、強いて言えば文体不統一のため文意不明の箇所もある。なお、順拝地とその内容については後述する。

③の疑点は、あまりにも多く考証も多岐に亘るが、ここには若干記すにとどめよう。第一に用字・用語の誤解が多い。例えば脚(官職名)を脚に、久・緑・萬(年号の用字)を文・録・満に、推新(歴史用語)を唯新としており、また官職名の該当箇所「大郡脚」「普門脚」など見慣れぬ用語がある。大郡脚は恐らく大府脚(大蔵卿の唐名)の誤記であろうし、普門脚は墓碑銘の「示寂普門祐玄大徳」や位牌の「惟徳都督門祐玄尊憲」等の語句を官職名と誤解した結果であろう。この語句は元來「妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第二十五」に由来する仏語であって官職名ではない。第二に蜂入執行者を一九名(新井・棟木義男を除く)掲出して近世期だけでも七名にのぼるが、その实在性と経歴には多くの疑点を含む。即ち、棟木家の古墓を調査したところ四人の墓碑銘文が確認され、位牌から五人、棟札・版木から各一人が知られる。その中で蜂入執行者一覽にみえない人物のみ挙げると次の通りである。

人物	事歴等	典拠
祐智	當山前権大僧都法印良尊祐智位、天正十一年正月	位牌
祐澤	當山前権大僧都良真祐澤法印、天正十二年十二月	過去帖
祐音	権僧都社領祐音大徳、享保十八年四月、八面山縁起の編纂を依頼す	墓牌・過去帖・外
宮内卿	享保九年、同一〇年に大日寺鎮守弁財天社を再建	弁財天社棟札
式部卿	天明四年の牛王堂遷版に陰刻	版木

右の表で、祐智・祐澤は位牌・過去帖により他に徴証はないが、祐音は墓牌銘・過去帖にもみえ、かつ「八面山縁起」の編纂を惠海法師に依頼して当山の復興を希求した人物である。その彼が峰入執行者一覽に記されないのは誠に不思議と言うほかない。また、宮内卿は大日寺鎮守の弁財天社を二度も再興しており、式部卿は天明四年の牛王賢遷版の製作者と思われる。この版木は國家安穩・五穀豊穰・無病息災等の祈願に必要な料紙をつくる根本である。恐らく式部卿は峰入のために製作したのではあるまいか。ともあれ、右の二名も峰入執行者一覽にみえず疑念は残る。

第三に、人名に加え峰入の時期も疑わしい。例えば上述の「普門廟 智玄峰入」について検討するに、該当者と覚しき人物を史資料に求めると、墓牌銘に、

元禄三庚午年

示寂 普門祐玄大徳覺靈

正月二十六日

とあり、また位牌にも、

(表) 入 當寺中興権僧都普門祐玄尊靈

(裏) 元禄三年正月十六日

とある祐玄の外に見当らない。つまり「願拜記」の智玄は祐玄の誤記と解されよう。ところが、峰入の日程には「于、時元禄三年四月十一日ヨリ出立。同十八日歸宮」とあって、彼が三ヶ月前に示寂したことと相容れない。いま祐玄の外に該当者がないとすれば、

「願拜記」の峰入日程も信じ難い。同様のことは、「嘯山 智喜峰入」にもみられる。すなわち、墓碑に、

安政三年

秋

權大僧都嘯山法印

辰八月晦日

とあり、位牌には、

(表) 樺木大人前嘯山翁靈位

(裏) 安政三辰年八月晦没

行年七十七歳

とあるから、安永九年(一七八〇)の出生である。しかるに峰入日程では「天明六年二月十七日ヨリ出立。五十日、四月六日帰宮」とあり、僅か七歳の少年が松尾山峰入を五〇日間も執行したとは考え難く、疑念は去らない。これに対し、嘯山の八面山峰入執行を推定せしめる史料がある。下毛郡木野馬深町大字今行字御下一一九二一番地に鎮座する鉢立宮に玉社が安置されており、次のような墨書銘が見出された。

(外側右面) 玉社 法印嘯山造之

願以此功德

(内側奥)

忍

普及於一切 奉建立神興一社
我等興衆生 皆供成神道

(外側左面) 文政八乙酉年吉符日

大庄屋 佐知彦右工門

東西村庄屋 出口次郎左工門

木崎源十郎

(背 面) 願主 現住權大僧都法印嘯山代

施主士伏見伸右衛門

金色・泖見・樋田・下屋方・今行・東西屋形諸人以諸

功擲成就也。右憲^藤者、天下泰平・國家安全・

御武運長久・諸人快樂・衆病退除・即災增福、

祈願如件。

右の文面から、鋒入の願拜地区・祈願事項および関係者等が知られ、極めて重要な史料である。その内容から推して、恐らくその年に八面山の鋒入を執行したのではあるまいか。次に、「民部卿 智浮鋒入」については、過去帖に、

左ノ年号月日ニ死

前棟木民部盛位 去ス
行六十七才二候

俗名民部卿

明治廿七年一月六日死去

大乗院少僧都法印智澄位
下接國若取惣大^下
下見徳屋寺「」

明治廿六年
四月十一日晦日也、舊曆ハ、八都村大字下見ト申ス。

とあり、鋒入日程に「于時弘化二年八月廿四日ヨリ出立。同廿九日帰宮」とあるから、弘化二年（一八四五）、十九才で鋒入したことになる。ところが、猪川内岩屋堂（下毛郡三光村大字田口字岩屋堂二六三四番地）内に存する障摩供板には、

弘化二年癸未

弘 峯 修不勳明王護摩供^(註) □ □^(註) 室内安穩諸人快樂祈所

四月 日 □ □^(註) 者智浮

とあり、執行は四月であり八月ではない。また智浮は智浮の誤記と解され、智澄は別名か後の改名でもあらうか。つまり、人名・日程とも誤記が目立つのである。

以上のほか細に検討を加えると、さらに幾多の疑点が生じ「願拜記」の史料の欠陥が多く指摘されようが、その原因は編集時における収集史料の不足と内容検討の力不足によるもので、編者は決して鋒入執行の捏造を企図したのではない。そのことは、上述の

掘出史料および後述の順拝地探訪の記述内容によっても証明されるであろう。

註 小田富士雄「宇佐彌勒寺所職相承考」(『大和文化研究』八の六。のち『九州考古学研究』歴史時代篇に所収)

(4) 順拝地探訪

「順拝之次第」の要所を抽出して現地比定を試み、これを一覧表にすれば次のようになる。なお、比定地の考証には膨大な紙幅を要するため全て省略し、その結果のみ記した。表と地図および写真等を参照して、現況を把握せられたい(表・地図・写真の番号は、相互に一致する)。

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
長谷寺	白山大権現	長谷観音大菩薩	宇津保岩窟	役宅	八面山三神拜所	猪川内岩屋堂	和左石	山神宮	奥院石廬	鷹石・犬石	三所和光社殿	社宮・役宅
	白山大神	観音菩薩	薬師如来			如塞輪觀世音菩薩	石体大神	尊神	盤石	聖母・八幡・比咩神	祭神・本尊	
○					○						宿	
		長谷寺奥の院	上水家カ			木像・護摩供札あり		天狗おとし		箭山神社	摘	
							三光村大字田口字八面山三五七二番				要	
			大字西棟字宇土山二二五番の八								現	
			字畑田平二一五七番								在	
			字西棟二二五四番の二								地	
			字前 一八九三番								(大分縣下毛郡内)	

32	大日寺	大日如来		寺跡のみ	" "	字寺の下三三四番
31	猪山八幡宮	塞師如来		大正五年、宮前神社に合祀	" "	" " 二六一番
30	藤原地所			石 祠	" "	字猪山平二六九番
29	熊野大権現			三田家	" "	字西迫一〇一九番
28	護摩供養所			今、尾白一馬氏宅	" "	字上中原八〇八番の三
27	椎木宮			石 祠	" "	字進上石六四六番
26	妙見宮	妙見菩薩	○		" "	字妙見三六一五番
25	楠木宮		○	大正六・七・二二、流失	" "	大字田口字菅尾五八八番
24	波見				三光村大字白木字波見(?)	
23	天狗石	愛宕大権現		上波見の糸切カ	" "	字波見山
22	役所			和田家カ	" "	字波九一〇一九番
21	下矢形村ノ宮		○	小市邸宮	" "	字波井九五七番
20	天狗岩窟	不動明王			" "	大字下屋形字小林山(?)
19	役所			宮成家カ	" "	" "
18	鐘立宮	鐘八幡	○		" "	字御下一九二番の一
17	矢倉字戸庭	観世音菩薩	○	粉洞穴	" "	大字今行字申進七九九番
16	椎木宮		○	七所神社に合祀	" "	字小畑四七一番
15	阿波羅堂	阿弥陀如来			本郷馬深町大字夏屋形字ホゲ岩九八六番	
14	清立宮		○	現、八所神社	" "	" "
13	猪山大宮司権用家				三光村大字西舞字古殿一〇三一番	

四 今後の課題

本稿は、収集史料に基づき八面山と神社の関係を概述したものであり、学問的研究は全て今後に托されている。史資料の残存するうちに調査を継続し、基礎史料の収集と保存に努める必要があろう。

現地調査に際しては、三光村教育委員会の酒井登氏・本耶馬深町教育委員会の神野哲氏をはじめ、地元の古老等の協力と案内を得て古跡の探索に努めたが、なお未見の地も多い。いま、古老と称される人物の存するうちに、彼等の相伝する旧聞や異事に加え、その生活経験の知恵をも聴聞して、今後の調査の基礎知識となす必要もあろう。



① 三所和光社殿(箭山神社)

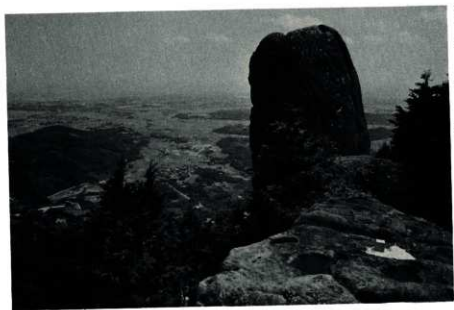


箭山神社本殿

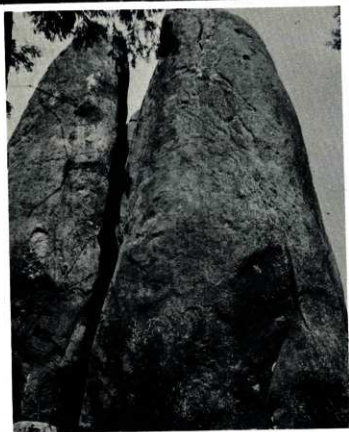
② 鷹石・犬石 (絵縁起の一部)



鷹石 (箭山神社本殿の横)



⑤
和
与
石



⑥ 猪川内岩屋堂（如意輪観世音菩薩）



堂内の護摩供板と木造如来立像

⑦ 八面山三神拝所



⑨ 宇津保岩窟の薬師如来（今、長谷寺にあり）



焼仏の薬師如来

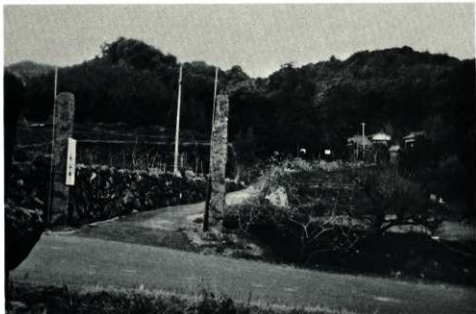
⑩ 長谷観音大菩薩（奥の院）



⑩ 白山大権現



⑫ 長谷寺





⑬ 猪山大宮司 稲用家
屋敷跡全景



屋敷内の古井戸

⑭ 南立石（八所神社）



峰入の宿所



伝、阿弥陀如来
(実は十一面観音菩薩)

⑬ 椎木宮 (屋成氏一族の氏神)



本殿跡 (人物の前方)



参道の石鳥居



⑰ 矢倉宇戸窟
宇戸窟(粉洞穴)



木造観世音菩薩像の残欠

⑬ 鉢立宮



玉社の墨書



宮成家屋敷跡(杉林の部分)
白い家屋の裏に鉾立宮が鎮座し、
杉林のすぐ上に宮成家墓地がある。

㊦ 下矢形村ノ宮 (原井の小市郎宮)



かつて社殿と鳥居の間に仮屋があり、峰入の宿所とされた。

㊧ 役所 (和田家カ)



⑤ 楠 木 宮 (大正六年に流失)



社 殿 跡 (後方の人物の箇所)

老 松 跡 (前方の人物の箇所)



妙見窟



妙見窟と囲炉裏（おこもり用）



②⑦ 椎木宮

石 祠 (右側)



②⑧ 護摩供場所 (今、尾白一馬氏宅地)

㊦ 熊野大権現



本
殿
跡



境
内
入
口
の
石
祠

② 護摩場所 (藥師如來)





⑤ 猪山八幡宮
本殿跡



参道の鳥居



大日寺跡



大日寺鎮守弁財天社